

家庭と教育と福祉の連携「トライアングルプロジェクト」に係る

「人材育成プロジェクト」事業報告書

～教育と福祉の連携・協働に関する研修コアカリキュラムの活用～

令和3年3月

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
発達障害教育推進センター

目次

I 特別支援教育に係る教員の専門性に関する現状認識	2
II 発達障害者支援における教育と福祉の連携に関する国の動向	4
1. 発達障害者支援法	
2. 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト	
3. 障害者活躍推進プラン	
III 『家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告』に係る 教育と福祉の連携・協働に関する支援人材育成のための研修カリキュラムの提案	6
1 有識者による検討会議の設置	
2 研修カリキュラム案作成の経緯	
3 教育と福祉の「連携・協働」に関する研修カリキュラム案	
IV 「人材育成プロジェクト」	13
1. 事業の目的	
2. 事業の内容	
3. 協力自治体の取組	
4. 発達障害教育実践セミナー	
5. 協力自治体の取組から	
V まとめ(今後の課題)	60
巻末資料	64
資料 1-1 教育と福祉の「連携・協働」に関する研修カリキュラム案(共通分野)	
資料 1-2 教育と福祉の「連携・協働」に関する研修カリキュラム案(専門分野)	
資料 2 通級による指導の担当者の専門性に関する研修コアカリキュラム案	

I 特別支援教育に係る教員の専門性に関する現状認識

中央教育審議会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（2012）には、「インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。」と述べられている。

また、「すべての教員が多岐にわたる専門性を身に付けることは困難なことから、必要に応じて、外部人材の活用も行い、学校全体としての専門性を確保していくことが必要である。」特に特別支援学校の教員とともに「特別支援学級や通級による指導の担当教員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きいため、専門的な研修の受講等により、担当教員としての専門性を早急に担保するとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。」とも述べられている。

全ての教員に求められる専門性としては、学級経営、学習指導、そして生徒指導等が挙げられる。今後は、特別支援教育に関する知識・技能の活用、関係者の連携・協働、共生社会の形成に関する意識等も重要となる。特別な教育的ニーズのある子ども一人一人の特性に応じた支援を考えるためには、特別支援教育や発達障害に関する一定の知識・技能を有していることが望まれる。特別支援教育の視点が、学級経営、学習指導、生徒指導等にも生かされていくことが一人一人の教育的ニーズに応じた教育の充実につながっていく。特別支援教育に関する知識や技能は、集団づくりや授業づくりに生かされるだけでなく、学校全体の校内支援体制の構築や家庭との連携・協働により、指導・支援の充実につなげていくことが重要となる

中央教育審議会が取りまとめた「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（2015）には、「個々の教員が個別に教育活動に取り組むのではなく、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げること。」「生徒指導や特別支援教育等の充実を図るため、学校や教員が、心理や福祉等の専門家や専門機関と連携・分担する体制を整備・強化すること。」等が述べられている。子ども一人一人に対する教育の質を一層充実させるためには、校長のリーダーシップのもと、校内委員会等を中心とした全校体制での取組、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成と活用、人的配置等の支援体制の整備、教員の専門性の向上などに取り組むことが大切になる。

中央教育審議会は2021年1月に「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」をまとめた。答申では、特別支援教育を担う教師の専門性向上について、①全ての教師に求められる専門性、②特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる特別支援教育に関する専門性、③特別支援学校の教師に求められる専門性に分けて整理されている。

ここではその一部を抜粋する。

① 全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性

全ての教師には、障害の特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力や、個別の教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する

理解等が必要である。加えて、障害のある人や子供との触れ合いを通して、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は障害により起因するものだけでなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという考え方、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ、障害による学習上又は生活上の困難について本人の立場に立って捉え、それに対する必要な支援の内容を一緒に考えていくような経験や態度の育成が求められる。また、こうした経験や態度を、多様な教育的ニーズのある子供がいることを前提とした学級経営・授業づくりに生かしていくことが必要である。

また、目の前の子供の障害の状態等により、障害による学習上又は生活上の困難さが異なることを理解し、個に応じた分かりやすい指導内容や指導方法の工夫を検討し、子供が意欲的に課題に取り組めるようにすることが重要である。その際、困難さに対する配慮等が明確にならない場合などは、専門的な助言又は援助を要請したりするなどして、主体的に問題を解決していくことができる資質や能力が求められる。

このため、管理職や特別支援教育コーディネーター等が中心となり、全ての教師が日々の勤務の中で必要な助言や支援を受けられる体制を構築することが重要である。また、特別支援教育に学校全体で取り組む観点から、管理職の資質向上は急務であり、管理職向けの研修機会や内容の充実が強く求められる。各都道府県においては、初任から管理職まで、発達障害を含む特別支援教育に係る資質を教員育成指標全般に位置付けるとともに、その資質を育成するため、体系的な研修を実施することが必要である。

② 特別支援学級、通級を担当する教師に求められる特別支援教育に関する専門性

特別支援学級や通級による指導の担当教師には、通常の教育課程に係る専門性を基盤として、実際に指導に当たる上で必要な、特別な教育課程の編成方法や、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成方法、障害の特性等に応じた指導方法、自立活動を実践する力、障害のある児童生徒の保護者支援の方法、関係者間との連携の方法等に関する専門性の習得が求められる。

各学校の特別支援学級や通級による指導を担当する教師の人数は少なく、研修に参加しにくい環境にあることから、OJT(On-the-Job Training)やオンラインなど多様な研修方法の工夫により、参加しやすい研修を充実する必要がある。また、発達障害のある児童生徒に携わる教師に求められる専門性や研修の在り方に関する具体的な検討が求められる。高等学校における特別支援教育については、平成30(2018)年度に通級による指導が制度化され、今後より一層教員の専門性の向上が求められることから、こうした研修の充実・活用を積極的に行うことが重要である。

③ 特別支援学校の教師に求められる専門性

多様な実態の子供の指導を行うため、特別支援学校の教師には、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して、これを各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能の習得や、学校内外の専門家等とも連携しながら専門的な知見を活用して指導に当たる能力が必要である。また、障害のある子供の一定数が複数の障害を重複していることを踏まえた対応が必要である。

さらに、広域での研修の仕組みや人事交流を可能とする仕組みの構築などのほか、養成段

階では現在の総単位数の中で、特別支援学校学習指導要領等を根拠に、特別支援学校の教師として押さえておくべき内容を精選するとともに、発達障害など全ての学校種で課題となっている内容についても学べるよう、内容を再検討することが必要である。あわせて、特別支援学校教諭の教職課程の質を担保・向上させるため、小学校等の教職課程同様、共通的に修得すべき資質・能力を示したコアカリキュラムを策定することが必要である。特別支援学校の教員の専門性を保障する観点から、特別支援学校教諭免許状の保有率を高めることは重要な課題である。

II 発達障害者支援における教育と福祉の連携に関する国の動向

I 発達障害者支援法

発達障害者支援法では、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等の連携を図り、施策等を進めることの重要性が以下のように述べられている。

第二条の二（基本理念）では、「発達障害者の支援は、個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない。」ことが示されている。また、第三条（国及び地方公共団体の責務）として、「国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活、警察等に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。」ことが示されている。さらに、第九条の二（情報の共有の促進）において、「国及び地方公共団体は、個人情報保護に十分配慮しつつ、福祉及び教育に関する業務を行う関係機関及び民間団体が医療、保健、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体と連携を図りつつ行う発達障害者の支援に資する情報の共有を促進するため必要な措置を講じるものとする。」ことが示されている。

第二十三条（専門的知識を有する人材の確保等）では、「国及び地方公共団体は、個々の発達障害者の特性に応じた支援を適切に行うことができるよう発達障害に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上を図るため、医療、保健、福祉、教育、労働等並びに捜査及び裁判に関する業務に従事する者に対し、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する理解を深め、及び専門性を高めるため研修を実施することその他の必要な措置を講じるものとする。」ことが示され、専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上を図るための研修の実施について触れられている。

2 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト

発達障害をはじめ障害のある子供たちへの支援に当たっては、行政分野を超えた切れ目ない連携が不可欠であり、一層の推進が求められている。特に、教育と福祉の連携については、

学校と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されている。こうした課題を踏まえ、各地方自治体の教育委員会や福祉部局が主導し、支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策を検討するため、文部科学省と厚生労働省の両省による家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトを発足させ、平成 30 年3月に報告がとりまとめられた。

同報告においては、教育と福祉の連携を推進している地方自治体や障害のある子供への支援を行う関係団体から、現状の課題や取組について報告を受け、文部科学省・厚生労働省として今後取り組むべき方向性について、次のような方策が挙げられた。

(1) 教育と福祉との連携を推進するための方策

- ① 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」の設置
- ② 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
- ③ 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- ④ 個別の支援計画の活用促進

(2) 保護者支援を推進するための方策

- ① 保護者支援のための相談窓口の整理
- ② 保護者支援のための情報提供の推進
- ③ 保護者同士の交流の場等の促進
- ④ 専門家による保護者への相談支援

(3) 国立特別支援教育総合研究所と国立障害者リハビリテーションセンターの連携促進

(4) 障害の理解促進のための普及啓発

報告では、国立特別支援教育総合研究所と国立障害者リハビリテーションセンターの連携促進により、「教育や福祉の分野において発達障害者の支援に当たる人材が身につけるべき専門性を整理し、各地方自治体において指導的立場となる者に対する研修の在り方など、両省・両者による連携の下、教育や福祉の現場にその成果を普及させる方策を検討すること。」が示されている。

「トライアングル」プロジェクト報告を受けて、平成 30 年 5 月 24 日に文部科学省初等中等教育局長と厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長の連名で「教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」が出された。同通知では、「各地方自治体において、教育委員会や福祉部局の主導のもと、支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援が受けられる支援体制の整備が求められている。」ことが述べられている。

3 障害者活躍推進プラン

文部科学省は、学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術の各分野において、より重点的に

進めるべき6つの政策プランを打ち出し、障害者が個性や能力を生かして我が国の未来を切り開くための施策を横断的・総合的に推進するために、「障害者活躍推進プラン」を平成 31 年 4 月に作成した。その内容は以下の通りである。

- (1) 障害のある人とともに働く環境を創る
～文部科学省における障害者雇用推進プラン～
- (2) 発達障害等のある子供達の学びを支える
～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～
- (3) 障害のある人の生涯にわたる多様な学びを応援する
～障害者の生涯学習推進プラン～
- (4) 障害のある人の文化芸術活動を支援する
～障害者による文化芸術活動推進プラン～
- (5) 障害のある人のスポーツ活動を支援する
～障害者のスポーツ活動推進プラン～
- (6) 障害のある人が教師等として活躍することを推進する
～教育委員会における障害者雇用推進プラン～

プラン2では、「発達障害等のある子供達の学びを支える ～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～」として、学校等における発達障害等のある児童生徒に対する指導や支援に関する知見を集約・整理し、教師に還元することで、通級による指導を含む特別支援教育の充実を図り、児童生徒の学びの質の向上につなげていくことについて、以下のことが挙げられている。

- (1) 通級における指導方法のガイドの作成
- (2) 「家庭・教育・福祉の連携」の確実な推進
- (3) 教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みの検討

文部科学省では、2020 年 3 月に「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」を作成している。

Ⅲ 『家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告』に係る

教育と福祉の連携・協働に関する支援人材育成のための研修カリキュラムの提案

『家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告』において、国立特別支援教育総合研究所と国立障害者リハビリテーションセンターの連携促進により、「教育や福祉の分野において発達障害者の支援に当たる人材が身につけるべき専門性を整理し、各地方自治体において指導的立場となる者に対する研修の在り方など、両省・両者による連携の下、教育や福祉の現場にその成果を普及させる方策を検討すること。」が示された。これを受けて、令和元年度から国立特別支援教育総合研究所と国立障害者リハビリテーションセンターは、文部科学省、厚生労働省と連携し、有識者、教育関係者、福祉関係者等による検討会議を設置し、発達障害者支援に係る教員や福祉関係者が連携・協働して支援を行うために身につけるべき専門性を整理するとともに、人材育成のための研修カリキュラム案の作成に取り組んできた。

1. 発達障害に係る教員や支援者の専門性の在り方等に関する検討会議の設置

教育や福祉の分野において発達障害者の支援に当たる人材が身につけるべき専門性を整理し、各地方自治体において指導的立場となる者に対する研修の在り方と研修コアカリキュラムを検討することを目的として、教育、福祉、保健、医療、労働の各分野の有識者からなる検討会議を設置した。令和元年度は、教育と福祉の連携・協働に関する共通分野について検討し、令和2年度は、教育、福祉、保健、医療、労働の各専門分野について検討した。

また、教育分野において、通級による指導の担当者の専門性について検討し、通級による指導の担当者の専門性向上に関する研修コアカリキュラム案についても検討・作成した。

(令和元年度 委員) ※所属等は令和2年3月現在

本田 秀夫 信州大学医学部 子どものこころの発達医学教室 教授
小倉 加恵子 国立成育医療研究センターこころの診療部児童・思春期メンタルヘルス科
診療部部长
西村 浩二 広島県発達障害者支援センター センター長
日戸 由刈 相模女子大学人間社会学部人間心理学科 教授
栗野 健一 日本発達障害ネットワーク 理事
光真坊 浩史 全国児童発達支援協議会 理事／品川区立品川児童学園 施設長
花熊 暁 関西国際大学教育学部教育福祉学科 教授
山中 ともえ 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長会 会長／調布市立飛田給
小学校 校長
西尾 幸代 福井県特別支援教育センター 所長
山下 公司 札幌市立南月寒小学校 通級担当教諭
伊藤 陽子 仙台市立高砂中学校 通級担当教諭
熊本 靖 宮崎県立日南振徳高等学校 通級担当教諭

(令和2年度 委員) ※所属等は令和3年3月現在

本田 秀夫 信州大学医学部 子どものこころの発達医学教室 教授
小倉 加恵子 鳥取県子育て・人材局家庭支援課 課長補佐
西村 浩二 広島県発達障害者支援センター センター長
日戸 由刈 相模女子大学人間社会学部人間心理学科 教授
栗野 健一 日本発達障害ネットワーク 理事
光真坊 浩史 全国児童発達支援協議会 理事／品川区立品川児童学園 施設長
遅塚 昭彦 埼玉県社会福祉士会 理事
市川 宏伸 日本発達障害ネットワーク 理事長
笹森 洋樹 国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育推進センター センター長

(令和2年度 ワーキンググループ)

遅塚 昭彦 埼玉県社会福祉士会 理事
小川 晴司 埼玉県発達障害総合支援センター 所長

朝倉 真由美 埼玉県保健医療部健康長寿課 副課長
山崎 晃史 社会福祉法人昴理事 ハロークリニック相談支援室長
河崎 誠司 特定非営利活動法人サンライズ 理事
井上 秀和 国立特別支援教育総合研究所 主任研究員
廣島 慎一 国立特別支援教育総合研究所 主任研究員

2. 研修カリキュラム案作成の経緯

(1) 令和元年度

第1回検討会議：令和元年7月20日（土）

- <議題> ○発達障害支援における課題、支援人材に関する現状
○教育及び福祉分野の支援人材に関する専門性について
○Webページによる情報発信の現状と課題

第2回検討会議：令和元年12月4日（水）

- <議題> ○教員や支援者の専門性の整理について
・発達障害者支援の専門性に係る連携・協働に関する項目一覧
・発達障害者支援の専門性に係る連携・協働に関する項目の整理表

第3回検討会議：令和2年2月25日（火）

- <議題> ○教員や支援者の専門性の整理と研修コアカリキュラム案について
・発達障害者支援の専門性に係る「連携・協働」に関する研修コアカリキュラム案
・通級による指導担当者の研修コアカリキュラム（イメージ案）

(2) 令和2年度

第1回検討会議：令和2年7月16日（木）

- <議題> ○発達障害支援における支援人材のための研修について
・教育と福祉の連携推進のための研修カリキュラムの地域展開
（研修テーマ、受講者、研修期間、研修形式、項目、講師など）

第2回検討会議：令和2年10月21日（木）

- <議題> ○研修カリキュラムについて
・文言の統一、修正案、参考資料など
・到達指標、研修講座の内容
○実施ガイドについて
・内容構成、研修モデルなど

第3回検討会議：令和2年2月17日（水）

- <議題> ○研修カリキュラムについて
・共通分野の修正案、専門分野の項目の最終検討
○実施ガイドについて
・WG 会議検討結果を踏まえての意見交換
○令和3年度教育・福祉連携推進事業計画（案）について
・e-ラーニングコンテンツの作成について

第1回ワーキンググループ会議：令和2年8月14日（金）

- <議題> ○各専門分野の研修カリキュラム作成について
- ・案作成の役割分担
- 自治体が活用しやすい実施ガイドの作成について
- ・目的や内容の検討

第2回ワーキンググループ会議：令和2年11月5日（木）

- <議題> ○研修カリキュラム案について
- ・第2回検討会議における修正提案について
 - ・全体を通しての検討課題について
- 実施ガイドについて
- ・内容構成、研修プログラム作成など

第3回ワーキンググループ会議：令和3年1月14日（木）

- <議題> ○研修カリキュラム案について
- ・修正提案の検討
- 実施ガイドについて
- ・内容構成、研修プログラム作成など

第4回ワーキンググループ会議：令和3年3月4日（木）

- <議題> ○研修カリキュラム案について
- ・修正案の確認と検討
- 実施ガイドについて
- ・修正案の確認と検討

令和元年度は、文部科学省、厚生労働省、国立特別支援教育総合研究所、国立障害者リハビリテーションセンターが連携しながら有識者会議を設置し、教育や福祉の分野において発達障害者の支援に当たる人材が身につけるべき専門性の整理や各地方自治体において指導的立場となる者に対する研修を行うため、教育と福祉の支援者が共通に見つけるべき分野についての研修コアカリキュラム案の検討を行った。

令和2年度は、教育、福祉、保健、医療、労働の各分野において、発達障害者支援に係る教育や福祉の支援者がその基本をおさえておいて欲しい専門分野の内容についての研修カリキュラム案の検討を行った。また、当研究所においては、全国の6つの自治体の協力のもと、教育と福祉が連携・協働するための研修コアカリキュラム案を活用した教員研修の在り方について、「人材育成プロジェクト」の取組を行った。新型コロナウイルスの影響もあり、各自治体においても教員研修には様々な制約がかかる状況での取組となった。「人材育成プロジェクト」についてはIV章においてまとめている。

『家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告』に係る研修カリキュラムに関する事業は、令和3年度をまとめた年度となる。教育と福祉の支援者が「連携・協働」するための「実施ガイド」の提案とポータルサイトにe-learning用コンテンツの作成を行う予定である。また、研修カリキュラム案を活用した教育と福祉の合同研修の在り方の検討と実践から、教育と福祉の支援者が「連携・協働」するための課題とその解決方策の検討を行い、セミナー等においてその成果を普及するための取組を行う予定である。

3. 教育と福祉の「連携・協働」に関する研修カリキュラム案

(1) 「共通分野」と「専門分野」

各地域において、教育と福祉の支援者が連携・協働して発達障害者支援を行うにあたり、共通に身につけておくべき専門性の項目とその内容について整理を行った。整理にあたっては、教育と福祉で共通性の高い項目、教育分野の内容で福祉関係者にも理解しておいてほしい項目、福祉分野の内容で教育関係者にも理解しておいてほしい項目について「共通分野」の研修コアカリキュラムとしてまず設定した。

さらに、教育、福祉、保健、医療、労働の各分野において、発達障害者支援に係る教育や福祉の支援者がその基本をおさえておいて欲しい各「専門分野」の内容についての研修カリキュラム案の検討を行った。(表1)

(2) 教育と福祉の支援者について

今回対象としている発達障害者支援に係る教育と福祉の支援者とは、就学前から学齢期、就労移行までにかかわるすべての支援者を想定している。具体的には、教育分野では、特別支援教育コーディネーターを中心に、通級による指導の担当者や通常の学級担任等が、地域において福祉等の関係者との連携による支援を行う場合に必要な専門性として項目を考えている。福祉分野では、かかわるすべての支援者の中でも特に教員や学校等との連携・協働のキーパーソンとなる相談支援専門員、巡回支援専門員等の専門性に係る項目を取り上げている。

(3) 研修カリキュラム案の内容

研修カリキュラム案では、基本となる専門性としてまとめた各項目の解説と内容を明示し、その上でその項目について学ぶための「研修講座」の具体例を挙げた。項目の内容により、それを学ぶための「研修講座」は複数の講座になる場合も考えられる。

教育分野においても福祉分野においても経験のある支援者だけが連携・協働するわけではないことから、研修を受ける者が取り上げた項目の内容をすべて学ぶということではなく、受講者の経験に応じて段階的に、また選択的に学ぶことを意図した。

また、項目ごとに「到達指標」を初級、中級、上級の3段階に分けて設けることにより、受講者が自分の経験に応じた「指標」で学ぶことができるようにしている。

(4) 研修の企画と研修カリキュラム案の活用

研修カリキュラム案は、研修の企画者が、教育や福祉の分野の発達障害者の支援者を対象とした研修を実施することを意図して作成している。そして、受講者が、地域の実態に応じて連携・協働による支援を円滑に進めることができるようになることを目的としている。

実際に研修を実施するに当たっては、研修カリキュラムにある項目一覧のすべてを研修プログラムとして取り上げることが望まれるが、各地方自治体の実態を把握し、優先すべき課題や研修ニーズに応じて、必要な項目を精選して研修プログラムを作成することも考えられる。

研修は、以下のような流れで企画・実施することが考えられる。ここでは、独立行政法人教職員支援機構「教職員研修の手引き」(2018)を参考に整理している。

① 地域の実態から優先すべき課題や研修ニーズを把握

発達障害者支援における教育と福祉の支援者の連携・協働の実態には、地域により違いがあると思われる。地域により優先すべき課題や研修ニーズ、研修の位置づけや研修の対象者も変わってくる。研修のニーズは、主催者（各地方自治体の研修企画者等）や受講者（連携・協働する支援者等）によっても異なってくる。

② 研修の目的や目標の設定

「教職員研修の手引き」では、研修の目的として以下の4つを挙げている。

- ・知識・理念・概念等の理解
- ・技能・スキル等の習得
- ・態度・行動等の変容
- ・問題解決能力の向上

この研修カリキュラム案では、初級、中級、上級の3つのレベルでの行動目標として、「何を」、「どの程度まで」できるようになることが望ましいのか、到達指標を設定している。受講者が自分の経験に応じた「指標」で学ぶことができるようにしている。

③ 研修プログラムの作成

研修の目的・目標の達成に向けて、研修内容の選択、研修内容の順序、研修の方法を決定し、研修プログラムを作成することになる。研修の方法には、以下のようなものがある。

- ・伝達型（講義形式、シンポジウム・パネルディスカッション等）
- ・参加体験型（ワークショップ、グループ協議、実習等）
- ・課題解決型（事例検討等）
- ・e-learning 型（講義動画等）

講義を受講する形式の伝達型研修はできるだけ講義動画等を活用し、ワークショップやグループ協議、事例検討などの参加体験型、課題解決型の形式を多く取り入れるようにする。。

④ 研修の評価

研修の企画者として、研修プログラムがどの程度有効であったか、研修の評価を行うことは重要である。研修の目的、研修内容、目標の設定、研修方法、講師の人選、研修期間・時間などが評価の観点となる。「教職員研修の手引き」では、評価の方法として以下の5つが挙げられている。

- ・アンケート調査（研修後）
- ・インタビュー調査
- ・理解度テスト（事前事後に行うことが有効）
- ・アクションプラン作成
- ・行動観察（所属機関において）

客観的な評価を得ることにより、次年度以降の研修の見直し、修正に役立てる。

※ 研修カリキュラム案は、巻末資料として掲載した。

表1 連携・協働に関する項目一覧

	A 基礎知識	B 指導・支援	C 家族支援	D 地域連携・協働	E 法令・制度・施策	F 権利擁護
共通	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害の障害特性の理解 ●発達心理 ●切れ目のない支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●アセスメント ●支援の計画の作成と活用 ●特性に応じた指導・支援 ●併存障害の理解と対応(二次的な問題を中心に) ●就業(就労)支援 ●生活・余暇支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●早期発見・早期支援 ●家族・保護者支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●他の分野との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害者支援法 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者の権利に関する条約及び児童の権利に関する条約
相互理解のための専門性整理表(共通以外で学んでほしい専門性)						
教育分野	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援教育(概論) ●特別支援教育体制 ●学習指導要領と教育課程 ●発達障害のある子どもの教育 					
福祉分野	<ul style="list-style-type: none"> ●学習指導と授業づくり ●学級経営と生徒指導 ●キャリア教育と進路指導 					
保健分野	<ul style="list-style-type: none"> ●障害児・者福祉(総論) ●障害児保育 ●ソーシャルワーク 					
医療分野	<ul style="list-style-type: none"> ●対人援助職の基本姿勢 ●発達支援 					
労働分野	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども家庭福祉 ●発達支援 					
労働分野	<ul style="list-style-type: none"> ●地域診断と地域ネットワーク ●ケアマネジメント 					
労働分野	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害の医療 ●精神疾患とその治療 					
労働分野	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害の法令体系と動向(保健、医療分野合わせて) 					
労働分野	<ul style="list-style-type: none"> ●職業リハビリテーション 					
労働分野	<ul style="list-style-type: none"> ●労働に関する法令・制度・施策 ●労働・雇用分野における権利擁護 					

IV 「人材育成プロジェクト」

発達障害を含む障害のある子供に対する支援は、全ての学校・学級に求められており、特別支援教育に係る教員の専門性の向上が課題となっている。また、発達障害をはじめ障害のある子供の支援に当たっては、行政分野を超えた切れ目ない連携が不可欠であり、一層の推進が求められているところである。特に、教育と福祉の連携については、学校と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されている。こうした課題を踏まえ、各地方自治体の教育委員会や福祉部局が主導し、支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策を検討するため、家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告まとめられた。

これらを踏まえ、文部科学省、厚生労働省、国立特別支援教育総合研究所、国立障害者リハビリテーションセンターが連携し有識者による検討会議を設置し、教育や福祉の分野において発達障害者の支援に当たる人材が身につけるべき専門性の整理を行うとともに、各地方自治体における人材育成に関する研修コアカリキュラムを検討し、作成した。

本事業では、研修コアカリキュラムの実践的検証を行い、成果を普及するための取組を行う。

1. 事業の目的・目標

- ・発達障害者支援に係る教員の専門性向上に向けた研修の在り方の検討
- ・教育と福祉の関係者が連携・協働に関する研修の在り方の検討
- ・本事業の成果を踏まえた体系的な研修のモデルプランの提案

2. 事業の内容

(1) 協力自治体の取組

「連携・協働」及び「通級による指導担当者」の専門性に関する研修コアカリキュラム案を活用した研修の在り方の検討と実践

(2) 研究所の取組

教育と福祉が連携・協働した支援人材育成の体系的な研修モデル案の検討

- ・協力自治体における研修コアカリキュラム案を活用した教員研修の検討・実践への支援
- ・都道府県等の指導主事等を対象とした「発達障害教育実践セミナー」の開催

(3) 事業の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3. 協力自治体の取組

協力自治体：秋田県、福井県、山口県、徳島県、宮崎県、川崎市（5県、1市）

本事業は、令和2年4月から開始する準備を進めていたが、新型コロナウイルスによる感染症拡大の影響による学校の休校や教員研修の中止など、困難な状況下での取組となった。また、協力自治体の感染状況の違いから、研修の実施状況も異なった。このような状況にもかかわらず、協力自治体においては、次のような取組が行われた。

秋田県

秋田県では、「連携・協働」及び「通級による指導担当者」の研修コアカリキュラム案を活用した『研修の実践』として、次の取組が行われた。

- ・学校と放課後等デイサービス事業所の連携促進に向けた研修会
- ・人事交流により特別支援学校に勤務する小学校教諭の研修における通級による指導担当者の研修コアカリキュラムの活用

1. (人材育成の)現状

新任特別支援教育コーディネーター研修会などでは、発達障害や教育と福祉の連携・協働に関する内容を取り上げているものの、研修会や講座の名称に発達障害や教育と福祉の連携・協働を示しているものはない。

また、教員育成指標の特別支援教育関係について、第1～3ステージでは生徒指導力の中に、第4ステージではベテラン教員が生徒指導力・進路指導力、管理職が学校経営力の中に示しているが、いずれも特別支援教育としての指標であり、発達障害を含んだものとなっている。なお、教育と福祉の連携・協働については、第3ステージ(目安:11年目～)の「チーム学校としての組織的な支援と保護者や関係機関、地域との連携の推進」が該当する。

2. (人材育成プロジェクトの)取組の概要

本プロジェクトの連携・協働に関する研修コアカリキュラム案の活用については、今年度から実施の、学校と放課後等デイサービス事業所の連携促進に向けた研修会が、対象の学校を小・中学校としており、教育と福祉の連携・協働という観点からもふさわしいと考え、対象とした。また、通級担当者に関する研修コアカリキュラム案の活用については、研修人事交流で特別支援学校に勤務する小学校教諭の研修趣旨の一つに「通級指導教室の機能を高める」とあることから、地域における特別支援教育を推進するための基礎的な内容を研修する2年目はふさわしいと考え、対象とした。

(1) 連携・協働に関する研修コアカリキュラム案の活用

○対象:学校と放課後等デイサービス事業所の連携促進に向けた研修会で、共通のA 基礎知識のうち「切れ目ない支援」を活用

○取組

・県内3地区で各1回(県北 10/15、県央 10/28、県南 11/12)

・参加者:(関係市)小・中学校、教育委員会、放課後等デイサービス事業所、
障害福祉担当課

(県) 健康福祉部障害福祉課

・内容:趣旨説明、調査結果報告(県内放課後等デイサービス事業所)

パネルディスカッション「切れ目ない支援に向けた連携体制の構築に向けて」

(2) 通級担当者に関する研修コアカリキュラム案の活用

○対象:研修人事交流により特別支援学校に勤務する小学校教諭6名(研修人事交流2年目)の1年間の校内研修で、研修項目(案)を活用

○取組

- ・対象者所属校の管理職への説明
- ・カリキュラム案を参考にした研修内容を研修計画書に明示して提出（各校）
- ・カリキュラム案や購入図書を参考にした研修の実施（各校）
- ・対象者へのアンケート調査の実施とまとめ

取組の概要

○本研修会は、切れ目ない支援体制整備充実事業（文部科学省補助金事業）の一つで、令和2年度から実施

○研修会の概要

- ・目的：障害のある子どもの生活や学習を総合的に支援するために、連携に係る好事例の共有や課題解決の方策等の検討を通して、学校と放課後等デイサービス事業所の連携促進を図る。
- ・会場：県内3地区（県北：大館市、県央：潟上市、県南：大田市）
- ・参加者：（関係市）小・中学校、教育委員会、放課後等デイサービス事業所、障害福祉担当課（県）健康福祉部障害福祉課
- ・内容：趣旨説明、放課後等デイサービス事業所対象の調査の結果報告
パネルディスカッション
「切れ目ない支援に向けた連携体制の構築に向けて」

○研修コアカリキュラムの活用

- ・共通のA基礎知識「切れ目ない支援」（到達指標：初級）

*「はじめに」「背景と目的」も活用



図1：連携・協働に関する研修コアカリキュラム案の活用

3. 成果と課題

(1) 連携・協働に関する研修コアカリキュラム案の活用

研修会については、目的である課題解決の方策の検討までは至らなかったが、切れ目ない支援に向けた連携の必要性を確認し、学校や事業所などそれぞれの立場の現状と課題を共有することができた。趣旨説明・調査結果報告・パネルディスカッションを「なぜ連携が必要か」という視点で一貫させ、具体とつなげた構成も有効であったと言える。課題としては、教員ができるだけ参加できるように、働き掛け方を工夫する必要がある。

カリキュラム案については、研修の趣旨や位置付けの明確化に活用できた。なお、発達障害のカリキュラムを特別支援教育の研修で活用する際には、活用する研修の選定に当たり、特別支援教育のカリキュラムとの関係や発達障害のカリキュラムとしての特徴を明確にする必要があると考える。また、福祉部局と連携強化を図り、共に進めていく上では、福祉部局の理解が不可欠であり、厚生労働省や国立障害者リハビリテーションセンターから、県や市町村の福祉部局に周知する必要があると考える。

(2) 通級担当者に関する研修コアカリキュラム案の活用


カリキュラム案の具体的な活用については、別添のアンケート調査のまとめに示した。購入図書の活用と併せて、対象者のニーズに応じた研修に活用できた。なお、当課主催研修等での活用の可能性については、今後検討していく必要があると考える。

（秋田県教育庁特別支援教育課 清水 潤）

【資料1】 令和2年度学校と放課後等デイサービス事業所の連携促進に向けた研修会
 県南地区 (R2.11.12)

令和2年度学校と放課後等デイサービス事業所の連携促進に向けた研修会
 県南地区 (R2.11.12)

**本研修会の趣旨説明及び
 放課後等デイサービス事業所への
 調査結果の報告**



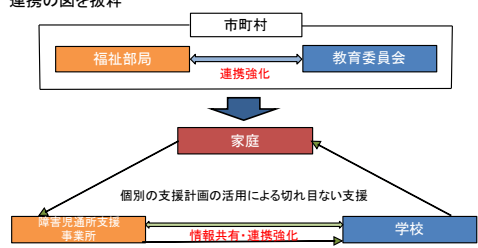
秋田県教育庁特別支援教育課

□ **1 本研修会の趣旨**

学校と放課後等デイサービス事業所の連携促進
 ～切れ目ない支援に向けた連携体制の構築に向けて～

【参考】平成30年3月29日 家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告 概要
www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1404500.htm

連携の図を抜粋



「トライアングル」プロジェクト報告を踏まえた
 国の主な関係動向

○教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)
 平成30年5月24日 文部科学省初等中等教育局長
 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
 * 教育と福祉の連携を推進するための方策についてなど

○学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行
 について(通知)
 平成30年8月27日 文部科学省初等中等教育局長
 * 個別の教育支援計画を省令に規定
 * 第3 留意事項
 3 個別の教育支援計画を活用した関係機関等との連携

「トライアングル」プロジェクト報告以前の
 国の主な関係動向

○児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層
 の推進について(事務連絡)
 平成24年4月18日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
 * 相談支援の充実及び
 障害児支援の強化(放課後等デイサービスの創設等)について

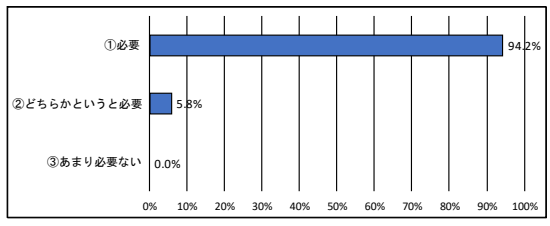
○「放課後等デイサービスガイドライン」にかかる普及啓発
 の推進について(協力依頼:事務連絡)
 平成27年4月14日 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
 文部科学省生涯学習政策局社会教育課
 * (参考)として、「ガイドラインに記載されている放課後等デイサービス事業所と
 学校との具体的な連携方法の概要」が6点示されている。

2 放課後等デイサービス事業所への調査結果

・ 調査目的
 放課後等デイサービス事業所を利用する小・中学校、義務教育学校、高等学校(特別支援学校を除く)の児童生徒の現状把握や学校との連携に係る課題を把握し、連携促進を図ることにより、障害のある児童生徒や保護者への切れ目ない支援体制を構築する。

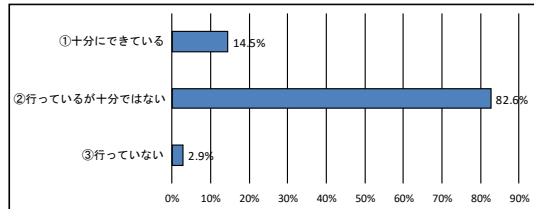
・ 調査対象 県内放課後等デイサービス事業所
 ・ 調査時点 令和2年8月1日現在
 ・ 調査項目 質問1～9(以下の結果は抜粋)
 ・ 調査回答 69事業所

【質問4】
 児童生徒への支援を行うために
 事業所と学校との日々の情報交換や引継ぎなど
 による連携は必要と考えるか。

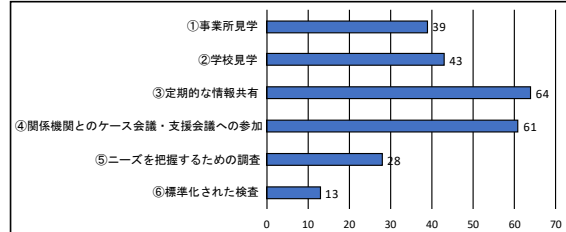


回答	割合
①必要	94.2%
②どちらかというと必要	5.8%
③あまり必要ない	0.0%

【質問5】
事業所と学校との日々の情報交換や引継ぎなどの現在の状況について



【質問7】
学校との連携に必要と考えている取組（複数回答）



【質問9】
事業所と学校との連携の具体的方策など効果的な連携についての意見（複数回答）

【主な意見】

- ・ 放課後等デイサービスに対する学校の理解
- ・ 情報共有及び面談（送迎時、定期、進級早期等）
- ・ 見学（学校、事業所）
- ・ ケース会議、支援会議、担当者会議、連絡会の実施
- ・ 療育部会や児童部会の活用
- ・ 連絡帳、個別の支援計画の共有・活用
- ・ 本人及び保護者のニーズの把握
- ・ 研修会の実施
- ・ 連携の体制づくり

おわりに(参考)

- ・ 教育と福祉それぞれが担う役割、専門とする分野の内容の違いを認識し、互いに尊重した上での連携・協働が肝要です。
- ・ 最も大切なのは、教育と福祉のそれぞれの役割がうまく機能することで、本人や保護者にとって必要な支援が、生涯にわたり切れ目なく受けられることです。

発達障害に係る教育と福祉の支援人材の専門性と研修の在り方の検討
報告書「連携・協働」に関する研修コアカリキュラム(案)より
令和2年3月 *未刊
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所発達障害教育推進センター
国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センター

【資料2】 研究協力に係る研修人事交流教員へのアンケート

研修人事交流に係る研修における「通級による指導の担当者の専門性に関する研修コアカリキュラム(案)」の活用について(6名のまとめ)

1 研修人事交流に係る研修の実施に際し、本カリキュラムを活用しましたか。該当する番号をお書きください。

① 活用した 6名 ②活用しなかった 0名

2 本カリキュラムをどのように活用しましたか。活用した研修を一つ取り上げ、以下についてお書きください。(研修内容、研修形態、活用した研修項目、活用の実際)

【A 教諭】発達障害児の理解と支援、講義・演習、2(発達障害の特性の理解と対応)・6(二次的な問題の理解と対応)

・教育専門監による研修会で、発達障害児のつまずきや困難さ、支援の在り方等について学んだ。校内の気になる児童への支援に活かすことができた。

【B 教諭】通級による指導、講義、3（通級による指導の制度）

・効率よく研修を進められるよう、研修項目の全てを網羅するのではなく、「通級による指導の制度」や「通常の学級との連携」など、必要な項目をピックアップし参考図書で確認してから研修に臨んだ。通級による指導担当者の「専門性と役割」や「指導・支援の実際」については、研修講師との対話により要点を見いだした。

【C 教諭】家族・保護者支援の在り方、講義・演習、8（家族・保護者支援）

・カリキュラムの内容を5歳児健診担当者と事前に共有し、過去の5歳児健診での健診の流れや幼児の様子、保護者との面談内容等について研修した。その後、実際に健診に参加し、保護者支援やカンファレンスの実際を経験して理解を深めた。

【D 教諭】通級による指導の制度、講義・参観、3（通級による指導の制度）

・研修の場として、通級指導教室のある学校を訪問し、その担当者から話を伺った。その際、カリキュラムの『主な内容』を参考に研修したい内容をまとめ、訪問先の担当者に伝えたことで研修の内容が焦点化され理解を深めることができた。

【E 教諭】教育的アセスメントの方法、講義・演習、5（アセスメントと指導・支援）

・購入した関係図書を活用して、カリキュラムの内容を研修指導者と事前に共有することで、具体的な研修内容の検討・設定に役立てた。

・研修では、検査者と被検査者に分かれて心理検査の疑似体験を行った。購入図書を事前に読んだことや被検査者の立場を実体験したことで、研修内容の理解が深まった。

【F 教諭】発達障害の定義と診断基準、講義・演習、2（発達障害の特性の理解と対応）

・カリキュラムの内容から自分が研修したい内容をリクエストをして、指導者に研修の具体的な準備に役立ててもらった。また、購入した関係図書を事後に読んで、研修内容の理解を深めた。

3 通級による指導の担当者の研修に、教育委員会や教育センターが本カリキュラムを活用する場合、特に必要と考えられる研修項目を、別添の12項目から3つまで選び（1つ又は2つでも可）、選んだ理由もお書きください。

○選んだ項目

・4名（5：アセスメントと指導・支援）

・3名（3：通級による指導の制度）

・2名（8：家族・保護者支援）（9：通常の学級との連携）（11：専門家・関係機関との連携）

・1名（2：発達障害の特性の理解と対応）（6：二次的な問題の理解と対応）
（7：個別の指導計画の作成と活用）（10：校内支援体制へのサポート）

・0名（1：発達障害を取り巻く教育の現状）（4：発達過程と発達課題）
（12：切れ目のない支援）

【A 教諭】 2、5、6

・これまで自分が出会った通級指導に通う子どもは、みんなと同じようにしても上手くできない等の負の経験を重ねていたり、通常の学級で傷ついたりしていることが多かったように思う。

一人一人に寄り添い、実態に応じた支援ができるように、より実践的な研修内容が求められていると考える。

【B 教諭】 3、9、10

・3～通級指導教室は一部の学校のみ開設されていて、制度や指導内容等が十分周知されているとは言えないためである

・9～小学校等での課題のひとつが、発達障害児が在籍する学級の経営の在り方である。チームの一員として通級による指導担当教員が、通常の学級とどのように連携していくのかが具体的に問われるためである。

・10～担当する児童生徒だけでなく全校児童生徒に目を向け、特別支援教育に係る校内支援体制の構築と機能発揮に参画していく意識の向上が欠かせないからである。

【C 教諭】 3、5、11

・3～通級担当以外の教師は、通級による指導の制度等について詳しく研修する機会が少ないので、通級の担当者としてしっかりと学ぶ必要があると思うから。

・5、11～通級は、週1時間など対象児童生徒への指導時間が少ないので、限られた時間でよりよい指導や支援をするための研修や専門家との連携が必要だと思うから。

【D 教諭】 5、8、9

・5～児童への指導、支援において基礎基本となる知識として必要だから。

・8、9～指導の効果を高めるために家庭や在籍する学級との連携について深めることが必要だから。

【E 教諭】 3、5、8

・3～設置者として、制度や法律等に関する研修を提供してほしい。

・5、8～実践事例を他の担当者と共有できる機会を設定してほしい。

【F 教諭】 7、11

・在籍学級（通常の学級）との「連携型個別の指導計画」を作成し、有効に活用できるようにするため。

・医療や福祉などそれぞれの立場からの支援も受け、チームで連携していく必要があるため。

4 本カリキュラムに関する御意見がありましたら、お書きください。

【C 教諭】

・資料や購入した図書を読んで、通級指導には幅広い知識と専門性が重要だと感じた。研修計画を立てる際の参考になった。

福井県

福井県では、「連携・協働」の研修コアカリキュラム案を活用した『研修の企画』として、次の取組が行われた。

- ・発達障害に関する既存の研修内容について情報収集・整理
- ・教育センターが開催する研修を整理し、福祉分野の専門家や市町教育委員会等と意見交換
- ・地域で核となる特別支援教育コーディネーターの育成を目指した研修体系の再構築

1. (人材育成の)現状

当センターでは、1年目の特別支援学級担任（以下、特担）、特別支援教育コーディネーター（以下、特コ）の研修、ベテランの特コや授業研究の推進役を担う担当者向けの研修に力を入れて実施してきた。新任特別支援学級担任研修は、毎年90名近くの受講がある。つまり、特学在籍児童生徒や発達障がい等で支援を必要とする児童生徒が増加傾向にある一方で、特別支援教育担当教員の専門性が追いついていない現状にあるということである。また、特別支援教育に関する様々なテーマで開催する研修講座を幼稚園・保育園・こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、関係機関を対象に実施している（表1）。令和元年度は延べ1,763名が受講し、そのうち福祉を含む関係機関の受講者は66名であった。福祉分野のことを学ぶ講座は、隔年で実施している。本年度は、コロナウィルスの感染拡大により、研修講座はすべて中止とした。

対象	特別支援学級担任			特別支援教育コーディネーター			その他
	1年目	2年目～	地域の核	1年目	2年目～	ベテラン	全校種、関係機関
研修名	新任 特別支援学級 担任教員研修			特別支援教育 コーディネーター 養成研修		特別支援教育 コーディネーター 専門研修(授業研 究リーダー研修)	研修講座 (13講座)
ねらい	特別支援学級の担任教員として必要とされる学級経営、学習指導、児童生徒理解等に関する基礎的事項について研修し、担任教員としての資質および指導力の向上を図る。			気がかりな子どもや障害のある子どもの支援や理解、対応について、園・学校内の協力体制や関係機関との連携協力によって取り組むために、そのコーディネーター的な役割を担う教員の基礎的知識や技能を培う。		特別な教育的にニーズのある子どもの理解や支援、対応について、園・学校内の教職員が協働して特別支援教育に取り組むために、その中心的な役割を担う教員の知識や実践力の向上を図る。	中止 特別支援教育の基本から最新の情報について、県内外の講師から学ぶ。

表1 令和2年度 当センター主催の研修

福井県教員育成指標には、福井県が求める採用時の姿、第1ステージ（教員としての基盤を固める）、第2ステージ（中堅教員・ミドルリーダーとして教育活動をけん引

する)、第3ステージ(経験を生かして指導・助言し、組織的な運営をする)に分け、それぞれのキャリアステージにおいて「特別な配慮を要する幼児・児童・生徒への対応」に関する具体的な資質・能力が明記されている(表2)。

資質・能力		ステージ	福井県が求める、採用時の姿	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ
				教員としての基盤を固める	中堅教員・ミドルリーダーとして、教育活動を牽引する	経験を生かして指導・助言し、組織的な運営をする
指導力	生徒指導	特別な配慮を要する幼児・児童・生徒への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育や外国人児童生徒等に対する支援の基本的な知識 ・発達障がいに対する知識、理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの個性、特性に応じた特別支援教育や外国人児童生徒等に対する支援の理解、実践 ・合理的配慮に対する理解、実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの個性、特性に応じた特別支援教育や外国人児童生徒等への支援の中核として実践を牽引 ・子どもの個性、特性に応じたキャリア教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・チームの責任者として、子どもの個性、特性に応じた特別支援教育や外国人児童生徒等への支援に関する組織的な対応の企画・調整と教職員への指導、助言 ・関係機関と協働した課題の改善、解決

表2 福井県教員育成指標 抜粋

2. (人材育成プロジェクトの) 取組の概要

<h3>人材育成プロジェクトの取組概要</h3> <ol style="list-style-type: none"> 1 発達障がいに関する既存の研修内容について 情報収集し、整理 2 研修コアカリキュラムの活用によって把握できた 当センター主催の研修の実状と課題 3 課題解決に向けた取組 <ol style="list-style-type: none"> ①福祉との連携 ②地域で核となる特別支援教育担当教員の 人材育成
--

表3 人材育成プロジェクトの取組概要

発達障がいに関する既存の研修内容についての情報収集と、整理

取組のとりかかりとして、当センターを含む県内の様々な機関が行っている発達障がいに関する既存の研修内容を収集し、研修コアカリキュラムの一覧に沿って整理した。一覧表に整理したことで、当センターの研修の実状や課題が以下のとおり明らかになり、新たな視点を見出すことができた。

研修コアカリキュラムの活用によって把握できた当センター主催の研修の実状と課題

当センターならではの特色として、発達障がい児支援の担い手である特担、特コの1年目の教員研修に力を入れていること、個別の支援(指導)計画や校内支援体制づくりに関する内容を充実させていることを再確認した。

課題としては、「福祉との連携」が不十分であることが明らかとなった。具体的には、特担、特コに必要な福祉分野の内容について、当センターとして重きを置いてこなかったため、検討ができておらず、研修内容にも含まれていないということである。福

社関係者が発達障がい児の相談支援のために、学校に入り込むことが多くなっている。しかし、学校と福祉との連携がうまくいかないことを見聞きする現状を踏まえ、互いの立場や役割について、十分に理解し合う必要性は大きいという意見がセンター内で挙がった。

新たな視点としては、「地域で核となる特別支援教育担当教員を育成する」という視点を見出すことができた。福井県では、前述のとおり、特学在籍児童生徒や発達障がい等で支援を必要とする児童生徒が増加傾向にある一方で、特別支援教育担当教員の専門性が追いついていない現状にある。市町教委も当センター同様、特担、特コを対象に校内支援体制、個別の支援（指導）計画に力を入れた研修を開催しているところである。今回、他県の研修体系や研修コアカリキュラムに触れることで、当センターの中で、「1年目の特担・特コの研修だけでよいのか、その後のフォロー研修が必要ではないか」、「市町教委・当センターの各々で研修を実施するのではなく、互いに連携し、研修のねらいや内容を検討していく必要があるのではないか」という意見が挙がるようになった。さらには「地域で核となる特担、特コ、いわゆる特別支援教育担当教員が、地域の若手の担当教員をフォローし、地域の特別支援教育の専門性を維持していくような地域の体制が今後必要になるのではないか」という意見も挙がった。

課題解決に向けた取組

次の段階として、①福祉との連携、②地域で核となる特別支援教育担当教員の育成という2つの視点をどのように盛り込み、来年度以降の当センターの研修にどのように反映させていけばよいかを検討した。

① 福祉との連携について

福祉分野の専門家（福祉事業所理事、福井県発達障害者支援センター職員）を招き、当センターとの意見交換の場を設け、以下の内容について意見交換した。

- ・教育と福祉との違い
- ・教育と福祉がどのような形で連携できるか
- ・教育機関主催の研修に必要な福祉分野の研修内容について

教育と福祉の違いについては、教育は組織、福祉は個人で動くという違いがある。福祉は、保護者の困り事を何とか解決しなければというミッションをもって、保護者の代理人として学校に入る。一方、学校は対象の子どもと周囲の子どもとの関係性も踏まえ、チームで支援を考える。この違いにより、福祉にとっては学校の支援のスピードが遅く感じる傾向にある。

どのような形で連携できるかについては、教育と福祉の違い自体を知ることから始めることが大事であること、教育のことも福祉のことも知っている人を育てていけるとよいこと、お互いのことを知って歩み寄り、少しずつでも変わっていくことが大事であるということ、福祉の人と顔なじみになり、友好的に話ができる人をつくっていくとよいということを共通理解することができた。

また、教育関係者が知っておく必要がある福祉分野の研修内容については、次のような内容がよいのではないかという意見をいただいた。

- ・福祉のいろいろな職種とその役割

- ・福祉の基本用語
- ・福祉が立てる支援計画について

さらには、教育と福祉が連携した事例をもとにグループ協議をすることで、教育と福祉との連携が具体化するのではないかという意見もいただいた。

② 地域で核となる特別支援教育担当教員の人材育成について

特別支援教育の指導主事が配置されている3市町教委指導主事、特別支援学級設置学校長会代表の校長、県教委も交え、以下を協議の柱に意見交換を行った。

- ・市町教委主催の研修等の取組について
- ・市町教委と当センターとの連携について
- ・これからの教員研修の在り方について

市町教委主催の研修等の取組については、当センター同様、地域で特担や特コの研修を行っており、それら担当教員の力量を把握し必要に応じてサポートもしているという意見が市町教委指導主事から出た。当センターからは、地域で核となる担当教員を育成するための研修を検討しているところで、市町教委と連携できないだろうかという提案した。このような意見交換において、市町教委も人材育成の必要性は喫緊の課題であり、人材育成の役割を担う担い手であることを再認識することができた。

校長や県教委からは、これからの教員研修は、知識注入型だけでなく、校内や地域の実状に合わせて取り組む実践型研修が必要であり、かつ有効であるということ、当センターの特コ専門研修、授業研究リーダー研修はまさに実践型研修であり、地域で核となる人材育成に活用できる研修であるという意見をいただいた。また、人材育成の意義を管理職が理解し、協力していく必要があるというアドバイスもいただいた。



3. 成果と課題

成果として、福祉分野や教育分野の専門家との意見交換やアドバイスをもとに、次年度の当センターの研修体系を見直した。具体的には、特担、特コの1年目研修のフォロー研修として、経験者研修を組み入れ、福祉分野の内容を経験者研修に組み込んでいくことにした。また、次年度以降の専門研修、授業研究リーダー研修は、ターゲットを中堅・ミドルリーダーのキャリアステージの教員にして、地域で核となりうる次世代の特コ、特担を育成するための研修とすることにした。このように研修の対象者やねらいを明確に示し、市町教委からの推薦を得て申し込むという手続きを踏めるようにした。

課題としては、次年度実施する福祉分野の研修（表4網掛け部分）、次世代の特担・特コを育成する専門研修・授業リーダー研修の検証が挙げられる。福井県教員育成指標（表2）の各キャリアステージにおける資質能力と当センター主催の研修の各対象者のねらいとの関連付けについても検討が必要である。また、次年度は、集合型研修を見直し、ハイブリッド型研修を本格実施予定である。研修者のニーズに応えつつ研修

の効率化を図っていく。現在、福井市では、福祉関係者から教育との連携希望の声が高まっていて、そこに教育関係者の窓口である当センターが協力できないかと考えているところである。福祉関係者とのネットワークをより強化して、教育と福祉との合同研修の開催も視野に入れて、よりよい研修を目指していきたい。

対象	特別支援学級担任			特別支援教育コーディネーター			その他
	1年目	2年目～	地域の核	1年目	2年目～	地域の核	全校種、関係機関
研修名	新任 特別支援学級 担任教員研修	研修講座 ・実践報告とグループ協議 ・福祉との連携についての事例紹介、グループ協議 授業研究 リーダー研修		特別支援教育 コーディネーター 養成研修	研修講座 ・校内就学支援の進め方 ・読み書きアセスメントと見立て ・福祉の基礎知識	特別支援教育 コーディネーター 専門研修 (授業研究リーダー研修)	研修講座 (10講座)
ねらい	特別支援学級担任教員として必要とされる、特別支援学級の学級経営、学習指導、個別の指導計画、児童生徒理解に関する基礎的な知識や技能を身に付ける。	児童生徒の実態からねらいを考え、授業実践、学級経営していく力をつけていく。	特別支援教育に関する最新の情報を身に付け、授業実践や学級経営に活用していく。	支援会議や校内委員会の運営、個別の指導計画の作成・活用など、自校の特別支援教育コーディネーターの業務に関する基礎的な知識や技能を身に付ける。	支援会議や校内委員会の運営、個別の指導計画の作成・活用など、自校の特別支援教育コーディネーターの業務を円滑に遂行していくことができる。	特別支援教育に関する最新の情報や地域の連携先の情報を身に付け、校内外の支援に生かすことができる。校内の特別支援教育の課題を捉え、課題解決に向けて働きかけることができる。	特別支援教育の基本から最新の情報について、県内外の講師から学ぶ。

表4 令和3年度 当センター主催の研修

(福井県特別支援教育センター 佐々木 美保)

山口県

山口県では、「連携・協働」及び「通級による指導担当者」の研修コアカリキュラム案の到達指標を参考とした『研修の実践』として、次の取組が行われた。

- ・小中学校の地域のミドルリーダーや、特別支援教育コーディネーター養成のための「特別支援教育アドバンス講座」の開催
- ・高校の特別支援教育推進教員を対象とした連絡協議会の開催

1. (人材育成の)現状

(1) 「山口県教員育成指標」

本県では、教員がキャリアステージに応じて計画的・継続的に資質能力の向上を図るための目安として「山口県教員育成指標」を作成している。以下は、特別支援教育に係る“教諭”用の指標である。

ア 採用時

- 特別支援教育やインクルーシブ教育システムの理念、合理的配慮の提供に関する考え方を理解している。
- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の多様な教育的ニーズを理解しようとしている。

イ 若手〔自立・向上期〕

- 障害等により困難を示す児童生徒の気持ちや、その背景を理解しようとしている。
- 障害等による困難に応じた多様な学習指導、学級経営の方法を知っている、または活用している。
- 校内支援体制の仕組みや個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成について理解し、参画している。

ウ 中堅〔充実期〕

- 児童生徒の障害者理解を深める指導や交流および共同学習の内容・方法の改善に努めている。
- 特別支援教育の視点を取り入れ、自分の学習指導、学級経営、生徒指導の幅を拡げている。
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、他の教職員や校内 Co、家庭、関係機関と連携して支援している。

エ ベテラン〔発展期〕

- 児童生徒の障害者理解を促進するための実践を蓄積し、校内への普及・継承を進めている。
- 特別支援教育の視点を踏まえた学習指導・学級経営・生徒指導の実践を蓄積し、校内への普及・継承を進めている。
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画の活用、校内委員会や事例検討会の充実等に向け、中心的役割を果たしている。

(2) 「発達障害」や「教育と福祉の連携・協働」に関する研修

ア 「発達障害」

- 経験年数等に応じた基本研修において、発達障害を含む個別の配慮と支援を必要とする幼児児童生徒への支援について研修を実施している。(初任者・新規採用者、フォローアップ(2、

3年次)、ステップアップⅠ(4、5年次)、6年次、ステップアップⅡ(7～9年次)、中堅教諭等資質向上研修、職能研修(教務主任、学年主任、生徒指導主任等)キャリアステージに応じた研修内容の吟味が十分でなかったため、内容の重なり部分も多かった。どれも、基礎的・基本的な内容であり、大事な事柄であるが、キャリアステージに応じた内容の検討が課題である。

○県教委作成のテキスト等をもとに、研修を実施するとともに、受講者が所属の学校等において研修内容を還元したり、校内研修で活用できたりするよう周知しているが、各学校等での研修内容の還元やテキストの活用に関する好事例の紹介など、更なる働きかけ等が必要である。

<テキスト>

・「通常の学級における特別支援教育の充実のために」～『個別的な支援』と『集団への指導』による取組～

・「高等学校等における特別支援教育～発達障害等のある高校生の指導と支援のために～」

○専門研修(特別支援教育)において、「発達障害のある幼児児童生徒の教育」研修講座を開設し、理解と支援について、最新の情報を踏まえた研修を行っている。

イ「教育と福祉の連携・協働」

○専門研修(特別支援教育)において、「障害特性や困難さに応じた指導・支援の実際～卒業後の姿を見据えて～」等の内容について、福祉関係者を招聘し、長期的視点で連携・協働していくポイントについて講義や研究協議を行っている。今後、研修内容について体系化を図っていく必要がある。

2. (人材育成プロジェクトの)取組の概要

本県では、「連携・協働」に関する研修コアカリキュラムと、通級による指導の担当者の専門性に関する研修コアカリキュラムの両方を活用して実践研究を行った。

活用した研修コアカリキュラムは、受講者に身に付けてほしい内容をカテゴリに分け、さらに項目に整理されており、「連携・協働」に関する研修コアカリキュラムにおいては、初級、中級、上級の3つの段階での行動目標として、「何を」「どの程度まで」できるようになることが望ましいのか到達指標が設定されている。

到達指標を踏まえた本県の取組

	初 級	中 級	上 級
「連携・協働」「関係の研修」		特別支援教育アドバンス講座①（小・中の中堅教諭） 【B指導・支援】 【C家族支援】 【D地域連携・協働】	
	特別支援教育授業づくりセミナー（小・中の特学・通級担当、高・特教諭） 【B指導・支援】		特別支援教育アドバンス講座②（小・中の中堅教諭） 【B指導・支援】 【C家族支援】 教育相談・保護者支援の充実 ※高校特支推進教員と合同実施
「通級指導」「関係の研修」	通級指導担当者研修会（小・中担当教員） 【A概論・基礎知識】 【B教育的ニーズに応じた指導】 【C連携・協働】	高等学校特別支援教育拠点校連絡協議会①（高校特支推進教員） 【C連携・協働】 進路先連携（労働）	
	通常の学級との連携 切れ目ない支援	高等学校特別支援教育拠点校連絡協議会②（高校特支推進教員） 【C連携・協働】 進路先連携（大学）	
		高等学校特別支援教育拠点校連絡協議会③（高校特支推進教員） 【B教育的ニーズに応じた指導】 【C連携・協働】 進路先連携（福祉）	
その他	ふれあい教育センター主催研修講座における、受講者・目的等に応じた研修コアカリキュラム（案）の内容の取扱い ○初めて特別支援学級を担当する教員研修講座 ○通級による指導の充実研修講座 ○専門性を高める特別支援教育研修講座 ○発達障害のある幼児児童生徒の教育研修講座 ○サテライト研修：発達障害教育セミナー（①理解と支援 ②学級づくり・授業づくり ③事例検討） ○サテライト研修：高等学校における特別支援教育セミナー 等		

また、「通級による指導」のコアカリキュラムにおいても、それぞれの項目ごとに、専門性を担保する力量を「中級」と想定されており、初めて担当する者は「初級」、地域の核、指導的立場の担当者は「上級」と「到達指標」が示されている。このため、今年度は、地域の中核となる教員の育成に係る既存の研修を中心に、この到達指標を踏まえて内容を取り扱い、実践することとした。

研修内容については、どちらの研修コアカリキュラムにおいても、「家族支援」「連携・協働」の項目の内容を重点的に取り扱った。

○「連携・協働」に関する研修コアカリキュラム

小中学校の地域のミドルリーダーの育成、特別支援教育 Co の育成のための「特別支援教育アドバンス講座」を中心に実施。（年2回）

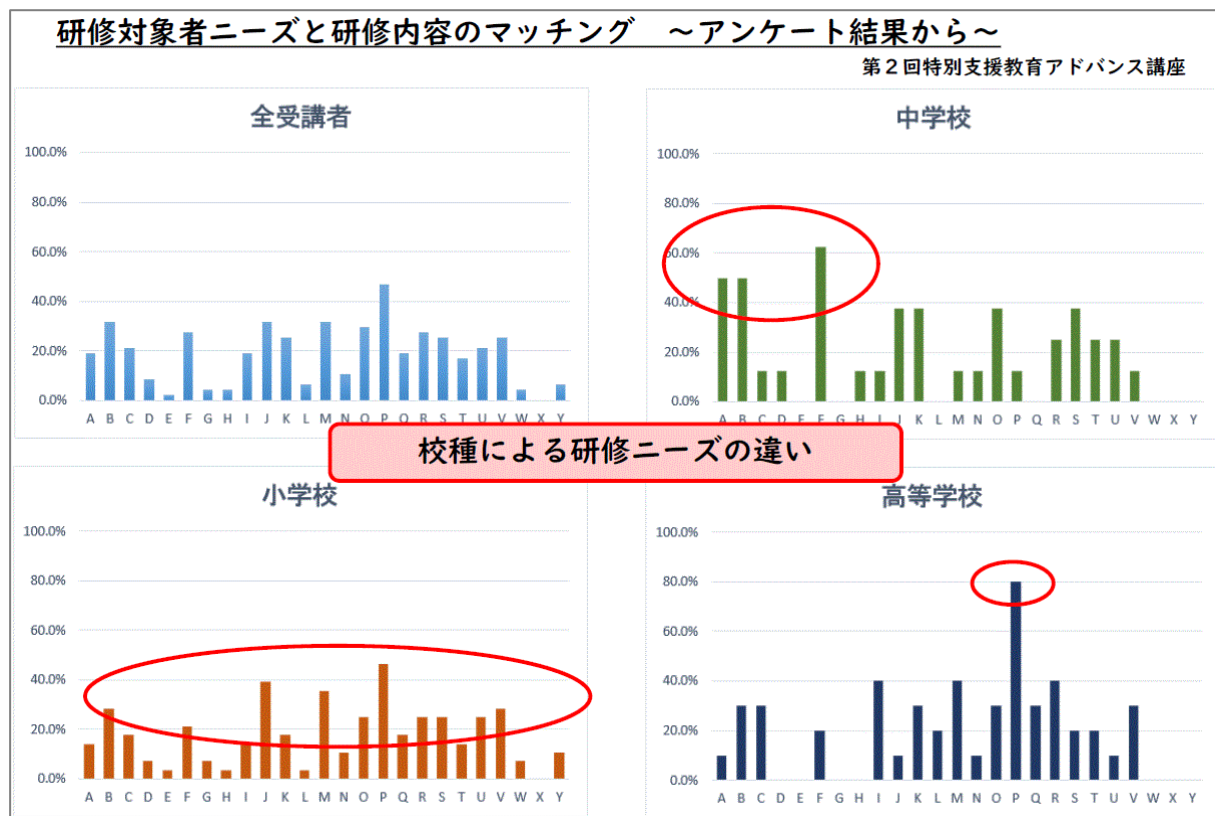
○「通級による指導」に関する研修コアカリキュラム

高等学校の特別支援教育の推進を担う特別支援教育推進教員を対象とした連絡協議会を中心に実施。（年3回）

また、「連携・協働」に関する研修の「特別支援教育アドバンス講座②」では、小、中、高の教員が合同で研修する機会を設定し、同一のテーマで校種を越えた事例検討等を実施した。この合同研修会では、受講者に対してWebによる事後アンケートを実施し、研修の企画者として、研修プログラムがどの程度有効であったか評価を行うとともに、受講者の研修ニーズ調査を実施した。研修対象者のニーズを明確に把握するため、Webアンケートの質問項目は、研修コアカリキュラムの内容から、今後、研修を深めたい内容として25項目を挙げ、その中から5つ選択するといった形で設定した。

従来の研修会のアンケートについては、事後アンケートとして研修会后すぐに記入して提出を求められることが多いが、新たな取組として、研修会后一定期間中にWebフォーム入力による回答としたことで、より多くの情報を収集することができた。

この質問を設定した背景として、コロナ禍で研修会の開催自体が難しく、回数や時間も大幅に縮減しており、研修会の企画者として、研修対象者に「求められる」と考えている専門性・資質能力と、研修対象者が「身に付けたい」専門性・資質能力の両者のニーズをマッチングさせ、数少ない研修機会が、より効果的な研修となるよう内容を設定したいと考えたからである。



Webアンケートは25の項目の選択としたが、今後、研修を深めたい内容は校種によってその傾向が大きく異なっていた。全受講者の結果はP「二次障害の理解と対応」の項目の回答が多く、残りの項目の多くは一定の希望がみられた。

しかし、校種別集計の結果は、小学校教員は全体集計とほぼ同様の回答となったが、中学校教員は、全体では一番多いP「二次障害の理解と対応」の内容は低く、A「発達障害の特性理解」B「発達心理」F「特別支援教育を推進する体制整備」といった、中学校段階における指導・支援、校内体制の構築など、中学校現場での現状の課題が挙げられていると考えられる。

一方、高校教員はP「二次障害の理解と対応」の項目が突出して高く、I「ソーシャルワーク」R「生活・余暇活動」と続くなど、高校卒業後を見据えた指導を意識しての回答であると考えられる。

研修コアカリキュラムで整理された項目、また、Webフォームの活用により、これまでのアンケートでは捉えることのできなかった受講者のニーズを詳細に把握できたことは、今後の研修会の効果的な研修内容の設定につながるものとする。

3. 成果と課題

<成果>

- これまでの研修で取り扱う内容は、研修の企画者側が、県全体の、または、地域の教育課題の解決のための内容を設定することが多かった。研修コアカリキュラムは、身に付けるべき専門性が整理されており、人材育成の視点からも、目的や回数等に応じた適切な研修内容の設定を行うことができた。
- 研修コアカリキュラムは、項目ごとに到達指標が設定されており、これを受講者に事前に示すことで、研修の目的が受講者にとっても明確となった。
- 研修コアカリキュラムは研修講座の例も提示してあるため、具体的な研修のイメージがわかりやすいものとなっており、県教委や教育センターだけでなく、地域の中核となる先生方にとっても活用しやすく、受講者自身がこのコアカリキュラムを自校及び地域の学校支援や研修会等で活用することができた。
- 項目を整理した事後のWebアンケート等により、受講者や校種ごとの研修ニーズの把握が容易になり、次の研修企画においてより効果的な研修となるよう内容を設定することができた。

<課題>

- 今後の研修をより効果的に、また、実践的なものとするために、教育的課題の整理や、アンケート結果の集積・分析等により、校種ごとの指導的立場となる教員に必要な専門性・資質能力を整理することが必要である。
- コロナ感染症の影響で、研修会開催を含め様々な面で影響があった。集合型研修やオンライン型研修など、コロナ禍においても安全で持続可能な研修会の開催について研究する必要がある。
- 本県には特別支援教育についてのキャリアステージに応じた育成指標があるが、発達障害者支援に限定したものはない。必要に応じて発達障害のある幼児児童生徒の教育に特化した人材育成計画等の作成を検討する。
- 人材育成には研修だけでなく、実践も人材育成の重要な要素であることから、両者の有機的な結びつきについて研究・実践していく必要がある。
- 研修成果や専門性が向上したことを測る評価の在り方について、自己評価、管理職による評価、児童生徒の変容による評価、保護者評価など、評価の在り方、方法について、今後の研究課題と考えている。

4. その他

- 本事業において取り組んだ研修コアカリキュラムの実践的検証について、今後、市町教育委員会等と共有するなど、その成果等の普及に努める。

(山口県教育庁特別支援教育推進室 藤井 敬明)

徳島県

徳島県では、「連携・協働」及び「通級による指導担当者」の研修コアカリキュラム案を活用した『研修の実践』として、次の取組が行われた。

- ・教育と福祉が連携した「地域支えあい隊プロジェクト(合同研修会)」の実施
- ・e-ラーニング教材開発
- ・特別支援教育コーディネーターの専門性向上を目指した研修体系の再構築
- ・通級による指導担当教員や特別支援教育コーディネーターの専門性向上を目指した研修体系の構築

1. (人材育成の)現状

徳島県では、以前より、発達障害の当事者やその家族をとりまく環境として、教育分野や福祉分野が切れ目なくつながり、それぞれの分野でうまくいっている手法を共有するという考え方が重視されてきた。そのために、福祉機関や福祉現場との連携の重要性を認識し、数年前からさまざまな施策に反映させてきたところである。

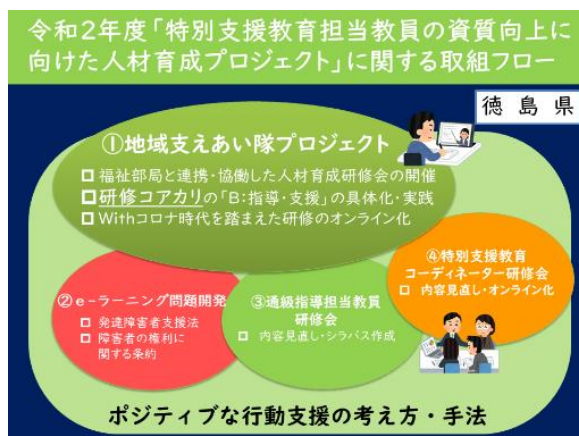
具体的には、年に数回合同研修を実施したり、教育または福祉関係者の研修会等に、講師を相互派遣したりして連携を図ってきたが、ベースとなる考え方の共有や共通のカリキュラム等は存在せず、相互理解を深めることが主目的であった。

徳島県教育委員会が推進している「ポジティブな行動支援」の手法は教育だけでなく、福祉など対人援助職全般にとって必要な考え方である。また、ポジティブな行動支援の背景となる応用行動分析学をベースとした問題解決手法を支援者間の「共通言語・共通の支援」とすることで、具体的で実効性のある発達障害児・者支援を切れ目なく推進することができるが、福祉現場にその考え方が浸透しているとは言い難い状況があった。

2. (人材育成プロジェクトの)取組の概要

1) 徳島県では、発達障害に係る教育と福祉の支援人材育成の具体的取組として「地域支えあい隊プロジェクト」に取り組んだ。

地域支えあい隊プロジェクトでは、福祉部局と企画から連携し、参加者募集でも協働した。本プロジェクトに合わせて新たに開設した「ステップアップ講座」の開設にあたっては、研修会講師と研修内容の共通理解を図るために事前の協議を複数回行うなど、「研修企画者のため



の連携・協働に関するコアカリキュラム(以降,コアカリ)のB「指導・支援」のシラバスを参考にアセスメントや特性に応じた指導支援などが網羅できるように,研修内容を企画した。(資料1地域支えあい隊参加者募集チラシ)

またコアカリの共通のB「指導・支援」で本県がねらいとする部分を中核とし,専門的な立場からの知見を提供いただくため大学の准教授に講義を依頼した。「特性に応じた指導支援」について,科学的根拠のある一般化された指導支援手法の1つとして,県が推進するポジティブな行動支援を中心に内容を組み立てた。

行動の原理やABC分析などの具体的な活用方法などの内容,教育と福祉など多職種間の連携についての意義や考え方の基本などの内容,についてコアカリの「指導支援」の内容を踏まえ講義や演習を行った。



また,新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もあり,他の研修の先駆けとして,いち早く研修のオンライン化を採り入れた。

福祉機関からの参加者の勤務時間に対応し,どの講座も平日の午前中や土曜日や日曜日などに開催した。

福祉事業所の中には,コロナ対策で職員に厳しい自粛を課しているところが多く,Zoomでの研修は大変好評であった。

2) eラーニングの新規問題作成(作成問題の一覧 [資料2](#) 特別支援まなびの広場 [資料3](#))

徳島県では,従来より特別支援教育についての基礎的な知識の習得を後押しするため,eラーニングを設定してきた。そこでコアカリの共通項目のEをベースに,これまでには作成していなかった発達障害者支援法などの分野に関する問題を新規に作成した。「地域支えあい隊プロジェクト」の受講者にこれを公開する予定であったが,コロナの影響により実現できなかった。

3) 特別支援教育コーディネーター研修会内容見直し及び通級による指導担当者研修会内容見直し

また,本県では,既存の通級指導担当教員や特別支援教育コーディネーターを対象とする研修会についても,研修企画者を中心に,研修コアカリキュラムの内容を参考にしながら研修内容の見直しや一部オンライン化などに取り組んだ。特別支援教育コーディネーター研修会と通級による指導担当者研修会について,本年度コアカリを参考に内容を見直しを行った。いままでの研修内容を一覧にして,コアカリのどの部分を満たしているのか,不足しているのか,把握した。

しかし、折からのコロナ禍や働き方改革による教員研修の見直しを受け、研修日数が大幅にカットされたため内容を精選・縮小することになった。さらに研修のオンライン化を進めることになり、地域支えあい隊でのオンライン研修の経験がとても役立った。

3. 成果と課題

成果

○コアカ리를ベースとした福祉部局との連携による支援人材の育成

コロナ禍の中でも研修会を実施することができたことの意義は大きい。特に感染対策のポイントを押さえ、多様な受講者ニーズにきめ細かく対応し、Zoomなどの対応をいち早くしたことが成果につながった。

また、今回の取組を通じて、地域支えあい隊のプログラムを企画する上で、コアカリはベースであり、根拠とするべきものであると感じた。福祉部局との連携でもコアカリを積極的に活用していきたいと考えている。コアカリを活用して研修内容を検討するなど、「共通言語」としてとらえたい。11月13日 発達障害者支援専門員養成研修プログラム（徳島県立発達障がい者総合支援センター「ハナミズキ」主催）2月11日 放課後児童支援員等資質向上研修会（県庁次世代育成・青少年課主催）の開催など、福祉部局との連携も今まで以上に深まってきている。

○Withコロナ・Afterコロナ時代を踏まえた研修のオンライン化

このプロジェクトを受けたときには、コロナ禍など思いもよらなかったが、コロナ禍により、オンライン化が促進された。Withコロナ・Afterコロナ時代を見据えた研修の在り方を考えるよい機会になった。

地域支えあい隊プロジェクトを開催できたことで、集合型研修とオンライン型研修のメリットがあらためてわかった。両方のよいところを採り入れ、成果を、次年度以降の研修企画や運用に活かしていきたい。

課題

当初は、地域支えあい隊でeラーニングを活用する予定であったが、今回コロナ禍の影響により実現しなかった部分があった。次年度以降、県として「地域支えあい隊」を継続する予定があるので、eラーニングを成果として積極的に活用していきたい。

徳島県としては今後も、コアカリの「共通」部分の「B：指導・支援」について、さらなる研修企画を推進していきたい。また地域支えあい隊プロジェクトの中で、「C：家族支援」についても講座設ける予定である。

実際に福祉部局と連携する際に研修の企画や運営など、いろいろな話し合いで積極的にコアカリを使っていきたい。発達障害児・者とその家族への支援を継続的に実施していく必要性を改めて強く感じている。

（徳島県立総合教育センター 樋口 直樹）

【資料1】 地域支えあい隊プロジェクト

発達障がい者等パートナー養成講座



地域支えあい隊プロジェクト

※プロジェクトの詳細は、裏面に紹介しています。※いずれの研修会も諸般の事情で開催を中止することがあります。

基礎講座

「発達障がい等の理解について」

- 9月 4日(金) 10:00~12:00
- 9月13日(日) 10:00~12:00

講師 徳島県立総合教育センター特別支援・相談課 指導主事
場所 徳島県立総合教育センター(板野郡板野町犬伏字東谷1-7)

定員
各20名

チャレンジ講座

※1は修了者の方も申込みいただけます。

1 発達障がい教育講演会

- 11月3日(火)(祝) 13:30~15:40

演題 「子どもの心の受け止め方~子どもの心に響く褒め方、叱り方、関わり方~」
講師 東京都立矢口特別支援学校 主任教諭 川上 康則 氏
場所 徳島県立総合教育センター(板野郡板野町犬伏字東谷1-7)

2 発達障がい体験ワークショップ

- 11月8日(日) 10:00~12:00

講師 徳島県立総合教育センター特別支援・相談課 指導主事
場所 徳島県立総合教育センター(板野郡板野町犬伏字東谷1-7)

定員
30名

定員
25名

ステップアップ講座(新規)リモート開催

※ステップアップ講座は修了者の方の申込みも歓迎します。

1 実態把握・アセスメントの方法について

2 行動問題への対応方法

3 連携・協働・共通理解を図るために

- 9月 13日(日)
- 10月 24日(土)
- 11月 8日(日)

時間 13:00~15:00
講師 畿央大学 教育学部 准教授 大久保 賢一 氏
場所 徳島県立総合教育センター(板野郡板野町犬伏字東谷1-7)

定員
30名

各回とも別内容です
(シリーズ研修)

お問い合わせ
お申し込み先

徳島県立総合教育センター特別支援・相談課

〒779-0108 板野郡板野町犬伏字東谷1-7
TEL:088-672-5200 FAX:088-672-5229

参加無料

【資料2】 eラーニング問題 「障がい児・者の福祉に関する法律・条約とその概念」

【第1問】

次の文を読んで()に当てはまる言葉を選びなさい。

2006(平成18)年、国連で採択された()は障害児・者を治療や保護の客体ではなく、人権の主体としてとらえることを前提としている。

【選択肢】

- 1) 児童の権利に関する条約
- 2) ノーマライゼーション推進条約
- 3) 障害者の権利に関する条約 ○
- 4) インクルージョン推進条約

【解説】

正解は「3の障害者の権利に関する条約」です。

法的な拘束力を持つ本条約が採択・発効されたことにより、世界における障害児・者に対する福祉施策を進める上で大きな意味を持ちました。

【第2問】

次の文を読んで()に当てはまる言葉を選びなさい。

障害者の権利に関する条約は、従来からある障がいの捉え方も変えた。従来、障がいは疾病や外傷などの個人的な問題で、医療を必要とするという「医学モデル」の考え方を反映していた。しかし本条約では、障害は主に()によって作られた問題であるという「社会モデル」の考え方を反映するようになった。

【選択肢】

- 1) 家族との関係性
- 2) 国家との関係性
- 3) 福祉との関係性
- 4) 社会との関係性 ○

【解説】

正解は「4の社会との関係性」です。

その後の法律や制度の基本的な考え方として「地域社会での共生」や、「社会参加の機会確保」などが重視されるようになりました。

【第3問】

次の文を読んで()に当てはまる言葉を選びなさい。

日本では障害者の権利に関する条約を2007(平成19)年に署名し、それ以降、批准に向けた国内法や関連制度の整備に取り組んできた。その一つである障害者基本法の改正を通して、障害者が日常生活又は社会生活を営む上で()となるような社会における事物・制度・慣行・観念等について、除去するように規定された。

【選択肢】

- 1) 不自由
- 2) 障壁 ○
- 3) 垣根
- 4) 隔壁

【解説】

正解は「2の障壁」です。

いわゆる「社会的障壁」のことです。

「合理的配慮」などの考え方が出てくるきっかけとなりました。

【第4問】

次の文を読んで()に当てはまる言葉を選びなさい。

障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)は、20

13(平成25)年に施行された。その中で、総合的な自立支援システムの構築を目指して、障害福祉サービスや地域生活支援事業などが規定されている。()の認定結果によって利用できるサービスの種類や量などが異なるために、希望がすべてかなうとは限らないものの、基本的には障がい者自身がどのサービスを利用するか、選択できる仕組みになっている。

【選択肢】

- 1) 障害程度区分
- 2) 障害サービス区分
- 3) 障害支援区分 ○
- 4) 障害給付区分【解説】

正解は「3の障害支援区分」です。

「…標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」と定義されています。区分は6段階に分かれており、区分6が支援が必要な割合が最も高くなっています。

【第5問】

「障害支援区分」の調査項目のうち、最も多いものはどれでしょう。選択肢から選びなさい。

【選択肢】

- 1) 行動障がいに関連する項目 ○
- 2) 移動や動作等に関連する項目
- 3) 意思疎通等に関連する項目
- 4) 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目

【解説】

正解は「1 行動障がいに関連する項目」です。

感情が不安定・自らや他人を傷つける行為・暴言暴行・対人不安や緊張など、34項目からなっています。

【第6問】

発達障害者支援法は、2016(平成28)年に改正された。

その総則第一条(目的)に記されていない事गरらを選びなさい。

【選択肢】

- 1) 発達障害の早期発見・発達支援
- 2) 障害によって分け隔てられない共生社会の実現
- 3) 発達障害者に対する就労支援
- 4) 障害者相談支援センターの指定 ○

【解説】

正解は「4の障害者相談支援センターの指定」です。正しくは「発達障害者支援センターの指定」です。

発達障害者支援法では、都道府県知事が社会福祉法人などを指定する又は自らが設置者となって、「発達障害者支援センター」を置くように定めています。

【第7問】

「発達障害者支援センター」の機能として、法律に規定されていないものを選びなさい。

【選択肢】

- 1) 発達障害者に対する障害支援区分の認定 ○
- 2) 医療、教育など関係機関や民間団体等の従事者に対する発達障害についての情報の提供及び研修
- 3) 発達障害の早期発見、早期の発達支援に資するため、発達障害者及びその家族、その他関係者に対する専門的な相談、助言や情報の提供
- 4) 発達障害者に対する専門的な発達支援と就労の支援

【解説】

正解は「1の発達障害者に対する障害支援区分の認定」です。

障害支援区分の認定については、市町村により設置された審査会が行います。

【第8問】

発達障害者支援法に規定されている「発達障害」について、あてはまるものをすべて選びなさい。

【選択肢】

- 1) 学習障害 ○
- 2) 注意欠陥多動性障害 ○
- 3) 自閉症 ○
- 4) 愛着障害
- 5) アスペルガー症候群 ○
- 6) 広汎性発達障害 ○

【解説】

正解は「1、2、3、5、6」です。

最新のDSM5(米国・精神障害の診断と統計マニュアル)では、発達障害は「神経発達症」、自閉症や広汎性発達障害は、「自閉スペクトラム症」、注意欠陥多動性障害は「注意欠如・多動症」、学習障害は「限局性学習症」と名称や診断基準が変更されています。常に最新の情報を得るように心がけましょう。

注) DSM はアメリカ合衆国の国内基準ですので、情報の取扱は慎重に行うとともに、ICD など他の情報ソースからの情報も合わせて収集するように心がけましょう。

【第9問】

次の文は障害児・者の福祉の概念の1つについて説明したものです。当てはまるものを選択肢から選びなさい。

「自らの意思を表明することが困難な障害当事者の意思を、援助者が代弁すること。障害当事者の権利を擁護するという広い意味でも使われる。」

【選択肢】

- 1) アカウンタビリティ
- 2) アウトリーチ
- 3) アイスブレイク
- 4) アドボカシー ○

【解説】

正解は「4 アドボカシー」です。

障害当事者が自ら意思表示し、自己の権利を守るという意味で「セルフアドボカシー」という言葉も登場しています。

【第10問】

次の文は障害児・者の福祉の概念の1つについて説明したものです。当てはまるものを選択肢から選びなさい。

「障害者や社会的マイノリティの人たちを含めたすべての人たちがお互いを認め合い、支え合って社会の一員として包み、共生していくこと。」

【選択肢】

- 1) ダイバーシティ
- 2) インクルージョン ○
- 3) ノーマライゼーション
- 4) エンパワメント【解説】

正解は「2 インクルージョン」です。

近年では、ダイバーシティ(多様性の尊重・多様な人材の積極的活用)と相互補完する概念として考えられることが多くなりました

【資料3】 徳島県立総合教育センター 特別支援まなびの広場リーフレット

特別支援教育について学びたい → **e-ラーニングがおすすめ!**

■ 障がいに関する基礎知識 ・ 知的障がい教育に関する知識 (基礎編) ・ 自閉症の基礎知識と実態	■ 行動分析学の基礎知識 ・ 行動分析学の基礎: ABC 分析 ・ 行動分析学の基礎: トークンエコノミーシステム	■ 特別支援教育に関する基礎知識 ・ 特別支援教育に関する知識 ・ 通級による指導
■ 個別の教育支援計画と個別の指導計画 ・ 個別の指導計画と個別の教育支援計画 ・ 個別の指導計画: 指導目標を具体的に記述する	■ 特別支援教育コーディネーターとしての基礎知識 ・ 特別支援教育コーディネーターとしての知識	■ 事例研究に関する基礎知識 ・ 事例研究に関する知識 ・ 事例研究に関する知識 (応用編)
■ 指導法 ・ 構造化のアイデアを活用した指導	■ 障害者差別解消法 ・ 障害者差別解消法: 制度までの動向 ・ 障害者差別解消法: 内容の問題	■ スクールワイド PBS ・ ポジティブな行動支援について (基本編) ・ ポジティブな行動支援のフィードバック

特別支援教育コーディネーターとしての知識 (初級編 1)

次の文章が正しいければ○を間違っている場合は×を記述してください。

「特別支援教育の推進について (通知)」(文部科学省, H19. 4. 9) に記述されている、特別支援教育コーディネーターの役割は、「校内委員会との連携・連携」、「特別支援教育に関する校内研修の企画・運営」、「関係機関・学校との連絡・調整」の3つである。

① 画面左のメニューから

② ログインをクリックする

③ クリックすると、この画面へ

徳島県教育情報ネットワーク e-ラーニングシステム (発達障害者支援センター) (発達障害者支援センター) (発達障害者支援センター)

徳島県内の方
 ユーザ名: tokunai
 パスワード: passtokunai

徳島県外の方
 ユーザ名: tokugai
 パスワード: passtokugai

ログイン

ユーザ名:
 パスワード:

ユーザ名を記憶する

※ 本人確認が完了するまでログインできません
 アカウントのタイプを確認してください。

▼ここがおすすめ

約 1000 問の中から自分のニーズに応じた教材を選択できます。

クイズ形式でわかりやすく学べます。

10 ~ 20 問が 1 セットになっており 5 分程度で実施できます。

▼まなびの広場へのアクセス▼

特別支援まなびの広場

<https://manabinohiroba.tokushima-ec.ed.jp/>

リーフレットについてのお問い合わせ

徳島県立総合教育センター特別支援・相談課
 〒779-0108 徳島県板野郡板野町大伏宇東台1-7
 ☎088-672-5200
 E-mail tokubetsushien@mt.tokushima-ec.ed.jp

■ このリーフレットは、文部科学省委託事業「発達障害者に関する情報による指導担当教員等専門性充実事業」により作成しました。

宮崎県

宮崎県では、「連携・協働」及び「通級による指導担当者」の研修コアカリキュラム案を活用した『研修の企画・実践』として、次のような取組が行われた。

- ・上級特別支援教育コーディネーター養成研修カリキュラムの構築
- ・福祉、医療機関等と連携した研修の充実
- ・教育研修センター及び各エリアにおける発達障害者支援の専門性に係る研修の体系化
- ・通級メンター養成研修カリキュラムの構築

1. (人材育成の)現状

宮崎県では、教育研修センターや特別支援教育課が実施するエリア研修において、「発達障がい」や「教育と福祉の連携・協働」に関する研修を実施している。中でも、地域の中核となる教員を育成することを目的としている「上級特別支援教育コーディネーター養成研修」では、医療や福祉関係機関と連携し、研修内容を検討したり、講師として招聘したりする等、協力を得て研修を実施している。

これまでは、教育研修センターで実施している研修と特別支援教育課で実施しているエリア研修の関連性が整理されていないことから、内容の重複などの課題があった。また、本県の教員育成指標には、特別支援教育に関する資質・能力に特化したものが示されていないため、教育研修センターで実施しているステージごとの選択研修の内容を決める上で系統性をもたせることができていない状況であった。

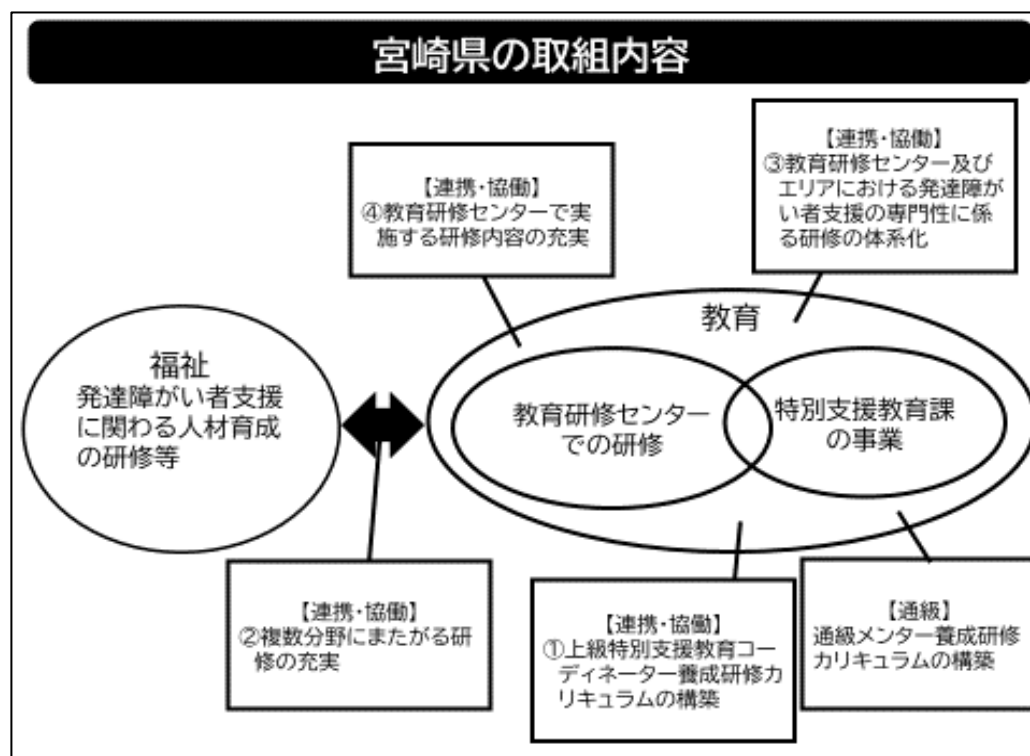


図1 宮崎県の取組内容

2. (人材育成プロジェクトの) 取組の概要

本県は、「発達障害者支援の専門性に係る連携・協働に関する研修コアカリキュラム(案)」の検証と、「通級による指導の担当者の専門性に関する研修コアカリキュラム(案)」の検証の2つに取り組んだ(図1)。

(1) 発達障害者支援の専門性に係る連携・協働に関する研修コアカリキュラム(案)の検証
 発達障がい者支援に関わる人材を育成するために、福祉関係と教育関係が相互に乗り入れたり協力したりして、研修の内容と場が充実することを目指し、①上級特別支援教育コーディネーター養成研修カリキュラムの構築、②複数分野にまたがる研修の充実、③教育研修センター及びエリア研修における発達障がい者支援の専門性に係る研修の体系化、④教育研修センターで実施する研修内容の充実、の4つの内容に取り組んだ。

① 上級特別支援教育コーディネーター養成研修カリキュラムの構築

「上級」として身につけるべき資質や、系統性のある研修内容について協議を行った。また、研修修了者の役割等についても協議を行った。上級特別支援教育コーディネーター養成研修の修了者には、高いコンサルテーション力が求められるため、3日間の研修で必要な知識が習得できるよう、講義や演習の内容を構築した。研修コアカリキュラムの内容を検証し、上級特別支援教育コーディネーター養成研修のカリキュラムを再構築したものが図2である。

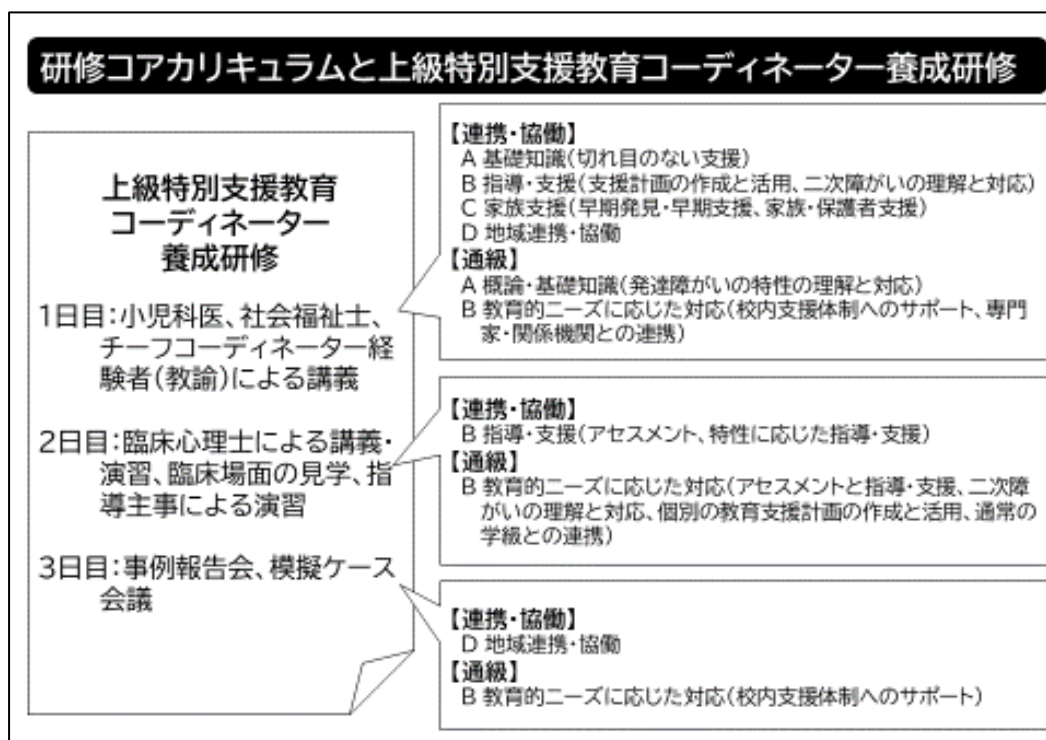


図2 研修コアカリキュラムと上級特別支援教育コーディネーター養成研修

3. 成果と課題

(1) 成果

- 上級特別支援教育コーディネーター養成研修については、研修の目的や内容を検討し、医療や福祉と連携した研修を実施することができた。
- 複数分野にまたがる研修の充実については、県中央発達障害者支援センターと連携して研修を創設し、今年度は動画の配信を行うことができた。
- 教育研修センター及びエリア研修の体系化については、宮崎県教員育成指標との関係性で整理することができた。また、エリアサポート推進協議会作業部会において教育研修センターで実施している研修内容を伝え、研修の体系化につなげることができた。
- 教育研修センターで実施する研修内容の充実については、発達障がいのある子供への支援を段階的に学ぶことができるように、選択研修の内容を充実させた。また、初期研修1年目に対して「NISE学びラボ」を活用した研修を実施することができた。
- 通級メンター養成研修カリキュラムの構築については、協議を重ね、実施要項を作成することができた。

(2) 課題

- 既存の会議や研修等を活用したり、各エリアで実施している福祉との連携を可視化したりして、関係部局との連携の充実を図る必要がある。
- 中級にあたる研修、令和4年度の実施に向けた通級メンター養成研修や上級特別支援教育コーディネーター養成研修修了者のためのリフレッシュ研修について検討し、地域の核となる人材を育成するための研修カリキュラムの充実を目指す必要がある。
- 「NISE学びラボ」を活用するなどして、宮崎県版研修カリキュラムの充実を目指す必要がある。

4. その他

補足資料

(宮崎県教育研修センター 後藤 あらた)

【補足資料】

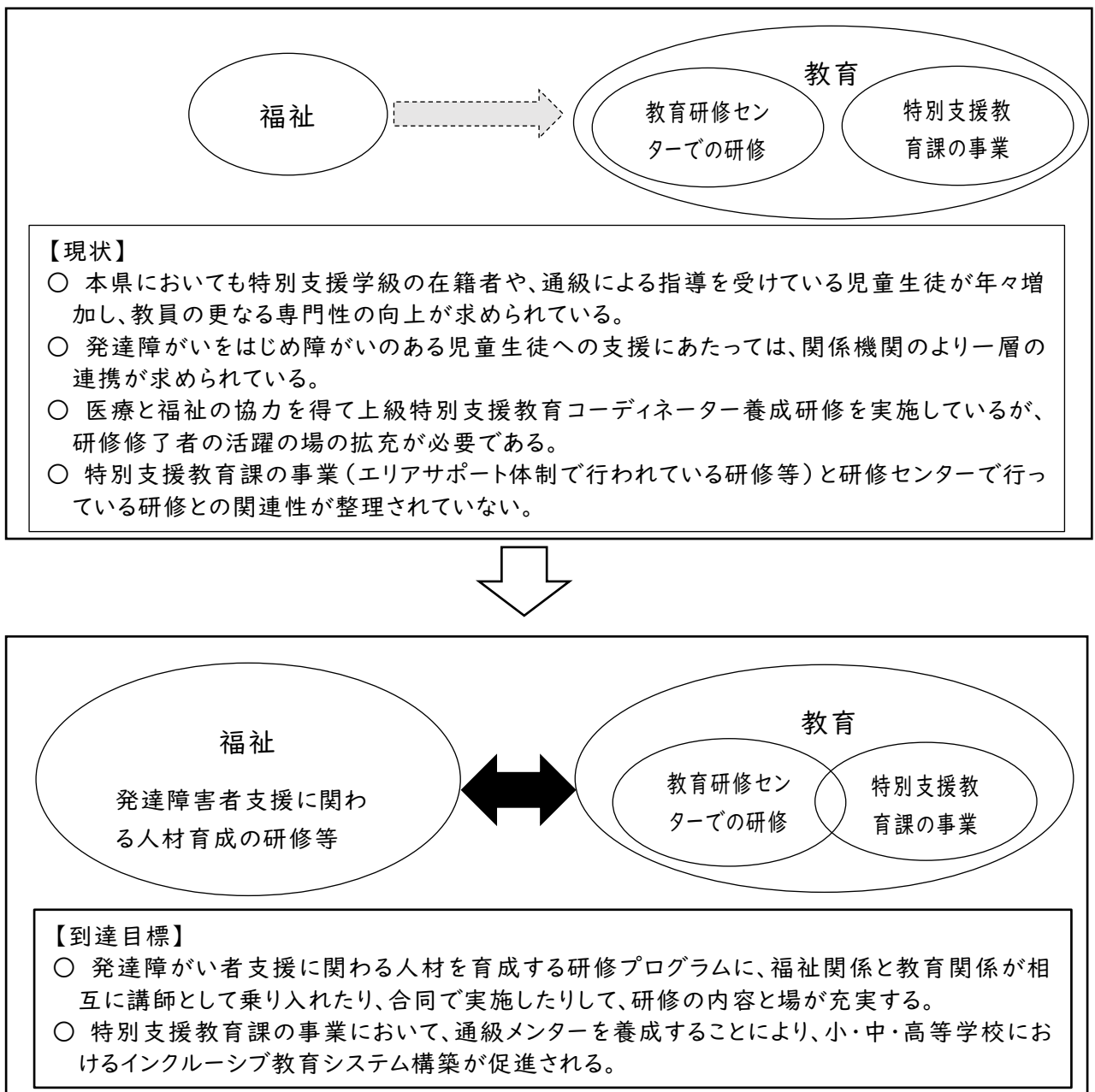
「特別支援教育担当教員の資質向上に向けた人材育成プロジェクト」の取組

1 研究協力事業の内容

以下の取組の両方の実践的検証を行う。

- (1) 発達障害者支援の専門性に係る連携・協働に関する研修コアカリキュラム(案)
- (2) 通級による指導の担当者の専門性に関する研修コアカリキュラム(案)

2 検証の全体像



3 具体的な取組計画

(1) 発達障害者支援の専門性に係る連携・協働に関する研修コアカリキュラム(案)の検証

到達点	取組内容		
医療・福祉と連携した発達障がい支援者育成研修の充実	① 上級特別支援教育コーディネーター養成研修カリキュラムの構築	ア 特別支援教育コーディネーターの専門性について整理する。(段階的な整理)	
		イ 「上級」として身につけるべき資質を明確化し、一貫性のある研修プログラムを作成する。(目的、内容、福祉・医療との連携、日数、通級メンター研修との兼ね合い)	
		ウ 研修センターにおいて行われている研修とエリア研修を整理し、「初級」と「中級」の位置づけを行う。	
		エ 「上級」の受講資格に、「中級」終了を加える。	
		オ 「上級」修了者に対する「リフレッシュ(アップデート)研修」の位置づけを行う。(実施している研修の中から選定、周知方法の検討)	
		カ 「上級」修了者の役割を明確化する。(エリア巡回支援や研修での活用等を検討する。)	
	② 複数分野にまたがる研修の充実	ア 各エリアでの福祉等との研修の連携に関する取組を整理し、既存の研修を改善したり、必要な研修を創設したりする。(教育、医療、福祉等の関係者による協議会での検討)	
		イ 「連携」について整理する。(何ができれば連携できたと評価できるのか)	
		ウ 連携の 充実を 図る。	障がい福祉課との連携(特別支援教育課と障がい福祉課の取組に関する情報共有、連携可能な取組内容の検討)
			宮崎県中央発達障害者支援センターとの連携(発障センターとの研修会における連携と研修内容の整理)
			雇用労働政策課との連携(みやざき若者サポートステーションに関する情報共有と活用に関する啓発、「個別の教育支援計画」の活用促進に関する連携協議会)
			宮崎障害者職業センターとの連携(個別の教育支援計画の活用に関する連携、特別支援教育課主催の県立・私立高等学校及び中等教育学校特別支援教育コーディネーター連絡協議会における連携と研修内容の整理、高校通級担当者との連携)
	児童クラブ等への発信(発達障がい等の特性に関する理解や福祉等も対象とした研修会の実施について発信)		
	エ エリアサポート推進協議会との情報共有等		
	③ 教育研修センター及びエリアにおける発達障がい者支援の専門性に係る研修の体系化	ア 研修コアカリキュラムをもとに、「発達障害者支援の専門性」について整理をする。(宮崎県教員育成指標との兼ね合い)	
イ エリア内の研修における専門性向上のねらいを明確にし、研修センターにおける研修内容との重複を避けることで、研修の体系化を図る。			

	④ 教育研修センターで実施する研修内容の充実	ア 受講者のアンケート結果から、発達障がい支援者を育成できる研修内容であったか（研修の内容を理解し、実践できる内容であったか）を分析し、今後の研修内容の充実を図る。（学習研修課が実施しているアンケートを活用する。）
		イ 「学びラボ」の活用を検討し、実施する。
		ウ 研修一覧をホームページで情報発信する。

(2) 通級による指導の担当者の専門性に関する研修コアカリキュラム(案)の検証

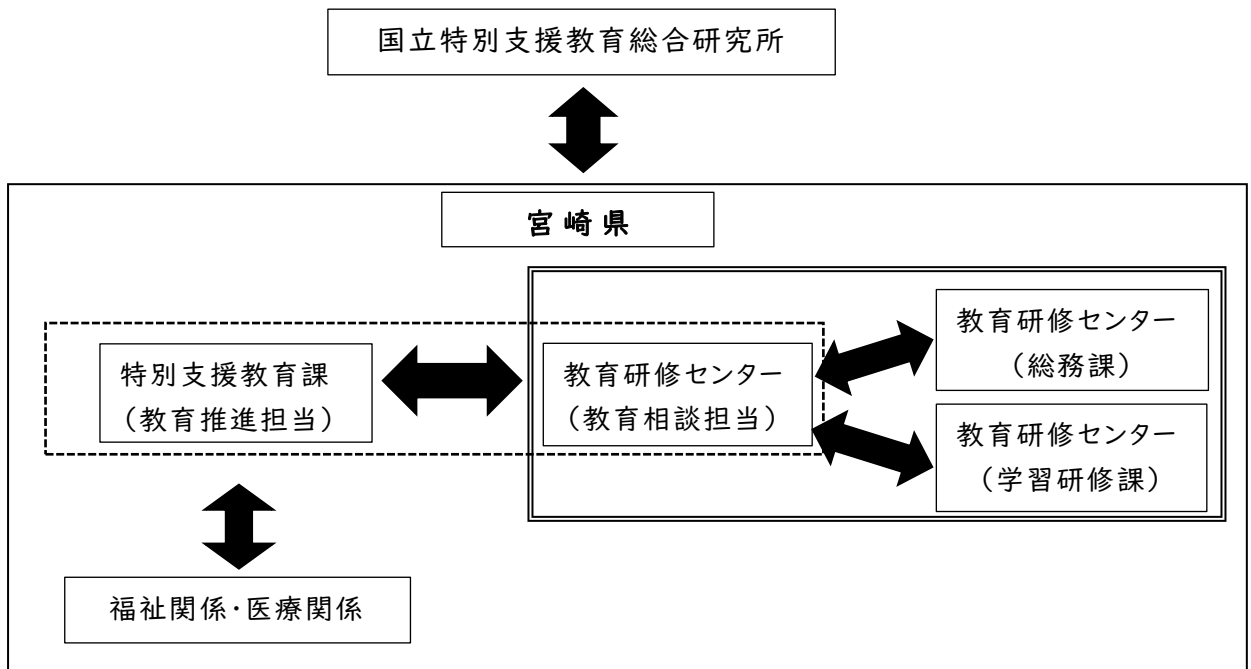
到達点	取組内容	
小・中・高等学校におけるインクルーシブ教育システム構築の推進	通級メンター養成研修カリキュラムの構築	ア 通級による指導の担当者の専門性について、段階的に整理する。（特別支援教育コーディネーター、エリアコーディネーター、チーフコーディネーターとの関係性の整理）
		イ 「通級メンター養成研修」のねらいを明確化し、系統性のある研修プログラムを作成する。
		ウ 研修センターにおいて行われている研修を「初級」と位置づけ、研修内容の充実を図る。また、新規事業で実施する経験の浅い教員を対象にした研修も活用する。（研修の関連性の整理）
		エ 「通級メンター養成研修」修了者の役割を明確にする。（研修での活用等を検討する。）

通級メンター：他校の通級指導担当者に対し、自立活動に相当する指導や通常の学級の担当者に対するコンサルテーションの在り方など、通級による指導の専門性を高めるための助言や支援を行う高い専門性と経験を有する教員のこと。

(3) 履修証明の検討

- 現状を把握する。（受講状況の管理をどのように行っているのか、課題は何か）
- 今後に向けて、履修証明と研修コアカリキュラムとの関連性を検討する。
- 研修の体系化と受講管理（履修履歴の確認と受講の促しが可能なシステムの構築）

4 研究組織図



5 研究の実際

- 上級特別支援教育コーディネーター養成研修については、研修の目的や内容を検討し、医療や福祉と連携した研修を実施することができた。今後も地域の核となる人材を育成するための研修の充実を目指し、今年度の取組内容を継続して検討する。
- 複数分野にまたがる研修の充実については、県中央発達障害者支援センターと連携して研修を創設し、動画の配信を行うことができた。今後は、今年度予定していたがコロナ禍で実施できなかった研修の実現を目指すとともに、既存の研修や会議等を活用し、関係機関と連携した研修の充実を目指す。
- 教育研修センター及びエリアにおける発達障がい者支援の専門性に係る研修の体系化については、実施している研修について、宮崎県教員育成指標との関係性で初級、中級、上級で整理することができた。また、エリアサポート推進協議会作業部会において教育研修センターで実施している研修を伝えることができた。今後も、研修内容の重複を避けるために、エリアサポート推進協議会作業部会で研修の内容を伝えるとともに、研修コアカリキュラムを活用したエリア研修への助言を行う。
- 教育研修センターで実施する研修内容の充実については、発達障がいのある子供への支援を段階的に学ぶことができるように、選択研修の内容を充実させることができた。また、初期研修1年目に対して「NISE学びラボ」を活用した研修を実施することができた。今後も「NISE学びラボ」を活用した研修や、ホームページを活用した学びの場の情報発信について継続して検討する。
- 履修証明については十分な検討はできなかった。個人の「学びの地図」として、研修コアカリキュラムを活用した履修証明を検討したい。

6 研究の評価

到達目標	評価項目		評価
<p>○ 発達障がい者支援に関わる人材を育成する研修プログラムに、福祉関係と教育関係が相互に講師として乗り入れたり、合同で実施したりして、研修の内容と場が充実する。</p> <p>○ 特別支援教育課の事業において、通級メンターを養成することにより、小・中・高等学校におけるインクルーシブ教育システム構築が促進する。</p>	宮崎県版研修カリキュラムの作成	福祉との連携や、学びラボを活用した研修一覧ができたか。	<p>今年度は感染症拡大防止の影響で計画通りに研修を実施することができなかつたため、目標を達成することはできなかつた。しかし、特別支援教育課と教育研修センターで協議を積み重ねながら研究に取り組むことができたことにより、研修の全体像を見直したり、課題を整理したりすることができた。</p> <p>目標を達成するためには、今年度のように協議の場を工夫し、関係機関との連携を図りながら、検討し続けていくことが重要である。</p>
		通級メンター養成研修の研修を構築できたか。	
		特別支援教育コーディネーター及び通級メンターの初級、中級、上級が、教育研修センターの研修一覧表に明記されているか。	
	HPでの情報発信	特別支援教育に係る研修の一覧を、教育研修センターのHPに掲載したか。	

7 令和3年度の実施計画(案)

次年度の実施計画の詳細については、4月以降に特別支援教育課と教育研修センターで協議する。

	取組項目	具体的な内容
1	福祉部局との連携の充実	既存の研修や会議等を活用する。
		各エリアで行われている福祉との連携の取組について、可視化する。
2	地域の核となる人材を育成するための研修カリキュラムの充実	受講者のアンケートから研修のねらいや内容等について検証を行う。
		上級特別支援教育コーディネーターの専門性と到達目標について整理する。
		「中級」にあたる研修を検討する。
		「リフレッシュ研修」を検討する。
		通級メンター養成研修は令和4年度の実施に向けて、詳細を検討する。

3	宮崎県版研修カリキュラムの充実	研修コアカリキュラムを、個人の「学びの地図」としての活用に向けて検討する。
		研修コアカリキュラムについて啓発を行う。
		「NISE学びラボ」を活用した研修を実施する。
		宮崎県版研修カリキュラムをホームページで情報発信する。

川崎市

川崎市では、「通級による指導担当者」の研修コアカリキュラム案を活用した『研修の実践』として、次の取組が行われた。

- ・研修コアカリキュラムの項目をもとにロードマップを作成
- ・地域ユニット(担当者同士、教室同士で支えあう仕組み)による研修の実施
- ・研修での学びを実践に活かすために事前レビュー(研修効果を高める)及び事後レビュー(学んだことを実践に活かす)を実施

1. (人材育成の)現状

川崎市では、通級指導教室担当者(以下、「通級担当者」という)に係る研修として、初めて通級指導教室(以下、「通級」という)を担当する教員や通級担当者を志す教員を対象とした「通級新担当者等研修」をはじめ、言語通級・情緒関連通級の種別ごとに事例検討を行う「種別研修」、最近のトピックスを含め、指導に関連した新しい情報について、講師を招請して行う「通級専門研修」「全体研修」等を行っている。これらの研修の中には、教育委員会主催の研修も含まれるが、計画に際しては現場の担当者のニーズを調査し、その意見を極力反映できるようにしている。現場のニーズを捉えながら、幅広い形で研修の枠組みを構成し、実施してきているが、近年、川崎市では、情緒関連通級を小学校・中学校に新設してきたことに加え、通級で指導を受ける児童生徒が増加してきたことから、通級担当者の数が急激に増加しており、研修に参加する人数も大幅に増加している。人数の増加に伴い、受け身的な姿勢で研修に参加する傾向も強くなっている。

また、川崎市の教員を対象とした経年研修や管理職研修等の中に、特別支援教育に関する内容が扱われ、育成指標の項目にも含まれているが、通級担当者としての経験年数に応じた研修の到達指標等はない。

2. (人材育成プロジェクトの)取組の概要

今回の実践検証では、「通級による指導の担当者の専門性に関する研修コアカリキュラム(令和2年3月 国立特別支援教育総合研究所)」の内容を、川崎市で実践している研修に盛り込むだけではなく、研修で学んだことを実践につなげていく仕組みづくりに加え、通級担当者同士で支え合い、学び合えるような仕組みづくりを併せて進めていきたいと考えた。また、実践に向けて、川崎市では、社会における働き方改革の動きも考慮しながら、通級指導教室の適切な運営を図り、担当者がいきいきとした気持ちで子ども達と接するために必要な研修項目として「よりよく」という項目を追加することとした。

研修の成果を実践につなげるしくみとして、図1のように考え、通級担当者に示した。

まず、研修を受ける前に、自分の実践を振り返りながら、研修で学びたいことをイメージする。研修後、内容を振り返りながら、日常の指導・支援にどういかしていくかを具体的に考え、実際の指導・支援の中で実践する。実践での成果を事後レビューとしてまとめ、各教室で事後レビューを共有し、更なる課題や目標を自身で明確にしながら、実践を継続していく。新たな研修に参加する場合は、事前レビューを経て、研修に臨む。このようなサイクルを繰り返しながら、通級担当者のレベルアップをねらっている。

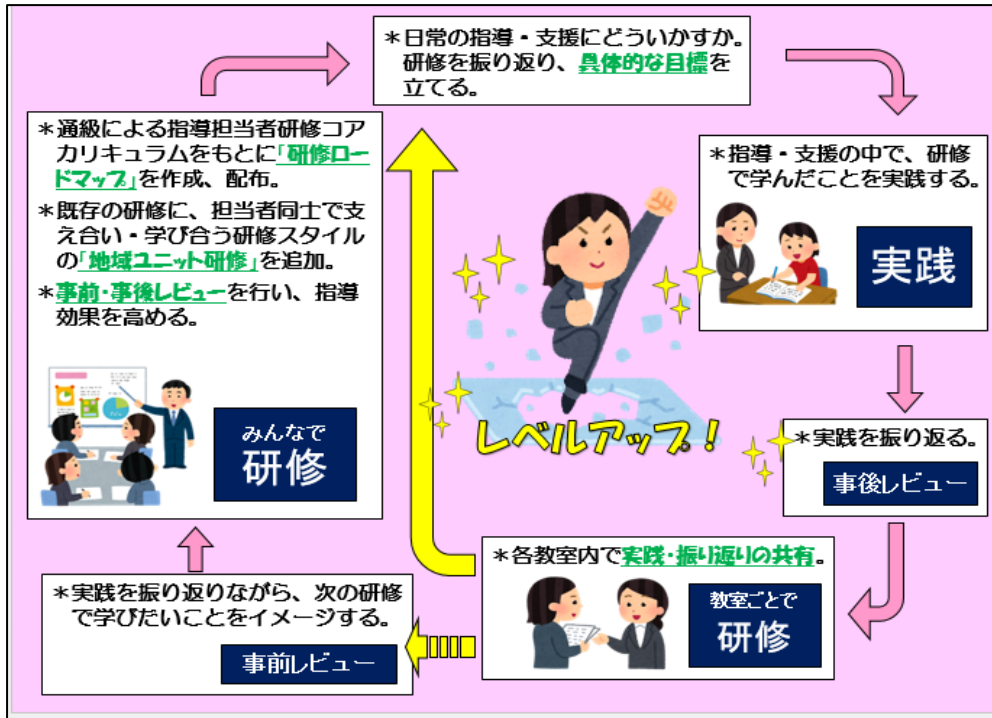


図1 研修の成果を実践につなげるしくみ作り

また、研修コアカリキュラムをもとに研修ロードマップ(図2)を作成し、通級担当者に配布した。各自が見通しをもって研修を進めることや、自分にとって必要な研修内容をつかむことだけでなく、先述の研修での学びを実践につなげていく流れについても改めて示した。

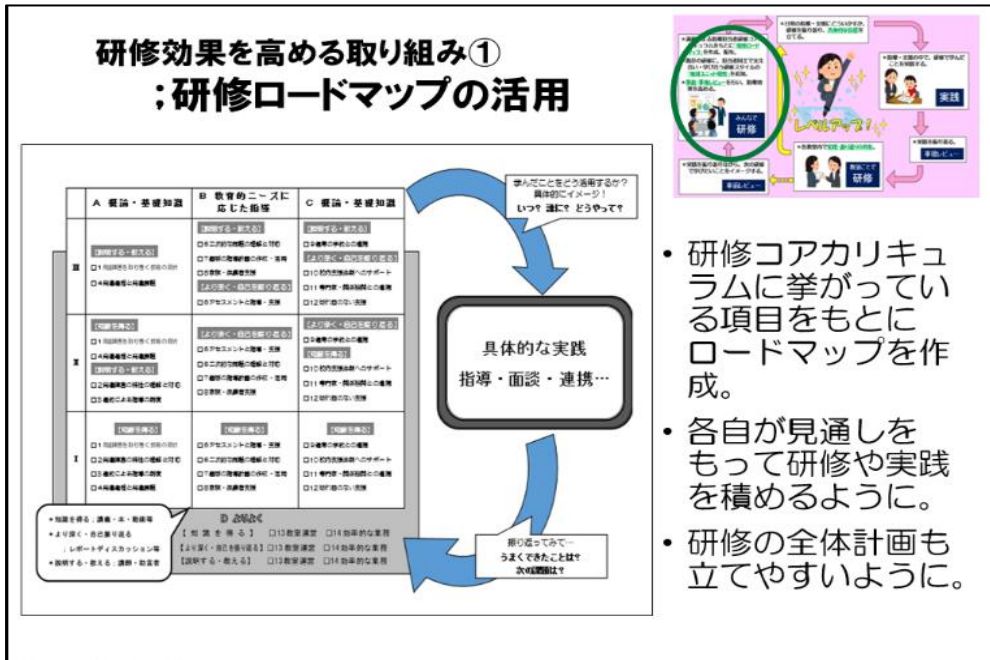


図2 研修ロードマップ

さらに、通級担当者同士が支え合い、学び合う仕組みとして地域ユニットによる研修を既存の研修体系の中に新たに加えた。通級担当の経験年数が長い通級担当者を中心に、各教室が輪番で研修を運営し、日々の指導に関する課題解決の場になることをイメージしている。また、研修の内容によっては、例えば療育センターや児童相談所など、他の機関と一緒にすることも考えられ、お互いにとって有効な関係を築いていける可能性も考えられる。

地域ユニット研修を計画する際に、今年度予定していた通級担当者への研修のテーマを、研修コアカリキュラムに掲げられている項目にプロットしたところ、「C 連携・協働」に該当する研修がなく、逆に「B教育的ニーズに応じた指導」については、テーマを変えながら数多くの研修が組まれている状況であった。その状況を受け、今年度の地域ユニット研修は、「C 連携・協働」を中心に計画した。

地域ユニット研修は、年度当初から予定していた通級担当者の会議の前後に設定し、10月から開始した。会議の開催場所により、通級担当者全員が集合して実施した月と各地域に分かれて実施した月があったが、12月以降はコロナウィルスの感染拡大の状況を受け、オンラインも併用して実施している。



研修の効果を高める取り組みとして、事前レビューと事後レビューの取組を一連のしくみの中に位置付けてきたが、実際には、図3に示したワークシートを研修ごとに配付し、活用した。ワークシートの項目に沿って、①学びたいことをイメージして研修に臨み、研修後は、②指導や業務の中で取り組みたいことを明確にし、意識しながら実践する。その成果をまとめ③、各教室で共有する取り組みを実施してきた。

教室ごとに行った事後レビューの共有では、研修の内容を振り返りながら、これから心がけていきたい部分をシェアすること自体が有意義な様子が見られた。ワークシートの振り返りには、「予定されている在籍校訪問に向けて具体的な視点を持つことができた。実際に成果につながったと感じた」「通級指導教室の入級を希望する児童との面接で、研修で学んだことが実践できた」などの記載が見られ、それぞれの立場で学びがあったことが確認できた。

3. 成果と課題

研修コアカリキュラムを拠り所にししながら研修計画を立てることで、内容の偏りが少なくなることが大きな成果だと感じている。通級担当者として必要な項目をもれなく学べるという安心に

もつながると考えられる。今後、様々な機会において、研修ロードマップを手がかりとしながら、自ら研修を進めていく姿を期待したいと考えている。

次に、事後レビューの共有について、通級担当者の多くが、心地よさを感じている様子が窺えた。事後レビューの共有は、研修で学んだ内容に意味を持たせることにもつながり、効果の高まりが期待できた。今後、この取組が習慣化されることを期待したい。

一方、必要な研修項目を一覧で示すと、その内容や扱う量については、均一であるべきという気持ちになるが、通級担当者のニーズとしては、目の前にいる児童生徒への具体的な指導につながる「B教育的ニーズに応じた指導 5 アセスメントと指導・支援」の項目に対して極めて高くなることが考えられ、そのニーズに十分に応えられるだけの量と質を保つ必要性がある。この項目に関しては、別途、主訴や指導内容などを項立てした研修項目表を作成する等、通級担当者と一緒に作成していくことも必要ではないかと考えている。

また、必要に応じて他の関係機関と一緒に研修したり、お互いが持つ機能を共有したりできるような取組を進めていくなど、福祉機関との連携も視野に入れながら、研修体系の整備を今後も進めていきたいと考えている。

項目	研修の可否以外で
出会い・挨拶	
質疑・応答	
アセスメント	事前に投げかけられたテーマに沿って実践を振り返り、記入
しりあわせ	
人物画	
目・算盤	

図3 事前レビュー・事後レビュー用ワークシート

(川崎市教育委員会学校教育部指導課 近藤 春樹)

【資料1】 地域ユニット研修アンケート

学校 氏名

地域ユニット研修①
アセスメントと指導・支援

研修後のアンケート

1 内容について

1) 通級指導教室担当者として、必要な内容だったと思いますか？

1 とても 当てはまる	2 やや 当てはまる	3 どちらとも 言えない	4 どちらかと言えば 当てはまらない	5 まったく 当てはまらない
----------------	---------------	-----------------	-----------------------	-------------------

2) 内容は理解できましたか？

1 とても 理解できた	2 かなり 理解できた	3 そこそこ 理解できた	4 あまり 理解できなかった	5 まったく 理解できなかった
----------------	----------------	-----------------	-------------------	--------------------

3) 指導や業務に活かそうなことはありましたか

1 たくさん あった	2 かなり あった	3 そこそこ あった	4 あまり なかった	5 まったく なかった
---------------	--------------	---------------	---------------	----------------

4) 今日の研修で最も心に残ったことは何ですか？（無い方は空欄で）

--

5) その他、何かありましたらお書きください

--

2 心理士との連携について

1) 総合教育センターの心理士との研修での連携についてお考えをお聞かせください

必要性 について	必要 必要なし	理由)
(必要と回答の方) どのような研修が あるとよいですか？		

【資料2】 研修コアカリキュラム振り返りアンケート

研修コアカリキュラム 振り返りシート

担当者保管用 氏名 _____

<個人の資質にかかわること>

1 自ら、実践的・専門的な知識が高まっている

1 とても当てはまる 2 やや当てはまる 3 どちらとも言えない 4 どちらかと言えば当てはまらない 5 まったく当てはまらない

2 自ら、課題発見と課題認識が持っている

1 とても当てはまる 2 やや当てはまる 3 どちらとも言えない 4 どちらかと言えば当てはまらない 5 まったく当てはまらない

3 自分は、通級指導に充実感や達成感が持っている

1 とても当てはまる 2 やや当てはまる 3 どちらとも言えない 4 どちらかと言えば当てはまらない 5 まったく当てはまらない

<研修成果の実践にかかわること>

4 自分から研修成果を実践指導に活かし、またその振り返りを行っている

1 とても当てはまる 2 やや当てはまる 3 どちらとも言えない 4 どちらかと言えば当てはまらない 5 まったく当てはまらない

<前回の振り返りから>

5 前回の振り返りを記入した時と現在と較べて、何か気づきがあれば自由にお答えください（自由記述）。

..... (切 り 取 り)

研修コアカリキュラム 振り返りシート

指導課保管用 氏名 _____

<個人の資質にかかわること>

1 自ら、実践的・専門的な知識が高まっている

1 とても当てはまる 2 やや当てはまる 3 どちらとも言えない 4 どちらかと言えば当てはまらない 5 まったく当てはまらない

2 自ら、課題発見と課題認識が持っている

1 とても当てはまる 2 やや当てはまる 3 どちらとも言えない 4 どちらかと言えば当てはまらない 5 まったく当てはまらない

3 自分は、通級指導に充実感や達成感が持っている

1 とても当てはまる 2 やや当てはまる 3 どちらとも言えない 4 どちらかと言えば当てはまらない 5 まったく当てはまらない

<研修成果の実践にかかわること>

4 自分から研修成果を実践指導に活かし、またその振り返りを行っている

1 とても当てはまる 2 やや当てはまる 3 どちらとも言えない 4 どちらかと言えば当てはまらない 5 まったく当てはまらない

<前回の振り返りから>

5 前回の振り返りを記入した時と現在と較べて、何か気づきがあれば自由にお答えください（自由記述）。

4. 発達障害教育実践セミナー

(1) 目的

人材育成プロジェクト事業の成果を全国の教育委員会及び教育センターの指導主事等と共有し、各地域において発達障害等に関する専門的知識を深め、発達障害等のある児童生徒の教育の実践的な指導力の向上を推進するための今後の研修の在り方の検討を行う。

(2) 期 日

令和3年1月28日(木)

(3) 会 場

今年度は、新型コロナウイルス感染症予防のため、Zoom ウェビナーとYouTube(参加者のみ視聴可)によるオンラインセミナーとして実施

(4) 参加者

都道府県・政令市・中核市の教育委員会及び教育センターの研修担当等の指導主事対象。教育委員会、及び教育センターから96機関(最大119回線)。

(5) テーマ

教育と福祉の関係者が連携・協働するための研修の在り方
ー研修コアカリキュラムの活用ー

(6) 日 程

・パネルディスカッション

6自治体(秋田県、福井県、山口県、徳島県、宮崎県、川崎市)の取組から

「研修コアカリキュラムの活用方法ー教育と福祉の連携のための研修を中心にー」

・質疑応答及び情報共有

・助言者のまとめ

国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センター長 西牧謙吾 氏
文部科学省特別支援教育課 特別支援教育調査官 加藤典子 氏

(7) 内容の概要

セミナーの開催にあたり、6つの協力自治体が取組概要とセミナーで話題になる内容を事前動画としてまとめ、開催3週間前頃から参加者がホームページで閲覧できるようにした。

パネルディスカッションは、前半を「研修の企画・評価(福井県、宮崎県、山口県)」、後半を「研修の実践・評価(川崎市、秋田県、徳島県)」として実施した。

質疑応答及び情報共有は、研修コアカリキュラム案の活用や教育と福祉の連携、人材育成について、特別支援教育調査官や発達障害情報・支援センター長、ウェビナーのQ&Aからの質問を行い、協力自治体が回答した。

まとめでは、発表や紹介があった取組を踏まえ、参加している自治体での今後の取組に期待することなどについて助言があった。

事後アンケートでは、すべての参加者から「参考になった」という回答を得た。参考になった理由としては、「それぞれがコアカリキュラムを用いながら創意工夫をしてあることがわかり、今後の本県研究の大変大きな一助となった」「教職員への福祉への理解促進をどのように進めていくか、研修会での取り上げ方など大変参考になった」「お話の中で福祉分野と学校・教育と

の違いについての内容が興味深かった」「研修コアカリキュラムに照らしてみると、特別支援教育コーディネーターや特別支援学級・通級の担当者対象の研修講座の内容に偏りがあることに気付いた」「コロナ禍において、他県他市の研修実施方法やカリキュラムを知ることができた」などの感想や意見があった。

パネルディスカッションにおける6自治体の取り組み紹介

秋田県	研修コアカリキュラム案を活用し、学校と放課後等デイサービス事業所の連携促進を図るための具体的な方策や、それぞれの立場の現状と課題についての検討を行った。
福井県	研修コアカリキュラム案と既存の研修の項目を比較することで、過不足を確認し、福祉関係者や大学関係者、市町の教育委員会の担当者と連携しながら、今後の教育センターが実施する研修の内容を見直した。
山口県	研修コアカリキュラム案の項目や到達指標を活用した取組として、受講者や校種の違いによる研修ニーズの把握や、研修目的の明確化を図った。また、地域で核となる教員が学校支援のための研修会等で活用した。
徳島県	研修コアカリキュラム案を活用し、発達障害に係る教育と福祉の人材育成を目的とした「地域支えあい隊プロジェクト」を立ち上げ、両分野における支援の共有化、共通言語化を図る取組を展開した。
宮崎県	研修コアカリキュラム案と既存の研修の項目を比較することで、現在実施している研修の見直しを図った。特に、上級特別支援教育コーディネーター養成研修（地域の核となる教員）に、福祉や医療関係者の参画を充実させた。
川崎市	通級による指導の担当者の専門性に関する研修コアカリキュラム案をもとに作成した「研修ロードマップ」を活用し、研修の効果を高めるために、担当者同士で支え合い・学び合う研修スタイルの「地域ユニット研修」を実践した。

(8) 助言者のまとめ

- ・教育は子供全員が受ける、支援の幅が広く、深い。子供の発達支援に費やす時間は、家庭の次に教育が長いことを再度認識してほしい。福祉の仕組みや医療の考え方を持つことで地域の核となり得るのが教員である。
- ・連携の本質は翻訳者である。特別支援教育の人材が地域の核となってほしい。人材育成は裾野を広げることと地域のネットワーク作りである。直接支援ができることを担保とし、地域の支援者として支援の仕組みをつくる上級者の養成が重要である。
- ・通級や特別支援学級の専門家の目で支援計画を作成し放課後等デイサービスの職員と共有してほしい。
- ・医療職は専門性があってもコーディネーター力は期待できない。教育でうまく利用してほしい。

医療情報に詳しいコーディネーターの養成も重要である。

- ・行政の連携。教育委員会に比べて福祉部局は担当が多様である。教育に比べて福祉の研修は体系化されていない。合同研修は重要である。時間と場の効率化を図る Web セミナー等も実施してほしい。
- ・切れ目ない支援の充実のためには、教育と福祉等の連携体制の整備が必須である。
- ・研修の企画・運営に当たっては、全てを理解する基本となるものに関する研修内容と、中核となる人材育成に資する研修内容がある。中核となる教員には、コーディネート力が重要になる。
- ・地域の中核となるリーダー研修では、その教員が活躍できる環境作りも大切である。ニーズの把握とモチベーションを高めることを考えてほしい。
- ・連携の道筋の検討、メンター的な存在の位置づけ等の検討も重要である。
- ・都道府県教育委員会と市町村教育委員会との情報共有とニーズ確認が必要である。
- ・オンライン、オンデマンド研修と集合型の研修のあり方を改めて検討してほしい。

5 協力自治体の取組から

前述したが、本事業は、令和2年4月から開始する準備を進めていたが、新型コロナウイルスによる感染症拡大の影響による学校の休校や教員研修の中止など、困難な状況下での取組となった。また、協力自治体の感染状況の違いから、研修の実施状況も異なった。

このような状況下で、研修コアカリキュラムを既存の「研修の見直し」と次年度以降の「研修の企画」に活用した自治体、「研修ニーズの把握」や「研修の評価」について活用した自治体、それらを実際に「研修の実践」に生かした自治体など、地域の状況に応じた多様な取組が報告された。いずれの取組も他の多くの自治体にも共通する課題対応が工夫されており、参考となる取組である。

ここでは協力自治体の取組のまとめとして、「研修の見直し・企画」、「研修ニーズの把握と研修の評価」、「研修の実践」の3つの観点から研修コアカリキュラムの活用について整理することとする。

(1) 「研修の見直し、企画」について

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、協力自治体においても、開始を遅らせたり、規模を縮小したり、あるいは中止したりするなど計画された研修の予定通りの実施が困難となった。研修を実施できない状況が生じたことにより、その時間を既存の研修内容の見直しや次年度の向けての研修計画の検討などに本事業の研修コアカリキュラムの活用がなされた。

福井県では、発達障害等に関する既存の研修内容についての情報収集と整理を行い、一覧表を作成したことで、実情や課題が明確になり、また、新たな視点として、地域で核となる特別支援教育担当教員を育成するという視点を見出すことができたなど、研修の企画について研修コアカリキュラムが活用された。教育と福祉の連携・協働に関する研修については、福祉分野や教育分野の専門家との意見交換やアドバイスをもとに、特別支援学級担任、特別支援教育コーディネーターのフォロー研修として経験者研修を新たに組み入れ、福祉分野の内容を組み

込んでいく計画を立てている。

宮崎県でも、研修コアカリキュラムを参考に、教育研修センターと各エリアで行う研修の内容について一覧表を作成し、研修の目的や経験等に応じて一覧表で研修の系統性が分かるように整理している。福祉圏域でのエリアサポート体制を構築している宮崎県では、特に地域の核となる人材育成として、上級特別支援教育コーディネーター養成研修カリキュラムの再構築に研修コアカリキュラムの内容が活用された。

徳島県においても、特別支援教育コーディネーター研修会と通級による指導担当者研修会について、研修コアカリキュラムを参考に見直しを行っている。いままでの研修内容を一覧表にすることにより、研修コアカリキュラムのどの部分を満たしているのか、不足しているのかについて把握ができるとしている。

既存の研修内容を一覧表し、「連携・協働」や「通級」の視点から研修コアカリキュラムと内容の照らし合わせを行うことで、各自治体の研修の強みや弱みが確認できるということにつながっている。

山口県では、研修コアカリキュラムは、身に付けるべき専門性が整理されており、人材育成の視点からも、目的や回数等に応じた適切な研修内容の設定を行うことができたこと、項目ごとに到達指標が設定されており、これを受講者に事前に示すことで、研修の目的が受講者にとっても明確となったこと、さらに、研修講座の例も提示してあるため、具体的な研修のイメージがわかりやすいものとなっており、県教委や教育センターだけでなく、地域の中核となる教員にとっても活用しやすく、受講者自身がこのコアカリキュラムを自校及び地域の学校支援や研修会等で活用することができたことを挙げています。

川崎市では、研修コアカリキュラムをもとに研修ロードマップを作成し、通級担当者に配布している。各自が見通しをもって研修を進めることや、自分にとって必要な研修内容をつかむことだけではなく、研修での学びを実践につなげていく流れについて示している。研修コアカリキュラムを拠り所にしなが研修計画を立てることで、内容の偏りが少なくなる。通級担当者として必要な項目をみれなく学べるという安心にもつながるととらえている。

研修の企画では、「地域で核となる教員の人材育成」の重要性が多くの自治体から出てきている。本事業においても、特別支援教育コーディネーターや通級による指導の担当者は、地域をつなぐキーパーソンとしての役割を担うと想定し、研修コアカリキュラムを作成している。地域の核となる教員の人材育成は、市町教育委員会においても喫緊の課題であり、都道府県教育委員会と市町村教育委員会が連携した研修が必要である。また、知識注入型だけでなく、校内や地域の実状に合わせて取り組む実践型研修が必要かつ有効であることも報告では述べられている。

(2)「研修ニーズの把握、研修の評価」について

研修の成果や効果をどう評価するかは重要である。地域により優先すべき課題や研修ニーズ、研修の位置づけや研修の対象者が変わってくる。また、研修のニーズは主催者や受講者によっても変わってくる。研修の目的には、知識・理念・概念等の理解、技能・スキル等の習得、態度・行動等の変容、問題解決能力の向上などが考えられる。目標の設定では、「何を」「どの程度」まで」研修で求めるのかをある程度明確にしておく必要もある。研修の評価においては、研

修の企画者側の目的や目標の達成に関する評価と受講者の専門性がどう高まったかに関する評価の両面が重要になる。特別支援教育においては、内容の理解にとどまらず、知識や技能を子供の支援にどう活かしているかが重要になる。

受講者の研修に関するアンケート調査を研修の評価あるいは研修ニーズの把握として、次の研修に生かす取組について、いくつかの自治体から報告された。

山口県では、小、中、高の教員が合同で研修する機会を設定して同一のテーマで校種を越えた事例検討等を実施し、受講者に対するWebによる事後アンケートにおいて、研修プログラムがどの程度有効であったかの評価を行っている。また、研修コアカリキュラムの内容から、今後、研修を深めたい内容の項目を挙げ、受講者の研修ニーズ調査を実施している。ニーズ把握では校種により研修のニーズが異なっていたことから、校種ごとの指導的立場となる教員に必要な専門性・資質能力を整理することが必要であることが課題として挙げられている。

秋田県でも、人事交流により特別支援学校に勤務する小学校教諭の通級による指導担当者研修において、研修コアカリキュラムを活用しアンケート調査を実施している。「どのように活用したか」「教育委員会や教育センターが活用する場合、特に必要と考えられる研修項目」など、対象者のニーズを把握している。

その他、宮崎県でも教職経験の構成したステージごとの選択研修について、受講者からのアンケートを活用して内容の充実を図っている。宮崎県では、受講者の履修証明についても触れられている。受講状況の管理とともに体系的な研修計画にもつながる課題である。

また、山口県では、「連携・協働」に関する研修コアカリキュラムの初級、中級、上級の3つの段階での到達指標を「何を」「どの程度まで」できるようになることが望ましいのかという行動目標として活用している。また、専門性を担保する力量を「中級」、初めて担当する者は「初級」、地域の核、指導的立場の担当者は「上級」と到達指標が示されている「通級」のコアカリキュラムを、地域の中核となる教員の育成に係る研修の評価指標として実践に活用している。

川崎市の通級による指導の担当者を対象とした研修の成果を実践につなげるしくみづくりも研修の評価のシステムとして参考になる。研修の対象者は研修を受ける前に、自分の実践を振り返りながら、研修で学びたいことをイメージする。研修後、内容を振り返りながら、日常の指導・支援にどういかしていくかを具体的に考え、実際の指導・支援の中で実践する。実践での成果を事後レビューとしてまとめ、各教室で事後レビューを共有し、更なる課題や目標を自身で明確にしながら、実践を継続していく。新たな研修に参加する場合は、事前レビューを経て、研修に臨む。このようなサイクルを繰り返しながら、通級担当者のレベルアップをねらっている。

研修成果や専門性が向上したことを測る評価の在り方については、自己評価、管理職による評価、児童生徒の変容による評価、保護者による評価など様々な方法が考えられる。評価の在り方、方法については、各自治体の今後の検討課題として共通に挙げられた。

(3)「研修の実践」について

研修の実践については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、どの自治体においても体系的な実施は難しかったが、できる範囲でオンラインやオンデマンド視聴の工夫なども行いながら、研修コアカリキュラムの部分的な活用により取り組まれた。

秋田県では、今年度から実施の学校と放課後等デイサービス事業所の連携促進に向けた

研修、人事交流により特別支援学校に勤務する小学校の通級による指導担当者の研修において、研修コアカリキュラムが活用された。学校と放課後等デイサービス事業所の研修では、課題解決の方策の検討までは至らなかったが、切れ目ない支援に向けた連携の必要性を確認し、それぞれの立場の現状と課題を共有することができたことが成果として挙げられている。研修コアカリキュラムは、研修の趣旨や位置付けの明確化に活用できたことが述べられている一方で、特別支援教育全般の研修カリキュラムとの関係や発達障害に特化した研修カリキュラムとしての特徴を明確にする必要があることも課題として挙げられた。

徳島県では、研修の企画段階から福祉部局と連携し、地域支えあい隊プロジェクトという研修を実施している。研修内容は、研修コアカリキュラムの「指導・支援」のシラバスを参考にアセスメントや特性に応じた指導支援などが網羅できるように企画、実施されている。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、オンライン化を取り入れ、福祉機関からの参加者にも配慮し、平日の午前や土曜日、日曜日の開催などの工夫をしている。研修コアカリキュラムは研修内容の根拠となり、福祉部局との「共通言語」になるととらえている。

また、徳島県では、従来より取り組んできた特別支援教育についての基礎的な知識の習得を後押しするためのeラーニングにおいて、研修コアカリキュラムの共通項目をベースに、これまでは作成していなかった発達障害者支援法などの分野に関する問題を新規に作成している。

宮崎県では、県中央発達障害者支援センターと協議を行い、福祉等の関係機関が主催する研修において教育の取組を紹介するとともに、教員が参加できるようにすることで、福祉等の関係機関との連携が図られるように計画し、今年度は動画の配信を行っている。

山口県では、「連携・協働」に関する研修の「特別支援教育アドバンス講座②」において、小、中、高の教員が合同で研修する機会を設定し、同一のテーマで校種を越えた事例検討等を実施している。また、高等学校の特別支援教育推進教員を対象とした連絡協議会において、研修コアカリキュラムの到達目標を活用した取組を実施している。

川崎市では、研修の評価でも取り上げたが、研修コアカリキュラムの内容を研修に盛り込むだけでなく、研修で学んだことを実践につなげていく仕組みづくり、通級担当者同士で支え合い、学び合えるような仕組みづくりを進めている。研修の事前、事後のレビュー、研修のロードマップ、地域ユニットによる研修の取組は受講者が主体的に取り組む研修の在り方として参考になる。

研修の実施については、集合型研修を見直し、ハイブリッド型研修の在り方、研修者のニーズに応じた研修の効率化を図っていくことの重要性などが各自治体共通の課題としてあげられている。

V まとめ(今後の課題)

「人材育成プロジェクト」は、家庭と教育と福祉の連携「トライアングルプロジェクト」の一環として取り組んだものである。教育や福祉の分野において発達障害者の支援に当たる人材が身につけるべき専門性の整理し、人材育成のために作成した研修コアカリキュラムを活用した実践的検証を行い、成果を普及するための取組を行う事業である。

(1) 教育と福祉の「連携・協働」について

「トライアングルプロジェクト」報告では、学校と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等との相互理解の促進や保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されている。福祉関係者が発達障害等のある児童生徒の相談支援のために学校に入ることも多くなっているが、学校と福祉との連携は必ずしもうまくいっているとはいえない現状がある。

発達障害者支援における教育と福祉の連携・協働の課題としては、教育と福祉の担っている基本的な役割の違いが挙げられる。例えば、管轄が異なるため支援に関する必要な情報が共有化されにくい、専門用語の使い方に違いがあるため共通理解が図りにくいなどがある。特に教育は教育委員会等が一律所管しているが、福祉では、関連部署が複数あり、年齢により受けるサービスが異なるなど、ライフステージを見据えた一括した支援が見えにくい現状がある。教育関係者は福祉制度に関する知識や情報を、また、福祉関係者は学校教育の仕組みに関する知識や情報を、双方が十分に把握できていない現状もある。

本事業において、福井県が福祉分野の専門家(福祉事業所理事、福井県発達障害者支援センター職員)を招き意見交換をしている。教育と福祉の違いについては、教育は組織、福祉は個人で動くという違いがある。教育と福祉の違い自体を知ることから始めることが大事であること、教育のことも福祉のことも知っている人を育てていけるとよいこと、お互いのことを知って歩み寄り、少しずつでも変わっていくことが大事であること、福祉の人と顔なじみになり、友好的に話ができる人をつくっていくとよいことなどが挙げられている。いずれも重要な示唆を与えてくれている。事例をもとにグループ協議をすることで、教育と福祉との連携が具体化するという指摘も参考になる。

教育と福祉それぞれが担う役割、専門とする分野の内容の違いを認識し、互いに尊重した上での連携・協働が大切である。関係者がそれぞれの分野の専門性を活かして、対等な立場で事例検討を行うなど、異職種によるケースカンファレンスが各地域で行われるよう、関係者の意識を高めていく必要がある。最も大切なのは、教育と福祉が連携・協働することにより、本人や保護者にとって必要な支援が、生涯にわたり切れ目なく受けられることである。

そのためには、教育委員会と福祉部局等の行政機関の連携が不可欠になる。自治体によっては子ども関連施策を担当する部署の横断的連携や、窓口や情報の一本化を図るなど、行政サービスの一元化について先進的に取組が行われている例も見られてきている。

人材育成の研修については、教育では教育センター等を中心に計画的に取り組まれているが、福祉では部署や事業所ごとに実施されているため、都道府県や市町村の単位で体系化されていないことも課題となっている。協力自治体では、本事業をきっかけに福祉関係者と意見交

換を行った自治体、既に福祉部局と企画から連携した研修に取り組んでいる自治体、今年度から新たに福祉機関と連携して研修を始めた自治体などもあった。

「トライアングルプロジェクト」は家庭と教育と福祉の連携である。教育と福祉の連携・協働も本人や保護者の支援ニーズの把握が十分なされなければ機能しない。必要な支援をどのように提供していけばよいか、またその支援の効果をどのように評価すればよいか、本人や保護者との連携・協働も今後の検討課題である。

(2) 地域において核となる人材育成の研修

本事業における教育と福祉の「連携・協働」に関する人材育成の対象は、就学前から学齢期、就労移行までにかかわるすべての支援者を想定している。教育分野においては、特別支援教育コーディネーターを中心に通級による指導の担当者や通常の学級担任等、地域において核となる教員の人材育成となる。福祉分野では、かかわるすべての支援者の中でも特に教員や学校等との連携・協働のキーパーソンとなる相談支援専門員、巡回支援専門員等になる。研修コアカリキュラムの内容は、教育と福祉の関係者が連携による支援を行う場合に必要な専門性として整理している。

発達障害教育実践セミナーにおいて、助言者から、「教育は子供全員が受ける、支援の幅が広く、深い。子供の発達支援に費やす時間は、家庭の次に教育が長いことを再度認識してほしい。福祉の仕組みや医療の考え方を持つことで地域の核となり得るのが教員である。連携の本質は翻訳者である。特別支援教育の人材が地域の核となってほしい。人材育成は裾野を広げることと地域のネットワーク作りである。直接支援ができることを担保とし、地域の支援者として支援の仕組みをつくる上級者の養成が重要である。」との指摘があった。また、「中核となる教員には、コーディネート力が重要になる。地域の中核となるリーダー研修では、その教員が活躍できる環境作りも大切である。ニーズの把握とモチベーションを高めることを考えてほしい。」という指摘もあった。学校が、教員が中心となり、地域のネットワークを構築することが発達障害者支援には大切になってくる。

研修コアカリキュラムでは、教育や福祉の分野において発達障害者の支援に当たる人材が身につけるべき専門性の整理から研修内容を示している。研修コアカリキュラムを参考にすることで、地域において核となる人材育成の視点からも、目的等に応じた適切な研修内容の設定を行うことができたことを成果として挙げた自治体もあった。

(3) 研修の評価と育成指標

研修成果や専門性が向上したことを測る評価の在り方については、自己評価、管理職による評価、児童生徒の変容による評価、保護者による評価など様々な方法が考えられる。評価の在り方、方法については、各自治体の今後の検討課題として共通に挙げられた。発達障害者支援においては、内容の理解にとどまらず、知識や技能を子供の支援にどう活かしているかが重要になる。研修の企画者側の目的や目標の達成に関する評価と、受講者の専門性がどう高まったかに関する評価の両面からの評価が必要である。

教育公務員特例法の一部改正が行われ、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者た

る教育委員会等に、教員の養成・採用・研修を一体化した「資質の向上に関する指標」（教員育成指標）の策定が義務付けられている。

研修コアカリキュラム案では、基本となる専門性としてまとめた各項目の解説と内容を明示し、項目ごとに「到達指標」を初級、中級、上級の3段階に分けて設けることにより、受講者が自分の経験に応じた「指標」で学ぶことができるようにしている。

本事業では、「連携・協働」に関する研修コアカリキュラムの初級、中級、上級の3つの段階での到達指標を「何を」「どの程度まで」できるようになることが望ましいのかという行動目標として活用し、また、専門性を担保する力量を「中級」、初めて担当する者は「初級」、地域の核、指導的立場の担当者は「上級」と到達指標が示されている「通級」のコアカリキュラムを、地域の中核となる教員の育成に係る研修の評価指標として実践に活用した自治体があった。また、研修内容を一覧表に整理し、体系化したことで、教員育成指標との関連性で整理することができたという自治体もあったが、育成指標の各キャリアステージにおける資質能力と研修の各対象者のねらいとの関連付けについては検討が必要であった自治体もあった。

教員の育成指標については、特別支援教育についてのキャリアステージに応じた育成指標は作成されているが、発達障害のある児童生徒等の教育に特化した人材育成計画や、通級担当者としての経験年数に応じた研修の到達指標等は作成されていない。今後の検討課題として挙げた自治体もあった。

なお令和3年1月にまとめられた「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」報告では、「特別支援学級や通級による指導の担当教師の専門性や全ての教師の発達障害に係る専門性の向上のため、新たな免許状を創設すべきとの意見については、各自治体における免許保有者の人事配置上の課題や、通常の学級における発達障害のある子供の指導の充実の観点等から課題があることに鑑み、まずは、前段の免許法認定講習等の活用等に積極的に取り組み、その後、平成31年度入学生から適用された新しい小学校等の教職課程の成果等も踏まえて更なる検討を行うことが考えられる。」とされている。協力自治体との協議では、履修証明と研修コアカリキュラムとの関連性も話題になった。受講者の研修履歴が残り、履修証明と育成指標などとも関連付けていくことも検討課題である。

（4） これからの研修の在り方

今年度の本事業は、新型コロナウイルスによる感染症拡大の影響を受けての実施となった。コロナ禍の影響は思いがけず研修のオンライン化が促進し、また、Withコロナ・Afterコロナ時代を見据えた研修の在り方を考えるよい機会になった。協力自治体をはじめ各自治体では、次年度以降、これまでの集合型研修を見直し、「eラーニング」と「講習会」、「講義動画」と「講習会」など、学習効果を高めるため、オンラインやオンデマンドなどのさまざまな形態を組み合わせたハイブリッド型研修の実施が想定される。オンライン、オンデマンド型研修と集合型の研修のメリット、デメリットなどその在り方を改めて検討する必要がある。

特に、教育と福祉の関係者による合同研修は、両者が参加しやすい時間と場の効率化を図ることも重要なポイントとなる。研修会の企画者として、受講者に「求められる」と考えている専門性・資質能力と、研修対象者が「身に付けたい」専門性・資質能力の両者のニーズをマッチングさせ、数少ない研修機会が、より効果的な研修が求められる。

そして、受講者の研修ニーズを把握し、受講者が主体的に学ぶことができる研修が求められる。「研修コアカリキュラムを拠り所にしながら研修計画を立てることで、内容の偏りが少なくなることが大きな成果だと感じている。通級担当者として必要な項目をもれなく学べるという安心にもつながると考えられる。今後、様々な機会において、研修ロードマップを手がかりとしながら、自ら研修を進めていく姿を期待したい。」という自治体もあった。教育委員会や教育センター主催の研修だけでなく、項目ごとの到達指標を受講者に事前に示すことで、研修の目的や目標が明確となることから、受講者自身が主体的に研修するための資料として研修コアカリキュラムを活用することなども考えていく必要がある。

令和元年度は、文部科学省、厚生労働省、国立特別支援教育総合研究所、国立障害者リハビリテーションセンターが連携しながら有識者会議を設置し、教育や福祉の分野において発達障害者の支援に当たる人材が身につけるべき専門性の整理や各地方自治体において指導的立場となる者に対する研修を行うための研修コアカリキュラム(案)の検討を行った。

令和2年度は、全国の6つの自治体において、その実践的検証となる取組を行った。新型コロナウイルスによる感染症拡大の影響を受けて、研修の実施は中止や縮小せざるを得ない状況であったが、「研修の見直し・企画」、「研修ニーズの把握と研修の評価」、「研修の実践」の3つの観点での取組としてまとめることができた。

令和3年度は、発達障害等のある児童生徒等に対する指導・支援の充実を図るため、これまで検証してきた研修コアカリキュラムを活用した教育と福祉の合同研修の在り方の検討と実践、その成果を普及するための取組を行う予定である。

巻末資料

資料 1-1

教育と福祉の「連携・協働」に関する研修カリキュラム案

【共通分野】

【 A 基礎知識 】

1. 発達障害の障害特性の理解（共通）

国際生活機能分類（ICF）や障害者基本法を踏まえた新しい障害観の考え方について理解するとともに、法律で定めるところの「発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの）」について理解する。

<主な内容>

- ・障害観の変遷
- ・障害者基本法
- ・障害者権利条約
- ・発達障害の医学的診断、発達障害の教育的定義
- ・発達障害の概念
- ・発達障害の定義および特性

<研修講座名（例）>

「発達障害の歴史的変遷と基本的理解」（講義 90 分）

○発達障害の歴史的変遷（講義 30 分）

- ・親の育て方に起因するなど誤った理解の過去を振り返りながら障害観の変遷を解説する。
- ・障害児・者の教育や福祉をめぐる、現状と課題を明らかにして解説する。
- ・特殊教育から特別支援教育への変遷の趣旨と意義を解説する。
- ・ICF や障害者基本法の理念を踏まえた、医療モデルから社会モデルへの変遷を解説する。
- ・現在の我が国の診断基準である国際疾病分類第 10 版（ICD-10）を中心に解説し、第 11 版（ICD-11）についても触れる。

○発達障害の基本的理解（講義 60 分）

- ・発達障害者支援法で定めるところの発達障害について、医学的診断や教育的定義の捉え方の違いを解説する。
- ・発達障害の多様性と、それぞれの障害特性を、つまずきや困難さ、支援のあり方等、具体的な事例を示しながら解説する。

<到達指標>（教育関係者・福祉関係者共通）

初級：障害観の変遷や障害者基本法及び障害者権利条約、発達障害者支援法で定めるところの発達障害について、基本的な事項を説明できる。

中級：障害観の変遷や障害者基本法及び障害者権利条約、発達障害者支援法で定めるところの発達障害に関する基本的な事項、障害児・者の教育や福祉をめぐる問題・課題に関する内容を踏まえ、必要な取組を実践できる。

上級：障害観の変遷や障害者基本法及び障害者権利条約、発達障害者支援法で定めるところの発達障害に関する基本的な事項、障害児・者の教育や福祉をめぐる問題・課題を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら具体的な支援の方法を提案できる。

【 A 基礎知識 】

2. 発達心理（共通）

発達の一般的特徴や各発達段階の特徴について概要を理解するとともに、発達障害など非定型発達についての基礎的な事項や考え方について理解する。

<主な内容>

- ・生涯における心身の発達と各発達段階の特徴
- ・認知機能および感情・社会性の発達
- ・自己と他者の関係性のあり方と心理的発達
- ・非定型発達に関する基礎と考え方

<研修講座名（例）>

「発達の基本的理解と各発達段階の特徴」（講義 90 分）

- ・発達の一般的特徴（順序性、方向性、連続性、個人差）や各発達段階の特徴について概説する。
- ・認知機能および感情・社会性の発達、自己と他者の関係性のあり方と心理的発達に関する基本的内容について解説する。
- ・発達障害のある子どもに対する適切な対応と支援を行うため、発達の遅れや偏り等の困難についての基本的知識や考え方を解説する。

<到達指標>

（教育関係者・福祉関係者共通）

- 初級**: 各発達段階における心理的、社会的、身体的な発達過程および発達の遅れや偏り等の困難について基本的な事項を説明できる。
- 中級**: 各発達段階における心理的、社会的、身体的な発達過程および発達の遅れや偏り等の困難に関する内容を踏まえ、必要な取組を実践できる。
- 上級**: 各発達段階における心理的、社会的、身体的な発達過程および発達の遅れや偏り等の困難を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら具体的な支援の方法を提案できる。

【 A 基礎知識 】

3. 切れ目のない支援（共通）

発達障害のある子どもが、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目のない支援を受けるためには、関係する機関や支援者が担うそれぞれの役割や、情報を共有する必要があることを理解する。

<主な内容>

- ・情報の引継ぎ・共有の必要性やツール
- ・個別の支援計画の活用
- ・地域における支援体制（自治体の好事例紹介含む）

<研修講座名（例）>

「障害のある子どもたちへの切れ目のない支援」（講義 90 分）

- ・学校生活のみならず家庭や地域での生活も含め、一貫した支援を長期的・継続的に行うためには、個別支援計画や個別教育支援計画、各地域で発行されている引継ぎのためのファイル等を活用した情報の引継ぎや共有が必要であることを解説する。
- ・各自治体における好事例について紹介し、各自治体の関係部局や関係機関等が連携した支援体制の構築の重要性について解説する。

<到達指標>

（教育関係者・福祉関係者共通）

初級：一貫した支援を長期的・継続的に行うことの必要性を説明できる。

中級：一貫した支援を長期的・継続的に行うため、個別の支援計画等を活用した情報の引継ぎや共有に関する内容を踏まえ、必要な取組を実践できる。

上級：一貫した支援を長期的・継続的に行うため、個別の支援計画等を活用した情報の引継ぎや共有に関する内容を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら具体的な支援の方法を提案できる。

【 B 指導・支援 】

1. アセスメント（共通）

アセスメントの意義や目的を踏まえ、様々なアセスメントの基本的内容を理解し、実態把握や情報収集、行動観察の方法などを身につける。発達障害のアセスメントによく活用されている発達検査・知能検査、学力や認知機能、行動・社会性に関する検査についても概要を理解し、得られた結果を対象者本人にとって有用な指導・支援に活用できることを目指す。

<主な内容>

- ・アセスメントの意義や目的
- ・実態把握、情報収集、行動観察の方法
- ・本人・保護者への面接・面談（インテークの重要性）
- ・発達、心理、学力、行動、社会性のアセスメントの種類や特徴と結果の解釈

<研修講座名（例）>

- 「アセスメントの基本的理解とその活用について」（講義・演習 90 分）
- 発達障害支援におけるアセスメントの概要とその意義（講義 45 分）
- ・アセスメントを実施する意義や目的について解説する。
 - ・実態把握に有用な情報収集と行動観察の方法及び、本人・保護者への面接・面談を行う上で望まれる姿勢やインテーク面接の重要性について解説する。
 - ・発達障害のアセスメントによく活用されている発達検査・知能検査、学力や認知機能、行動・社会性に関する検査や基本的な結果の解釈、機能的アセスメント等について解説する。
 - ・発達障害児の支援においては、アセスメントから得られた情報を包括的に解釈し、一人一人に合った支援方法を組み立てることが重要であることを解説する。
- 発達障害支援におけるアセスメントの実際（演習 45 分）
- ・具体的な事例（または模擬事例）からの情報収集や行動観察から得た情報を整理させる。
 - ・事例を包括的に理解するための実態把握における着眼点を確認させる。
 - ・よく活用されている検査について結果（模擬事例）を例示し考えられる課題について予測させる。
 - ・情報収集や行動観察から得た情報に、検査結果から考えられる課題等を合わせて、日常生活において有効だと考えられる具体的な支援方法について協議させる。

<到達指標>

（教育関係者・福祉関係者共通）

初級：アセスメントの意義や目的を理解し、手順や方法について基本的な事項を説明できる。

中級：様々なアセスメントの基本的な事項に関する内容を踏まえ、アセスメントの結果を活用し、個に応じた支援を実践できる。

上級：様々なアセスメントの結果を活用し、他機関・他職種と連携を図りながら個に応じた具体的な支援の方法を提案できる。

【 B 指導・支援 】

2. 支援の計画の作成と活用（共通）

教育と福祉の連携の際に用いられる支援の計画について、サービス等利用計画等と個別支援計画の関係や、個々の利用者に応じた個別支援計画の意味・知識・技術等の原則論を理解する。更に特別支援学校、特別支援学級等だけでなく、通常の学級に在籍する児童生徒においても、個別の教育支援計画等が作成・活用されていることを理解する。

<主な内容>

- ・相談支援専門員との連携
- ・サービス担当者会議
- ・支援目標や支援内容の設定
- ・本人や家族の承認
- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画
- ・指導・支援に関する様々な記録

<研修講座名(例)>

「支援ニーズの把握と共有」(講義・演習 90分)

○支援の計画の作成・活用および関係機関との連携(講義 45分)

- ・発達障害のある子どもが適切な指導・支援を受け、地域社会の中で自立した生活を送るためには、それぞれの機関が支援の計画(例えば福祉では障害児支援利用計画、サービス等利用計画、個別支援計画、教育では個別の教育支援計画、個別の指導計画)を作成し、活用することが重要となることを解説する。
- ・関係機関同士が支援ニーズを把握し、共有するために必要な連携の在り方について解説する。
- ・教育と福祉では、支援の計画の位置付けや取り扱いに違いがあることについて解説する。
- ・サービス等利用計画等と個別支援計画の関係、個別の教育支援計画と個別の指導計画の関係について解説する。

○支援ニーズの把握と情報共有の重要性(演習 45分)

- ・現在担当している事例を基に、具体的な支援の計画を作成させる。
- ・情報共有の好事例を示し、それぞれの機関における役割や関係性について考えさせる。
- ・作成した支援の計画をグループで共有し、情報共有の仕方や活用の工夫について協議をさせる。

<到達指標>

(教育関係者・福祉関係者共通)

初級:教育や福祉で連携の際に用いられる様々な支援の計画の役割について説明できる。

中級:教育や福祉で連携の際に用いられる様々な支援の計画の役割に関する内容を踏まえ、必要な取組を実践できる。

上級:教育や福祉で連携の際に用いられる様々な支援の計画の役割に関する内容を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら具体的な支援の方法を提案できる。

【 B 指導・支援 】

3. 特性に応じた指導・支援（共通）

<p>発達障害の指導・支援について、科学的根拠のある一般化された指導・支援技法の基本的な知識と指導・支援技術を身につけ、学習面や生活面、行動面、対人関係などの個々の子どもの特性に応じたニーズに基づき、適切な指導及び必要な支援を行うことができる。</p>
<p><主な内容></p> <ul style="list-style-type: none">・学習面や生活面に関する指導・支援・行動面、対人関係・社会性に関する指導・支援・コミュニケーションに関する指導・支援・感情や情緒、心理的不適応に関する指導・支援・感覚・運動面に関する指導・支援
<p><研修講座名（例）></p> <p>「発達障害のある子どもへの指導・支援」（講義 90 分）</p> <ul style="list-style-type: none">・発達障害のある子どもは、学習面や生活面、行動面、対人関係、コミュニケーション、感覚・運動面など、さまざまな生きづらさを抱えている。その生きづらさを軽減し、可能性を伸ばすための指導・支援のアイデアや教材・教具（支援機器）について解説する。・関係機関と家庭が連携し、生活場面全体において一貫した指導・支援を行うための体制づくりや環境の整備が必要となることを解説する。 <p>「発達障害のある子どもへの指導・支援の実例」（演習 90 分）</p> <ul style="list-style-type: none">・指導・支援の実例のどの点が優れているのか、自分の担当する利用者や児童生徒に応用できることはないか等についてのディスカッションから、個々の子どもの特性やニーズに基づくアセスメントから適切な指導及び必要な支援までの一連の流れを理解させる。
<p><到達指標></p> <p>（教育関係者・福祉関係者共通）</p> <p>初級：発達障害の指導・支援について、科学的根拠のある一般化された指導・支援技法の基本的な事項を説明できる。</p> <p>中級：発達障害の指導・支援について、科学的根拠のある一般化された指導・支援技法の基本的な事項に関する内容を踏まえ、必要な取組を実践できる。</p> <p>上級：発達障害の指導・支援について、科学的根拠のある一般化された指導・支援技法の基本的な事項に関する内容等を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら具体的な支援の方法を提案できる。</p>

【 B 指導・支援 】

4. 併存障害の理解と対応（二次的な問題を中心に）（共通）

発達障害は、精神障害などとの併存もあることを理解する。そのことを踏まえ、特定の障害特性にのみ結び付けることなく、その子どもの状態像に合わせた対応が必要であることを学ぶ。また、不適切な環境や対応の中で過ごすことで、二次的な問題からの併存障害を引き起こすことがあることを理解し、その対応方法について学ぶ。

<主な内容>

- ・発達障害に併存する障害
- ・二次的な問題が現れている状態像
(行動や学習上の不適応、身体的・心理的な問題、精神症状など)
- ・二次的な問題に対する支援

<研修講座名(例)>

「併存障害についての理解と基本的な対応」(講義 90 分)

- ・発達障害に併存する障害について概説する。
- ・強度行動障害、不登校やひきこもり、家庭内暴力、触法、うつなどのさまざまな精神症状といった二次的な問題が現れている状態像について概説する。
- ・冰山モデル等の考え方を活用し、二次的な問題が現れている行動の背景に、特性への配慮が不十分であることや適切な環境が整えられていない状況があることを概説する。
- ・特性把握の重要性、環境調整、チームによる支援、記録や分析の方法など、基本的な対応のあり方について概説する。

「二次的な問題への対応」(演習 90 分)

- ・受講者からの持ち寄り事例ないしは架空事例を用いて、グループで検討する場を設ける。
- ・必要な情報や、配慮すべき特性、適切な環境を把握し、どんな支援が考えられるかをグループで話し合い、それを全体で共有する流れで進行する。

<到達指標>

(教育関係者・福祉関係者共通)

初級: 併存障害の概要や二次的な問題の背景について説明できる。

中級: 二次的な問題の背景を分析し、必要な取組を実践できる。

上級: 二次的な問題の背景を分析し、他機関・他職種に対して、具体的な支援の方法を提案できる。

【 B 指導・支援 】

5. 就業（就労）支援（共通）

就業支援のプロセス（インターク、職業準備性向上のための支援、求職活動支援、定着支援など）や、発達障害の人たちの職業的課題、支援上の留意点などを理解するとともに、働くこととキャリア教育、進路指導とのつながりを理解する。

<主な内容>

- ・作業学習
- ・進路指導
- ・キャリア教育
- ・就労準備性（職業準備性）
- ・就労トレーニング
- ・就職活動（求職活動）
- ・定着支援

<研修講座名（例）>

「『働くこと』を支えるために必要なこと」（講義・演習 90 分）

○本人を就労につなげたり、就労を支えたりするために必要な指導・支援内容（講義 45 分）

- ・学齢期において大切なことや関連する教育内容（キャリア教育等）について概説する。
- ・就職活動の時期において大切なことや関連する内容について概説する。
- ・働くことが定着するために大切なことや関連する内容について概説する。

○教育や福祉の立場から意見交換する場の設定（演習 45 分）

- ・本人を働く場につなげたり、働くことを支えたりするために必要な支援内容について、グループで意見交換する場を設ける。
- ・福祉関係者と教育関係者が意見交換できるようなメンバー構成を行う。

<到達指標>

（教育関係者・福祉関係者共通）

初級: 働く場につながり定着に至るまでの指導・支援の流れを説明できる。

中級: 働く場につながり定着に至るまでの指導・支援の流れを踏まえ、支援に「働く」という視点からのアイデアを取り入れることができる。

上級: 働く場につながり定着に至るまでの指導・支援の流れを踏まえ、他機関・他職種に対して、「働く」という視点を取り入れた支援のアイデアを提案できる。

【 B 指導・支援 】

6. 生活・余暇支援（共通）

発達障害のある子どもの現在の生活及び将来を見据えた生活を考える上で、生活習慣の形成や日常生活の管理、余暇など、就業面や生活面で一体的かつ総合的な指導・支援をすることが重要である。発達障害のある子どもが日常生活を送る上で求められる力や、余暇時間を主体的に活動するための指導・支援の必要性と学校教育及び福祉サービスにおける具体的な取組について理解する。

<主な内容>

- ・QOLの向上
- ・生活習慣の形成
- ・健康管理
- ・金銭管理
- ・住居、年金、余暇活動など地域生活や日常生活に関すること

<研修講座名（例）>

「地域や社会でよりよく生きるための指導・支援」（講義 90 分）

- ・発達障害のある子どもが、地域の一員として受け入れられ、主体的に社会参加し、つながりを持ちながら共に生きる社会を構築するためには、個々の特性やニーズに合わせた多様な生活の場（安心できる居場所、相談できる場所等）の確保が必要である。そこで、QOLを向上させるために必要な生活や余暇の支援の在り方について解説する。
- ・日常生活や余暇に関する指導・支援の実際について、教育と福祉それぞれの分野における具体的な取組について解説する。

<到達指標>

（教育関係者・福祉関係者共通）

初級: 生活や余暇に関する支援の意義や教育と福祉それぞれの分野の取組について説明できる。

中級: 生活や余暇に関する支援の意義や教育と福祉それぞれの分野の取組を踏まえ、必要な取組を実践できる。

上級: 生活や余暇に関する支援の意義や教育と福祉それぞれの分野の取組を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら具体的な支援の方法を提案できる。

【 C 家族支援 】

1. 早期発見・早期支援（共通）

発達障害のある子どもへの早期からの支援の充実および保護者への支援を充実させる視点から、早期の気づきと早期支援の重要性について理解する。また、発達障害の疑いがある場合に、その保護者に対して適切な支援や情報提供を行うために必要な知識を学ぶ。

<主な内容>

- ・早期発見・早期支援の意義
- ・乳幼児健診におけるスクリーニング
- ・早期の相談と対応
- ・自治体による発達支援

<研修講座名（例）>

「発達障害の早期発見と早期支援」（講義・演習 90 分）

○発達障害支援における早期発見・早期支援の重要性（講義 45 分）

- ・1 歳 6 ヶ月児健診や3歳児健診におけるスクリーニングの意義、発達障害特有のアセスメントツールについて解説する。
 - ・発達障害の疑いがある場合に、その保護者に対して適切な支援や情報提供を行うために必要な知識や姿勢について解説する。
 - ・母子保健医療分野で推進されている対策等の概要と重要性について解説する（子育て世代包括支援センターや子どもの心の診療ネットワーク事業、健やか親子21（第二次）など）。
- 地域における発達支援体制の充実（演習 45 分）
- ・地域における社会資源の役割等（障害福祉分野のみに限定せず）について理解を促し、発見から支援につなぐ仕組みの充実に向けて必要な取組について、意見交換を通して考える場を設ける。
 - ・妊娠期からの支援や情報の共有化など、地域における切れ目のない支援の実現のために必要な取組について、意見交換を通して考える場を設ける。

<到達指標>

（教育関係者・福祉関係者共通）

初級：早期発見・早期支援の重要性や取組について説明できる。

中級：早期発見・早期支援の重要性や取組を踏まえ、関係機関と情報を共有し、その情報に基づいた適切な支援ができる。

上級：早期発見・早期支援の重要性や取組について説明でき、地域における課題を分析し、必要な取組について提案できる。

【 C 家族支援 】

2. 家族・保護者支援（共通）

教育と福祉における家族・保護者支援に共通する部分と、異なる部分を把握するとともに、家族・保護者に対する支援の意義及び具体的な取組について理解する。また、障害児・者と家族・保護者支援における関係機関と専門職の役割を理解し、支援の実際を知る。

<主な内容>

- ・障害受容の理解と支援
- ・障害児・者と家族等の支援における関係機関と専門職等の役割
- ・障害児・者と家族等に対する支援の実際
- ・家族会
- ・きょうだい支援
- ・保護者による発達特性の理解
- ・保護者面談

<研修講座名(例)>

「家族・保護者支援について」(講義 90分)

- ・発達障害児・者の支援には、家族も重要な援助者であるという観点から、発達障害児・者の家族を支援していくことが重要である。特に家族の障害受容、発達支援の方法などについては、相談及び助言、情報提供や発達障害児・者の家族がお互いに支え合うための活動の支援など、十分に配慮された支援が大切であり、その意義について概説する。
- ・発達障害児・者及び家族等支援事業として、①ペアレントメンター養成等事業、②家族のスキル向上支援事業(ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの実施)、③ピアサポート推進事業、④その他本人・家族支援事業があり、その取組について概説する。
- ・家族会やきょうだい支援について概説する。
- ・発達障害のある子どもやその疑いがある子どもの保護者への支援の意義及び具体的な取組について概説する。
- ・障害受容やメンタルヘルスなど保護者の心情を踏まえ、信頼関係を築きながら子どもの支援ニーズや子育てに関する支援ニーズ等を把握することの重要性について概説する。
- ・保護者を支援するための面談・カウンセリング技能、保護者支援のための施策の情報提供及び利活用等について概説する。

「家族・保護者支援の実際」(演習 90分)

- ・ペアレントプログラムやペアレントトレーニング、保護者面談やカウンセリング技能について、実際に体験し、演習を通して家族・保護者支援について学ぶ機会を設定する。

<到達指標>(教育関係者・福祉関係者共通)

初級: 家族・保護者支援の重要性や取組について説明できる。

中級: 家族・保護者支援の重要性や取組を踏まえ、必要な取組を実践できる。

上級: 家族・保護者支援の重要性や取組について他機関・他職種に対して、適切な実態把握に基づいて個々のケースにおける課題を分析し、必要な支援を提案できる。

【 D 地域連携・協働 】

1. 他の分野との連携（共通）

発達障害のある子どもに対する教育と福祉、医療、保健、労働等の総合的かつ包括的な支援と多職種連携の意義と内容について理解するとともに、具体的なケースを通してその実際について学ぶ。

<主な内容>

- ・支援に関わる機関・組織（各機関の役割・意義・責任・強みや弱みなど）
- ・多機関による包括的支援体制
- ・多職種連携及びチームアプローチの意義
- ・利用者、家族の参画／家族の役割
- ・支援計画の活用
- ・地域で開催される協議会・会議（個別の支援会議、事例検討会議を含む）等
- ・就業支援ネットワークの構築及び、保健・医療と教育・福祉との連携

<研修講座名（例）>

「機関連携の意義と実際」（講義 90 分）

- ・発達障害のある子どもへの一貫した支援を保障するには、各専門分野の連携が必要であることを解説する。
- ・教育、福祉、医療、保健、労働等の関係機関及び家族が連携して支援に取り組むことで、より効果的な支援の提供につながることを解説する。
- ・有機的な連携を実現するためには各機関の役割を理解し、適確な役割分担と情報共有が重要であることを解説する。
- ・発達障害児の支援に携わる各機関の役割・意義・責任等や、連携に必要なポイントを解説する。
- ・教育分野の「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」と、福祉分野の「サービス等利用計画」「個別支援計画」における情報（内容）の共通点と相違点を解説する。
- ・他機関、他職種との連携においては支援計画を活用し、積極的に情報共有を図ることを解説する

「個別支援会議」（演習 90 分）

- ・連携の意義や具体的な連携方法を学び、機関連携の実際を体験させる。
- ・演習はロールプレイや連携に関する事例検討等を実施する。
 - 1) 機関連携による課題解決が必要な具体的なケース（災害、虐待、触法、就職等）をピックアップ、あるいは架空事例を用意する。
 - 2) 演習の進行は基本的に説明→演習→グループ発表→まとめ、でグループワークとする場合はファシリテーターを配置することが望ましい。

<到達指標>

（教育関係者・福祉関係者共通）

初級：各機関・各職種の役割や連携のポイントについて説明できる。

中級：実際に他分野における各機関・各職種との連携の実践ができる。

上級：各機関・各職種との連携を実践するにあたって、実践の手順や留意事項等について提案できる。

【 E 法令・制度・施策 】

1. 発達障害者支援法（共通）

発達障害者の社会的な支援体制の確立を目指すために定められている内容や、関連する制度、支援の仕組みについて理解する。

<主な内容>

- ・法が目指す理念
- ・関連する制度や施策
- ・福祉サービスの活用

<研修講座名（例）>

「発達障害者支援法について」（講義＋協議 90 分）

- ・発達障害者支援法の成立と施行は、これまで「谷間の障害」として法制度の対象にならなかった自閉症等の発達障害を定義して明確化し、教育・福祉・医療・保健・労働などの対象として位置付けたこと等を概説する。
- ・発達障害者支援法が目指す理念や示されている条文（目的、定義、国及び地方公共団体の責務等）について概説する。
- ・発達障害者支援法を根拠とする発達障害者支援のための具体的な制度や施策（発達障害者支援地域協議会、発達障害者支援体制整備事業、発達障害者支援センターの設置・運営、巡回支援専門員整備事業等）について概説する。

<到達指標>

（教育関係者・福祉関係者共通）

初級：発達障害者支援法の基本的な事項について説明できる。

中級・上級：他機関・他職種に対して発達障害者支援法の理念を踏まえた連携・協働に関する具体的な提案ができる。

【 F 権利擁護 】

1. 障害者の権利に関する条約及び児童の権利に関する条約（共通）

障害者の権利に関する条約及び児童の権利に関する条約の理念や内容、考え方について理解するとともに、虐待防止や合理的配慮、意思決定支援等に関して必要な知識や技術、支援のプロセスについて理解する。

<主な内容>

- ・障害者の権利に関する条約
- ・児童の権利に関する条約
- ・児童虐待防止法と児童福祉法（社会的養護関連）
- ・障害者虐待防止法
- ・障害者差別解消法（理念及び合理的配慮と意思決定支援を重点的に）

<研修講座名（例）>

「権利条約と権利擁護」（講義 90 分）

- ・児童や障害者の権利とそれぞれの権利条約の理念を解説する。
- ・日本では 1994 年に「児童の権利に関する条約（以下、子どもの権利条約）」を、2014 年に「障害者の権利に関する条約（以下、障害者権利条約）」をそれぞれ批准しており、その経緯と趣旨を解説する。
- ・子どもの権利条約では「命を守られ成長できること」「子どもにとって最もよいこと」「意見を表明し参加できること」「差別のないこと」の4つの原則があり、子どもならではの権利も定められていることを解説する。
- ・障害者権利条約の第5条（平等及び無差別）で障害に基づくあらゆる差別禁止を謳うとともに「合理的配慮の否定」を障害に基づく差別に含めたことが特徴の一つとなっていることを解説する。
- ・意思決定過程における障害当事者の関与について解説する。
- ・児童虐待防止法の概要と対象（児童福祉法との分担等）などについて解説する。
- ・障害者虐待防止法の概要（わかりやすい版使用）、学校長の義務等（間接的防止措置）について解説する。
- ・各分野における日本の取り組みや障害者差別解消法など、権利擁護に関する法令の理念や趣旨を中心に解説する。

<到達指標>（教育関係者・福祉関係者共通）

初級: 権利条約や関係法令の趣旨を説明できる。

中級: 合理的配慮や意思決定支援など、権利条約や関係法令に定められている内容を実践できる。

上級: 合理的配慮や意思決定支援など、権利条約や関係法令に定められている内容について他機関・他職種に対して提案できる。

資料 1-2

教育と福祉の「連携・協働」に関する研修カリキュラム案

【専門分野】

【 A 基礎知識 】

4. 特別支援教育（概論）（教育分野）

学校教育制度の基本を定めた法律、特別支援教育の理念やインクルーシブ教育システム構築の考え方、就学先決定のプロセスなど、特別支援教育、発達障害に係る国の施策や法令等についての基本的な知識を身につける。

<主な内容>

- ・教育基本法
- ・学校教育法
- ・我が国における障害児支援施策と学校教育に係る法令、制度（歴史的な経緯を含む）
- ・インクルーシブ教育システム（合理的配慮と基礎的環境整備）

<研修講座名（例）>

「特別支援教育概論」（講義 90 分）

- ・教育基本法に定められた教育の目的及び基本理念、基本方針等について概説する。
- ・学校教育法は、教育基本法に基づいて学校制度の基本を定めた法律であること、具体的な内容は施行規則や施行令で示されること等について概説する。
- ・障害者権利条約を踏まえ、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育の理念について概説する。
- ・特殊教育から特別支援教育に転換する際の法整備や制度改正によって発達障害がその対象として位置付けられたこと、通級による指導や就学先決定のプロセス等について概説する。
- ・中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成 24 年 7 月）をもとに、学校教育における合理的配慮と基礎的環境整備について発達障害の事例を中心に概説する。

<到達指標>

（福祉関係者）

初級：特別支援教育（特に発達障害に関すること）に係る法令や国の施策について理解し、説明できる。

中級・上級：特別支援教育に係る法令や国の施策を踏まえて、連携・協働に活かすことができる。

【 A 基礎知識 】

5. 特別支援教育体制（教育分野）

特別な教育的ニーズのある子どもが在籍する全ての幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において特別支援教育は実施される。校内委員会を設置し、校長より指名された特別支援教育コーディネーターを中心に整備されている校内支援体制の仕組みについて理解する。

<主な内容>

- ・校内委員会の設置
- ・特別支援教育コーディネーターの役割
- ・養護教諭の役割
- ・巡回相談員、専門家チーム
- ・特別支援学校のセンター的機能

<研修講座名(例)>

「学校全体で取り組む特別支援教育」(講義・協議 90 分)

○校内支援体制の仕組み(講義 45 分)

- ・特別な教育的ニーズのある子どもを学校全体で支援するために、全ての学校が設置している校内委員会の役割や組織等について解説する。
- ・各学校における特別支援教育の推進役であり、関係機関との連携・調整の窓口である特別支援教育コーディネーターの役割について解説する。
- ・子どもの心身の健康に関わる専門家としての養護教諭の役割について解説する。
- ・都道府県や市町村の教育委員会が整備する巡回専門員や専門家チームの役割について解説する。
- ・特別支援学校が地域における特別支援教育のセンターとして、各学校の要請に応じて行っている支援について解説する。

○校内支援の実際(協議 45 分)

- ・学校が巡回専門員、専門家チーム、特別支援学校等と連携して対応した事例を紹介する。
- ・紹介した事例や実際の経験を踏まえ、福祉関係者として学校と連携する際の課題や工夫について協議させる。

<到達指標>

(福祉関係者)

初級: 学校における特別支援教育体制について説明できる。

中級: 学校における特別支援教育体制を踏まえ、必要な取組を実践できる。

上級: 学校における特別支援教育体制を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら具体的な取組を提案できる。

【 A 基礎知識 】

6. 学習指導要領と教育課程（教育分野）

<p>学校教育は学習指導要領を基準として教育が行われており、各学校において校長が授業に関する教育課程を編成していることについて理解する。</p>
<p><主な内容></p> <ul style="list-style-type: none">・学習指導要領（通常の学級における配慮、自立活動の指導など）・教育課程の編成
<p><研修講座名（例）></p> <p>「学習指導要領と教育課程」（講義・協議90分）</p> <p>○学習指導要領を基準とした教育課程の編成（講義45分）</p> <ul style="list-style-type: none">・学習指導要領は、公教育として全国どこにおいても同じ水準の教育を受けられることを保障するために告示されており、学習指導要領に基づいて各学校が定めた教育計画が教育課程であることについて概説する。・小・中学校、高等学校、特別支援学校の学習指導要領の改訂が平成 29 年から順次行われ、小・中学校及び高等学校においては、通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズのある児童生徒に対する配慮が示されたことなど、特別支援教育の視点から改訂のポイントについて概説する。・特別支援学校や特別支援学級、通級による指導の教育課程の編成について、通常の教育との学びの連続性、各教科と自立活動の関連等の観点から概説する。・特別な教育的ニーズのある児童生徒に対する自立活動の指導について学習指導要領に示されている目標と内容、発達障害のある児童生徒への指導の実際について概説する。 <p>○発達障害のある子どもの自立活動の指導（協議45分）</p> <ul style="list-style-type: none">・自立活動の指導は、子どもの実態把握からその子どもにとって必要な指導内容を考えるもので、学校で作成する個別の指導計画を理解する上で重要なものである。学校との連携の場（支援会議等）を想定し、発達障害のある子どもの個別の指導計画等を題材に、実態把握や指導目標・指導方法等について協議する場を設定する。
<p><到達指標></p> <p>（福祉関係者）</p> <p>初級：学校教育は学習指導要領を基準として各学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等）において教育課程を編成し、日々の教育活動が行われていることを理解し、説明することができる。</p> <p>中級・上級：学習指導要領を基に教育課程が編成されて学校の教育活動が行われていることを踏まえ、教育機関と連携を図りながら必要な取組を実践できる。</p>

【 A 基礎知識 】

7. 発達障害のある子どもの教育（教育分野）

<p>発達障害のある子どもの教育的ニーズに結びつけた多様な学びの場の形態と内容について知り、適切な支援について理解する。</p>
<p><主な内容></p> <ul style="list-style-type: none">・特別支援学校の教育・特別支援学級の教育・通級による指導・通常の学級における教育
<p><研修講座名(例)></p> <p>「発達障害のある子どもの適切な指導と必要な支援」(講義・協議90分)</p> <p>○多様な学びの場の基本的な理解(講義60分)</p> <ul style="list-style-type: none">・特別支援学級・通級・通常の学級において、発達障害のある子ども達の受けている教育について解説する。・教育的ニーズに応じた指導の連続性のある多様な学びの場について解説する。 <p>○講義後の意見交換(協議30分)</p> <ul style="list-style-type: none">・それぞれの場における具体的な指導・支援の工夫や役割の違いなど、意見交換する場を設ける。 <p>「発達障害のある子どもの適切な指導と必要な支援：実地研修」(講義・見学・協議150分)</p> <p>○多様な学びの場の現状の理解(講義60分・見学60分・協議30分)</p> <ul style="list-style-type: none">・実際の教育現場における実情からそれぞれの役割を理解するため、地域の小学校もしくは中学校(特別支援学級・通級・通常の学級)、特別支援学校等の学校見学を行う。・上記講座例の講義と協議について見学と合わせ実地にて研修する。 <p>※(新しい生活様式を踏まえた状況から、学校見学の受け入れが困難な場合)</p> <p>「e-ラーニングコンテンツの活用」</p> <p>特別支援学級、通級による指導、通常の学級、(特別支援学校)における実際の教育活動(日課表、指導内容、配慮、授業など)について具体的に解説する。</p>
<p><到達指標></p> <p>(福祉関係者)</p> <p>初級: 学校教育における多様な学びの場を理解し、その基本的な形態や内容を説明できる。</p> <p>中級: 学校教育における多様な学びの場の形態や内容に関する理解を踏まえ、個別の支援に活用できる。</p> <p>上級: 学校教育における多様な学びの場の形態や内容に関する理解を踏まえ、教育機関と連携を図りながら地域の課題解決のために提案できる。</p>

【 A 基礎知識 】

8. 障害児・者福祉（総論）（福祉分野）

障害の概念と特性を踏まえ、障害者とその家族の生活とこれを取り巻く社会環境について理解し、更に障害者福祉の歴史と障害者観の変遷、制度の発展過程について理解する。
<主な内容> ・「福祉」とは ・「障害者」とは ・障害者の生活実態 ・障害者を取り巻く社会環境 ・障害者福祉の理念 ・障害者福祉制度の発展過程 ・障害者と家族等の支援における関係機関及び専門職の役割
<研修講座名（例）> 「障害児・者福祉総論」（講義 90 分） ・「福祉」の役割や目的等を示した上で、教育との類似点・相違点を解説する。 ・「障害者」「障害児」の定義や障害種別の概要と、その中での発達障害の位置づけについて概説し、併せて手帳制度についても解説する。 ・自宅や施設等で暮らしている、障害者の生活実態や社会環境について解説する。 ・障害者福祉を支える「人権尊重、権利擁護」、「自立とりハビリテーション」、「機会均等化」、「社会福祉」の4つの理念について概説する。 ・障害児者支援の基本的理念について解説する。 ・障害者福祉制度の発展過程を概説し、教育制度の変遷と対比する。 ・当事者、家族等を取り巻く関係機関、専門職等の役割について解説する。
<到達指標> (教育関係者) <u>初級</u> : 障害児・者福祉の概要を説明できる。 <u>中級・上級</u> : 教育と福祉の目的や成り立ちなどについて、類似点・相違点が整理でき、それらを踏まえて連携・協働に活かすことができる。

※福祉との連携に必要な知識として教員に押さえておいてほしいことを主な内容としていることを踏まえ、この講座における「障害者とは」は、法令上の定義について取り扱う。医学モデルや社会モデル、ICF の障害観等については、「【A 基礎知識】1. 発達障害の障害特性の理解（共通）」にて取り扱う。

【 A 基礎知識 】

9. 障害児保育（福祉分野）

<p>障害児保育を支える理念や歴史的変遷、子どもの理解や援助方法、環境構成等を学び、保護者への支援や関係機関との連携について理解する。</p>
<p><主な内容></p> <ul style="list-style-type: none">・障害児保育を支える理念・障害児の理解と保育における発達の援助・家庭及び関係機関との連携・子どもの健康及び安全・インクルーシブ保育
<p><研修講座名（例）></p> <p>「障害児保育の基本的理解と現状」（講義 90 分）</p> <ul style="list-style-type: none">・インクルーシブ保育等の障害児保育を支える理念及び変遷を解説するとともに、その実現に向けて実践している保育現場における実情も併せて伝える。・障害児保育に係る保育士の加配等の制度について解説する。・保育現場における発達援助の実際について解説する。・家庭との連携・協力の重要性や、地域の専門機関・学校等との連携や移行について解説する。・保育所保育指針に示されている「子どもの健康及び安全」に関して、保育の場における実践について解説する。・インクルーシブ保育の効果や課題を正しく解説した上で、保育現場における具体的な実践例を伝える。
<p><到達指標></p> <p>（教育関係者）</p> <p>初級：障害児保育の概要を説明できる。</p> <p>中級・上級：障害児保育の現状を踏まえた、連携・協働ができる。</p>

【 A 基礎知識 】

10. ソーシャルワーク（福祉分野）

ソーシャルワークの基盤となる考え方とその形成過程や実際のソーシャルワークの過程とそれに係る知識と技術について理解する。また、コミュニティワークの概念とその展開やソーシャルワークにおけるスーパービジョン等について理解する。

<主な内容>

- ・ソーシャルワークの理念と実際
- ・ケアマネジメント
- ・ソーシャルワークにおける支援の階層
- ・コミュニティワーク
- ・スーパービジョンとコンサルテーション

<研修講座名（例）>

「ソーシャルワーク」（講義 90 分）

- ・ソーシャルワークの理念と実際について解説する。
- ・ケアマネジメントの対象及びプロセスについて解説する。
- ・ソーシャルワークの、マイクロ、メゾ、マクロの各階層について解説する。
- ・コミュニティワークについて解説する。
- ・スーパービジョンとコンサルテーションなど、ソーシャルワーカーに対する支援と管理について解説する。

<到達指標>

（教育関係者）

初級：ソーシャルワークについて基本的な事項を理解し、説明できる。

中級：ソーシャルワークに関する内容を踏まえ、個別の支援に活用できる。

上級：ソーシャルワークに関する内容を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら地域の問題解決のために具体的な支援の方法を提案できる。

【 A 基礎知識 】

11. 母子保健体制（保健分野）

<p>ポピュレーションアプローチを基本とした地域における保健に関する取組とその具体について理解する。</p>
<p><主な内容></p> <ul style="list-style-type: none">・保健師の役割・保健指導・子育て支援・乳幼児健診・子育て世代包括支援センター・健やか親子21（第2次）
<p><研修講座名（例）></p> <p>「地域における母子保健の取組について」（講義90分）</p> <ul style="list-style-type: none">・保健師は、住民、世帯・家族及び地域の健康課題を主体的に捉え、保健・医療・福祉等の関係機関、住民等との連携及び協働を行っている。訪問指導、健康診査、健康相談、健康教育等の直接的な保健サービスの提供、住民の主体的活動の支援、家族や関係機関との調整、ネットワークづくり等の活動について説明する。・保健指導は、母子保健事業において発育・発達・育児・健康・家族環境等の状況を把握し、継続的支援、関係機関へつなぐ等し、乳幼児や保護者等への支援を行っていることを説明する。また、母子保健事業の実施主体は市町村であることや、都道府県・政令指定都市・保健所の役割についても併せて説明する。・核家族化、地域のつながりの希薄化、孤立化、育児不安、個別の家庭の多様化及び児童虐待予防等を踏まえた子育て支援について説明する。・1歳6か月、3歳児等を実施される乳幼児健康診査は、健康の維持増進、疾病の早期発見、子育て支援の場として重要な事業であり、各健診の目的、健診内容、事後フォロー、家族支援について説明する。・妊娠期から子育て期にわたる様々な相談にワンストップで応じ、切れ目のない支援を行う拠点「子育て世代包括支援センター」の機能や連携を説明する。また、幼児期の保育機関との連携だけでなく、就学に向けたライフイベントを挟んだ連携の重要性を説明する。・健やか親子21は母子保健の国民運動計画であり、重点課題①「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」として発達障害を含む指標が設定されていること等について説明する。 <p>「母子保健との連携について」（演習90分）</p> <ul style="list-style-type: none">・母子保健における早期発見・早期支援、切れ目のない支援の重要性を理解し、実例を交えながら今後の連携のあり方を考える。
<p><到達指標>（教育関係者・福祉関係者共通）</p> <p>初級：母子保健の取組や事業を理解し、説明できる。</p> <p>中級・上級：母子保健における他機関連携について具体的な方法を提案できる。</p>

【 A 基礎知識 】

12. 発達障害の医療（医療分野）

専門的な発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認められる病院又は診療所を確保する必要性があることを踏まえ、連携・協働の観点から発達障害児・者への医療の役割を理解する。

<主な内容>

- ・診断・評価
- ・診断告知
- ・親に対するカウンセリング、ガイダンス
- ・障害児医療（身体管理とリハビリテーション：心理療法、言語療法、作業療法、理学療法）
- ・薬物療法
- ・入院治療
- ・デイケア等
- ・生活や学習場面に根ざした包括的な支援を前提にした医療（連携・協働）

<研修講座名（例）>

「発達障害の医療」（講義・演習180分）

○発達障害を巡る医療の適正な役割について（講義150分）

- ・診断（評価）がもつ機能と影響を解説する。
- ・発達障害に関連して医師が作成する診断書や意見書等について解説する。
- ・診断告知の実際と、診断にのみ焦点を当てることの問題点を解説する。
- ・親に対するカウンセリングおよびガイダンスを解説する。
- ・健康管理（生活リズム含む）について解説する。
- ・リハビリテーション職の役割や実践を解説する。
- ・発達障害をめぐる薬物療法についてその効果と限界を解説する。
- ・入院治療の適用やデイケア等について解説する。
- ・医療では生活や学習場面の情報および連携・協働を必要としていることを解説する。
- ・心の診療ネットワーク事業について解説する。

○診断や薬物療法の意味についての意見交換（演習30分）

- ・各自が診断や薬物療法を含めた医療について抱いているイメージを出し合い、その両価性について考えさせる。

<到達指標>

（教育関係者・福祉関係者共通）

初級：発達障害を巡る医療の役割について説明できる。

中級：発達障害を巡り、医療と連携しながら支援を実践できる。

上級：発達障害を巡り、医療ならではの役割を引き出しながら連携・協働できる。

【 A 基礎知識 】

13. 精神疾患とその治療（医療分野）

本人の併存障害や保護者のメンタルヘルスへの対応について理解できるように、代表的な精神疾患とその成因、症状、診断法、治療法及び本人・家族への支援を理解するとともに、向精神薬など薬剤による心身の変化や医療機関への紹介が必要なケースについて学ぶ。

<主な内容>

- ・代表的な精神疾患
- ・薬物療法
- ・医療機関との連携

<研修講座名(例)>

「併存障害としての精神疾患とその治療」(講義 90 分)

- ・発達障害と精神疾患の関連について解説する。
- ・併存障害としてあらわれやすいものを中心に精神症状や精神疾患を解説する。
- ・薬物療法を含めた治療とリハビリテーションについて解説する。
- ・家族のメンタルヘルス、支援者のメンタルヘルスについて解説する。
- ・医療との連携を元に生活場面での適応を支援する必要性について解説する。

「精神疾患の基礎知識」(講義 90 分)

- ・さまざまな精神疾患とその症状について解説する。
- ・外来治療の実際について解説する。
- ・入院治療における急性期治療とその後の社会復帰支援について解説する。
- ・てんかんの症状と治療について解説する。
- ・医療との連携・協働の実際を解説する。

<到達指標>

(教育関係者・福祉関係者共通)

- 初級**: 疾病や薬剤による影響及び医療機関への照会・紹介が必要な状態が説明できる。
- 中級**: 精神疾患治療における医療の役割を理解しながら支援を実践できる。
- 上級**: 医療に適切につなげて連携しながら、精神疾患による生きづらさを減じさせる支援ができる。

【 A 基礎知識 】

14. 就業（就労）支援の実際（労働分野）

障害者が職業に就き、職業を通じた社会参加や自己実現、経済的自立の機会を作り出すための取組について知る。

<主な内容>

- ・就労相談
- ・職業訓練
- ・職業紹介
- ・ジョブコーチの実際
- ・産業医、カウンセラーの役割

<研修講座名（例）>

「就業（就労）支援の実際」（講義 90 分）

- ・障害者が職業準備性を整えるために利用する、国・都道府県等で設置している機関やそこでのような就労相談や職業訓練等が行われているか概説する。
- ・ハローワーク、特別支援学校が行っている職業紹介について、基本的な考え方や業務の流れ、利用時のポイントを概説する。
- ・障害者本人に対する職務の遂行や職場内のコミュニケーション等に関する支援、事業主に対しても障害特性に配慮した雇用管理等に関する支援を行うジョブコーチの役割、制度、支援の流れ等について概説する。
- ・職業評価について、幕張ワークサンプルを利用した具体的な内容や入職時におけるアセスメントの重要性、またそれが職場定着に大きな役割を担っていることを概説する。
- ・福祉施設、特別支援学校双方から採用経験のある企業の担当者から、様々な機関と連携し、障害者雇用を進めた具体的な取り組みや採用後に定着に向けた対応（産業医、カウンセラーの活用等）について概説する。
- ・成功例、失敗例を通して、企業が採用時に障害者に求めていること、支援者に求めていることを概説する。

<到達指標>

（教育関係者）

初級：障害者の就職及び職場定着に向けた支援の仕組みについて理解し、説明できる。

中級・上級：障害者の就職及び職場定着に向けた支援の仕組みを個別の支援に活用できる。

（福祉関係者）

初級：障害者の就職及び職場定着に向けた支援の仕組みについて理解し、説明できる。

中級：障害者の就職及び職場定着に向けた支援の仕組みを個別の支援に活用できる。

上級：障害者の就職及び職場定着に向けた支援の仕組みを活用し、地域課題解決のための提案ができる。

【 B 指導・支援 】

7. 学習指導と授業づくり（教育分野）

発達障害のある子どもが、在籍する学校の授業において、適切な指導及び必要な支援を受けることができるよう、個別の指導計画を作成し活用するなど、わかる授業づくりや指導体制、指導形態、教材・教具や学習環境の整備などの工夫をしていることを理解する。

<主な内容>

- ・わかる授業づくり
- ・指導体制、指導形態の工夫
- ・合理的配慮の提供
- ・学習環境の整備
- ・教材・教具、プリント等の工夫
- ・ICT の活用

<研修講座名（例）>

「発達障害のある子どもの学習指導と授業づくり」（講義・演習90分）

○わかる授業を目指した学習支援（講義45分）

- ・発達障害のある子どもの認知特性や合理的配慮の提供を踏まえた指導を行うため、個別の指導計画を作成し、活用していることを解説する。
- ・学習内容の理解を促したり授業への参加の困難さを軽減したりするためには、指導形態（個別、少人数、全体での共有など）や指導の工夫（チームティーチング）、ICT の活用が有効であることを解説する。

○環境の整備や教材・教具の工夫（演習45分）

- ・国立特別支援教育総合研究所の HP にあるインクル DB（インクルーシブ教育システム構築支援データベース）等を活用し、実際の指導場面での合理的配慮の提供例を紹介する。
- ・受講者が担当している事例や架空事例から、必要な環境の整備や教材・教具の工夫について意見交換する。

<到達指標>

（福祉関係者）

- 初級**: 学校の授業場面における発達障害のある子どもへの適切な指導・支援を理解し、その内容を説明できる。
- 中級**: 学校の授業場面における発達障害のある子どもへの適切な指導・支援の理解を踏まえ、その内容を個別の支援に活用できる。
- 上級**: 学校の授業場面における発達障害のある子どもへの適切な指導・支援の工夫に関する理解を踏まえ、教育機関と連携を図りながら地域の課題解決のために具体的な支援の方法を提案できる。

【B 指導・支援】

8. 学級経営と生徒指導（教育分野）

発達障害のある子どもが、在籍する学校における集団参加や友達関係等において、安心、安定した生活を送ることができるために、学級経営や集団づくりについて工夫していることを理解する。また、生徒指導の意義や原理を踏まえ、学習指導とともに全ての子どもの健全育成を目指していることや、校内の教職員だけでなく、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）と連携を図りながら対応していることを理解する。

<主な内容>

- ・学び合い、支え合う集団づくり
- ・多様性を認め合う仲間づくり
- ・生徒指導と特別支援教育
- ・教育相談
- ・SC及びSSWとの連携

<研修講座名（例）>

「学級経営と生徒指導」（講義・協議・演習（実施研修等）90分）

○学校における学級経営（講義 15分、協議 30分）

- ・学校は、児童生徒間の学び合い、支え合う集団、多様性を認め合う仲間など、集団での指導や支援を学習や生活の基盤として、日頃から学級経営の充実が図られていることについて解説する。

- ・「児童生徒の発達を支える指導の充実」や「障害のある児童生徒などへの指導」について、学習指導要領（平成29年告示）に方向性が示されていることを解説する。

- ・障害のある児童生徒を含む学級での指導場面を参観するなど、障害のない周囲の児童生徒との関わりや、教材・教具、指導の意図やポイントについて協議する。

○学校における生徒指導（講義 15分、演習 30分）

- ・生徒指導は、個々の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動であることから、特別支援教育が目指しているものと同様であることを解説する。

- ・日頃の児童生徒の悩みや相談について、学級担任をはじめ教育相談担当が傾聴し、特別支援教育コーディネーターが中心となり、SCやSSW等と連携しながら解決できるように、各学校で校内支援体制が整備され、充実が図られていることについて解説する。また、学校と福祉の担当者による協議を行う。

<到達指標>（福祉関係者）

初級：学級経営と生徒指導について、その内容を説明できる。

中級：学級経営と生徒指導について、その内容を個別の支援に活用できる。

上級：学級経営と生徒指導について、その内容を他機関・他職種と連携を図りながら地域の課題解決のために具体的な支援の方法を提案できる。

【B 指導・支援】

9. キャリア教育と進路指導（教育分野）

<p>小学校段階から将来を見据えたキャリア教育が行われていることや、キャリア教育ではワークキャリアだけではなく、ライフキャリアなどについても取り組んでいることを理解する。また、進路指導では、学校選択・進路選択や受験における配慮等についても理解する。</p>
<p><主な内容></p> <ul style="list-style-type: none">・キャリア教育・進路指導
<p><研修講座名（例）></p> <p>「キャリア教育と進路指導」（講義・協議 90 分）</p> <p>○学校におけるキャリア教育と進路指導（講義 45 分）</p> <ul style="list-style-type: none">・キャリア発達に関する解説やキャリア教育の変遷を紹介する。・文部科学省が「キャリアパスポート」を作成した背景や経緯、内容、学校での活用状況等について解説する。・学校で提供されている合理的配慮の現状や、入試や入学後の配慮等について解説する。・中学校や高等学校、大学等卒業後の進路状況、退学や離職等の状況について解説する。 <p>○発達障害のある子供の進路指導（協議 45 分）</p> <ul style="list-style-type: none">・小・中学校や高等学校の進路指導担当者や特別支援教育コーディネーター等による個々のケースの実践を紹介し、それに基づいて協議を行う。
<p><到達指標></p> <p>（福祉関係者）</p> <p>初級：学校におけるキャリア教育と進路指導について理解し、説明できる。</p> <p>中級：学校におけるキャリア教育と進路指導について理解し、個別の支援に活用できる。</p> <p>上級：学校におけるキャリア教育と進路指導について理解し、その内容を他機関・他職種と連携を図りながら地域の課題解決のために具体的な支援の方法を提案できる。</p>

【 B 指導・支援 】

10. 対人援助職の基本姿勢（福祉分野）

<p>福祉に従事する者（対人援助職）に求められる資質能力を「福祉サービスの特性や必要となる能力（専門性）」と「社会人・組織人として必要な能力（組織性）」の2つの側面からとらえ、その基本的な姿勢や内容を理解する。</p>
<p><主な内容></p> <ul style="list-style-type: none">・支援者の役割と倫理・チームワークとリーダーシップ・情報の適切な取り扱い・資質向上の責務・支援者のメンタルヘルス
<p><研修講座名（例）></p> <p>「対人援助職の基本姿勢」（講義・演習 90 分）</p> <p>○福祉分野における対人援助職に求められる姿勢の基本的理解（講義 60 分）</p> <ul style="list-style-type: none">・福祉サービス利用者の多様化する個別のニーズに寄り添い、課題解決を行う過程について解説する。・福祉職員に求められる職業倫理について解説する。・対人援助に求められるチームワークの意義や必要性和リーダーシップのあり方を解説する。・守秘義務の原則および個人情報の適切な取り扱いについて解説する。・自己研鑽による資質向上の必要性和様々な機会（形態）について解説する。・対人援助職が陥りやすいメンタル上の課題とその予防について解説する。 <p>○教育職との類似点・相違点について意見交換（演習 30 分）</p> <ul style="list-style-type: none">・教育職と福祉職の類似点・相違点について意見交換を行う。
<p><到達指標></p> <p>（教育関係者）</p> <p>初級：福祉分野における対人援助職の基本姿勢を説明できる。</p> <p>中級・上級：教育職と福祉職の類似点・相違点を踏まえた連携・協働の実践ができる。</p>

【 B 指導・支援 】

11. 発達支援（福祉分野）

発達支援の意義を踏まえ、児童福祉法に基づく取組を理解すると共にその実際について学ぶ。

<主な内容>

- ・児童福祉法における障害児支援
- ・児童発達支援、児童発達支援センターの役割と機能
- ・放課後等デイサービスの役割と機能、連携の実際
- ・保育所等訪問支援の役割と機能
- ・引継ぎ

<研修講座名（例）>

「発達支援」（講義 90 分）

- ・障害児支援の強化に基づく児童福祉法の改正内容（＝現行制度）を解説する。また、障害児相談支援及び支援・サービスの利用手続きの実際について解説する。
- ・児童発達支援、児童発達支援センターの役割等とともに、センターを中核とした地域の重層的な子ども支援体制の必要性について解説する。
- ・放課後等デイサービスの基本的役割や機能とともに、多様なサービス提供の内容を解説する。また、連携の必要性、地域の実例について解説する。
- ・「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」の概要について解説する。
- ・保育所等訪問支援の役割や機能とともに、実際の訪問事例を通して必要性や効果を解説する。また、巡回支援や障害児等療育支援事業の内容や比較について解説する。
- ・引継ぎ・連携の必要性や時期、個別の支援計画と教育支援計画の比較、期待される効果を解説する。また、学校と放課後等デイサービスが連携している好事例や福祉側の事業者からの声（期待する声）を紹介する。

<到達指標>

（教育関係者）

初級：発達支援について基本的な事項を理解し、説明できる。

中級：発達支援に関する内容を踏まえ、個別の支援に活用できる。

上級：発達支援に関する内容を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら地域の問題解決のために具体的な支援の方法を提案できる。

【 C 家族支援 】

3. 子ども家庭福祉（福祉分野）

子どもや家庭を取り巻く環境は、その時々々の社会状況に大きく影響を受けるが、全ての子どもは適切な養育を受けて発達が保障される権利を有し、その自立が保障されることを理解し、そのための制度や施策、支援の実際について学ぶ。

<主な内容>

- ・子ども子育て支援
- ・児童健全育成施策（放課後児童クラブ、児童厚生施設等）
- ・社会的養護（乳児院、児童養護施設、里親等）
- ・ひとり親支援

<研修講座名（例）>

「子ども家庭福祉」（講義 90 分）

- ・子育てをめぐる現状を踏まえて子ども・子育て支援給付制度の内容（幼保無償化を含む）を解説する。
- ・放課後児童クラブの他、地域子ども・子育て支援事業や児童厚生施設等の内容を解説する。
- ・社会的養護の基本理念及び要保護児童や虐待を受けた児童、障害のある児童の増加状況、乳児院、児童養護施設、里親等の現状を解説する。また、目指すべき養育環境や自立に向けた支援について解説する。
- ・児童相談所及び市町村子ども家庭総合支援拠点の役割と機能について解説する。
- ・ひとり親世帯の生活状況、就業支援を基本としつつ、子どもの居場所づくりなどの子育て・生活支援、学習支援などの支援策について解説する。

<到達指標>

（教育関係者）

初級：子ども家庭福祉について基本的な事項を理解し、説明できる。

中級：子ども家庭福祉に関する内容を踏まえ、個別の支援に活用できる。

上級：子ども家庭福祉に関する内容を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら地域の問題解決のために具体的な支援の方法を提案できる。

※福祉との連携に必要な知識として教員に押さえておいてほしいことを主な内容としていることを踏まえ、この講座における児童相談所の役割と機能については、社会的養護に関わる内容についてのみ解説するものとする。

【 D 地域連携・協働 】

2. 地域診断と地域ネットワーク（福祉分野）

人口規模・動態、自治体の経済状態、住民の社会経済階層など、各地域の実情はきわめて多様であり、すでに構築されてきた地域支援体制も地域格差が大きいことを踏まえて、「地域特性に応じた支援」という視点が重要であることを理解する。

<主な内容>

- ・地域支援システム作り
- ・支援体制に関する「地域診断」
- ・自治体規模に応じた支援システム作り
- ・地域分析／行動計画作成
- ・自立支援協議会の活用（専門部会含む）

<研修講座名（例）>

「地域診断と地域ネットワーク」（講義・演習 90 分）

○地域診断と地域ネットワーク（講義 45 分）

- ・地域支援システム作りの必要性和方法について解説する。
 - ・「発達障害の地域支援システムの簡易構造評価（Q-SACCS）」を使用した地域診断について解説する。
 - ・政令指定都市から小規模町村まで、自治体規模に応じた支援システム作りの方法について解説する。
 - ・地域分析と、その結果に基づく行動計画の作成について解説する。
 - ・地域支援システム作りにおける、自立支援協議会（専門部会を含む）の活用について解説する。
- 資源マップの作成（演習 45 分）
- ・簡易構造評価（Q-SACCS）による地域診断を用いるなどして、分野ごとに支援体制に関する資源マップを作成する。

<到達指標>

（教育関係者）

初級：地域診断と地域ネットワークについて基本的な事項を理解し、説明できる。

中級：地域診断と地域ネットワークに関する内容を踏まえ、個別の支援に活用できる。

上級：地域診断と地域ネットワークに関する内容を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら地域の問題解決のために具体的な支援の方法を提案できる。

【 D 地域連携・協働 】

3. ケアマネジメント（福祉分野）

障害児・者の地域における生活支援をするために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法であることを理解する。

<主な内容>

- ・ケアマネジメントの歴史
- ・適用と対象
- ・ケアマネジメントの意義
- ・ケアマネジメントのプロセス
- ・ケアマネジメントのモデル
- ・相談支援（基本相談、一般相談）
- ・機関支援

<研修講座名（例）>

「ケアマネジメント」（講義 90 分）

- ・ケアマネジメントの歴史と目的について解説する。
- ・ケアマネジメントの適用と対象について解説する。
- ・アセスメントから終結までの、ケアマネジメントのプロセスについて解説する。
- ・生活モデル、ストレングスモデルなどの、ケアマネジメントのモデルについて解説する。
- ・障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援（基本相談、地域相談、計画相談）について解説する。
- ・機関支援（基幹相談支援センターなど）について解説する。

<到達指標>

（教育関係者）

初級：ケアマネジメントについて基本的な事項を理解し、説明できる。

中級：ケアマネジメントに関する内容を踏まえ、個別の支援に活用できる。

上級：ケアマネジメントに関する内容を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら地域の問題解決のために具体的な支援の方法を提案できる。

【 D 地域連携・協働 】

4. 虐待の予防・早期発見・対応に関する連携（福祉分野）

発達障害のある子どもを含む児童虐待の実態と関係機関との連携の在り方に関する基本的な知識や取り組みの実際について理解する。

<主な内容>

- ・虐待の予防・早期発見・対応に関する制度や施策（児童虐待防止法と児童福祉法を中心に）
- ・関係機関との連携（児童相談所の業務、要保護児童対策地域協議会の役割、支援の実際）
- ・児童虐待の予防・早期発見・対応における教育機関の役割

<研修講座名（例）>

「虐待から発達障害児を含む子どもを守る法制度とその対応」（90分）

○児童虐待の予防・早期発見・対応のための法制度の概要（講義 60分）

- ・児童虐待防止法における「児童虐待」の定義と種類、通報義務とその後の対応の流れについて解説する。
 - ・学校の役割は、児童虐待の早期発見、児童虐待の予防や防止、児童の保護等への協力、児童及び保護者に対して虐待防止のための教育や啓発であることを解説する。
 - ・児童虐待の実態（相談対応件数の推移、近年の特徴等）について解説する。
 - ・虐待の発生機序として、虐待者と被虐待者の立場性の違いや体罰の危険性等について解説する。加えて、障害や発達特性と虐待との関連について解説する。
 - ・児童相談所の虐待対応（緊急一時保護や児童養護施設等への措置を含む）、市町村の役割と要保護児童対策地域協議会の機能について、その概要を解説する。
 - ・子どもを見守る際の連携の重要性（育児支援や母子保健との連続性を含む）について解説する。その際、個人情報取扱や定期的な情報提供、対応困難な保護者への連携支援等について触れる。
 - ・被虐待児への対応後のこと（保護者との関わり方や、健康面に関すること、進学など）について解説する。
 - ・障害者虐待防止法における「障害者虐待」の定義と種類並びに学校の役割について解説する。
- 虐待が疑われる事例をもとに連携の課題と対応について考える（演習 30分）
- ・連携困難だった児童虐待事例を提示し、教育関係者として児童相談所や市町村等と連携する際の流れ（校内会議による協議を含む）を確認するとともに、連携における課題を抽出し、その改善に向けた工夫等について検討する。事例がない場合は、学校の対応・連携不足による死亡事例等を取り上げても良い。

<到達指標>

(教育関係者)

初級: 児童虐待の予防・早期発見・対応及び児童相談所等との連携方法について説明でき、実際に虐待が疑われる事例に接したときに、通報することができる。

中級: 児童虐待防止関係法令に定められている内容を踏まえ、実際に虐待が疑われる事例に接したときに、通報・調査協力・見守り等の必要な連携を実践できる。

上級: 児童虐待防止関係法令に定められている内容を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら教育機関として役割分担し、自らできる必要な取組について提案できる。

【 E 法令・制度・施策 】

2. 福祉に関する法令・制度とサービスの実際（福祉分野）

社会福祉、障害者福祉、児童や家庭福祉に対する法制度と関連する制度や支援の仕組み、更に法律に基づく支援サービス提供の実際について理解する。また、社会保障制度等の財政や体系等の概要について理解する。

<主な内容>

- ・社会保障制度
- ・社会福祉法、地域包括ケアシステム
- ・障害者総合支援法及び児童福祉法と関連法
- ・障害者差別解消法
- ・子ども子育て支援法

<研修講座名(例)>

「福祉に関する法令・制度とサービスの実際Ⅰ」（講義90分）

- ・社会保障制度の仕組みと役割（意義）について解説する。[総論]
- ・社会の様々な課題に対応するためには、地域を基盤とする包括的な支援体制を構築する必要がある。社会福祉法の改正を中心に地域包括ケアシステムなど、地域共生社会の実現のための取組について解説する。
- ・障害者総合支援法の目的及び理念、障害福祉サービス、相談支援、利用手続について解説する。

「福祉に関する法令・制度とサービスの実際Ⅱ」（講義90分）

- ・児童福祉法に基づく障害児支援、利用手続について解説する。
- ・関連法として精神保健福祉法及び知的障害者福祉法（通知）による障害者手帳の内容、障害福祉サービス等との関係について解説する。
- ・社会保障制度（社会福祉）のうち、特別児童福祉手当、障害児福祉手当を取り上げて解説する。[各論]
- ・障害者差別解消法に係る福祉事業者が講ずべき措置について解説する。
- ・子ども子育て支援法の一般子ども施策における給付及び支援事業について解説する。

<到達指標>

（教育関係者）

初級:福祉に関する法令・制度とサービスの実際について基本的な事項を理解し説明できる。

中級:福祉に関する法令・制度とサービスの内容を踏まえ、個別の支援に活用できる。

上級:福祉に関する法令・制度とサービスの内容を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら地域の問題解決のために具体的な支援の方法を提案できる。

【 E 法令・制度・施策 】

3. 関連領域の法令体系と動向（保健・医療分野）

医療や保健に関する法制度と関連する制度や支援の仕組み、動向や法律に基づく支援サービス提供の実際について理解する。
<主な内容> ・医師法 ・保健師助産師看護師法 ・精神保健福祉法 ・地域保健法 ・母子保健法 ・成育基本法
<研修講座名(例)> 「関連領域の法令における関係機関の役割と連携体制について」(講義90分) ・医師法の任務・業務・責任等・地域支援における医師の関わりについて説明する。 ・保健師・助産師・看護師法における各職種の定義・業務範囲について説明する。 ・精神保健福祉法の目的・精神障害者の定義・制度・精神保健福祉を担う専門職について説明する。 ・地域保健法の目的、地域保健対策の推進に関する基本的指針、保健所と市町村保健センターの役割、地域保健における社会資源について説明する。 ・母子保健法では、母子保健施策の実施主体が市町村であり、母性、乳児及び幼児の健康の保持増進を図ることを目的とし、妊娠の届け出、母子健康手帳の交付、健康診査、保健指導・訪問指導(家族支援を含む)、医療給付、母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)等の制度、その他関連する制度・施策・医療・地域の連携について解説する。 ・成育基本法が目指す目的、基本理念、国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務、関係者相互の連携及び協力について説明する。
<到達指標> (教育関係者・福祉関係者共通) <u>初級</u> :各法令の目的を理解し、説明できる。 <u>中級・上級</u> :法令を個別の支援に活用できる。

【 E 法令・制度・施策 】

4. 労働に関する法令・制度・施策（労働分野）

障害者の雇用の促進等に関する法制度と関連する制度や支援の仕組みについて理解する。
<主な内容> ・障害者雇用促進法 ・公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター ・事業主の責務や法定雇用率 ・障害者雇用に関する支援制度 ・プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドラインの概要 ・障害者優先調達推進法 ・労働安全衛生法 ・就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援
<研修講座名(例)> 「労働に関する法令・制度・施策」(講義・演習 90分) ○障害者が働く機会を得て働き続けるための仕組みについて(講義60分) ・障害者が働く機会を得るために支援する機関として、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所、公共職業安定所や障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等があること、障害者手帳がなくても支援する仕組みがあることを概説する。 ・障害者就労施設等の受注の機会を確保するために、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進が障害者優先調達推進法によって定められていることを概説する。 ・労働者の安全と衛生についての基準を定めた労働安全衛生法という法律があること、労働基準法と一体としての関係に立ち、労働者の安全と健康が確保されることを概説する。 ・障害者雇用率、障害者雇用納付金や障害者雇用調整金など事業主に対する措置について障害者雇用促進法を基に概説する。また、障害者雇用促進法に基づいて企業が行う業務の手續に即して、対象者の把握・確認についての具体的な手順及び禁忌事項等を示しているガイドラインがあることも概説する。 ○この人を支えるための仕組みを整理してみよう(演習 30分) ・【療育手帳あり・特別支援学校高等部3年生・企業就労を目指しているがもう少し時間がかかりそう】という人にどのような支援の仕組みが考えられそうか。 ・【障害者手帳なし・30代就労経験はあるが人間関係により退職・数年のひきこもり生活から抜け出し再び社会参加しようと考え始めている】という人にどのような支援の仕組みが考えられそうか。といった事例を基に、講義での説明を基に支援の仕組みを検討する。
<到達指標> (教育関係者) 初級: 障害者の雇用促進のための制度や支援の仕組みについて理解し、説明できる。 中級・上級: 障害者の雇用促進のための制度や支援の仕組みを個別の支援に活用できる。

(福祉関係者)

初級: 障害者の雇用促進のための制度や支援の仕組みについて理解し、説明できる。

中級: 障害者の雇用促進のための制度や支援の仕組みを個別の支援に活用できる。

上級: 障害者の雇用促進のための制度や支援の仕組みを活用し、地域課題解決のための提案ができる。

【 F 権利擁護 】

2. 人権教育（教育分野）

発達障害のある子どもの人権や人権擁護に関する基本的な知識や、その内容と意義について理解する。						
<主な内容> ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 ・人権教育・啓発に関する基本計画 ・障害者虐待防止法 ・児童虐待防止法						
<研修講座名(例)> 「発達障害のある子どもの人権 一学校における人権教育一」(講義・協議 90分) ○人権教育・人権啓発について(講義 45分) ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、人権教育・啓発に関する基本計画を踏まえ、学校で行われている人権教育について解説する。 ・障害者虐待防止法や児童虐待防止法について、学校教育に関連する内容を解説する。 ・虐待等の対応に関わる関係機関連携の仕組みとして、要保護児童対策地域協議会について解説する。 ・発達障害が背景にあると思われる不登校、いじめ、非行、虐待等の問題について解説する。 ・学校における障害の理解・啓発のための取組について解説する。 ○虐待が疑われるケースへの対応(協議 45分) ・学校での対応事例(文部科学省作成の研修教材等を参照)を紹介する。 ・紹介した事例や実際の経験を踏まえ、福祉関係者として学校等と連携する際の課題や工夫について協議させる。						
<到達指標> (福祉関係者) <table border="0"><tr><td>初級</td><td>: 子どもの人権教育や人権啓発について、内容や意義を説明できる。</td></tr><tr><td>中級</td><td>: 人権教育や人権啓発について関係法令に定められている内容を踏まえ、必要な取組を実践できる。</td></tr><tr><td>上級</td><td>: 人権教育や人権啓発について関係法令に定められている内容を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら必要な取組を提案できる。</td></tr></table>	初級	: 子どもの人権教育や人権啓発について、内容や意義を説明できる。	中級	: 人権教育や人権啓発について関係法令に定められている内容を踏まえ、必要な取組を実践できる。	上級	: 人権教育や人権啓発について関係法令に定められている内容を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら必要な取組を提案できる。
初級	: 子どもの人権教育や人権啓発について、内容や意義を説明できる。					
中級	: 人権教育や人権啓発について関係法令に定められている内容を踏まえ、必要な取組を実践できる。					
上級	: 人権教育や人権啓発について関係法令に定められている内容を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら必要な取組を提案できる。					

【 F 権利擁護 】

3. 成年後見（福祉分野）

認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度であることを踏まえて、制度の種類や役割、手続きの流れ、裁判所との関係などを理解する。

<主な内容>

- ・概要（対象者、行為能力、役割）
- ・後見、保佐、補助の概要
- ・申し立ての流れ
- ・最近の動向と課題
- ・障害児・者への支援の実際

<研修講座名（例）>

「成年後見制度の理解」（講義 90 分）

- ・成年後見制度の概要

後見、保佐、補助の各類型の概要と後見人等の業務内容（財産管理、身上保護）について解説する。

- ・任意後見、未成年後見、あんしんサポート事業、成年後見支援信託などの関連制度について解説する。
- ・成年後見の申立てについて、申立権者、手続き、費用、後見報酬、成年後見制度利用支援事業などについて解説する。
- ・成年後見制度に関する最近の動向（裁判所の統計、意思決定支援と本人情報シートの導入、中核機関の設置）と課題について解説する。
- ・障害児・者への支援に当たって、成年後見制度の利用が必要となった事例について解説する。

<到達指標>

（教育関係者）

初級：成年後見制度について基本的な事項を理解し、説明できる。

中級：成年後見制度に関する内容を踏まえ、個別の支援に活用できる。

上級：成年後見制度に関する内容を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら地域の問題解決のために具体的な支援の方法を提案できる。

【 F 権利擁護 】

4. 労働・雇用分野における権利擁護（労働分野）

<p>事業主は障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならず、様々な待遇について、労働者が障害者であることを理由に、不当な差別的取扱いをしてはならないことを理解する。</p>
<p><主な内容></p> <ul style="list-style-type: none">・事業主の責務・雇用環境・合理的配慮
<p><研修講座名(例)></p> <p>「労働・雇用分野における権利擁護」（講義 90 分）</p> <ul style="list-style-type: none">・2016 年 4 月から施行された障害者差別解消法について歴史的な背景、日本での取り組み、全体のポイントについて概説する。・障害者雇用促進法で権利擁護に関連する部分について解説する。・障害者差別解消法の中の大きな柱である合理的配慮について、基本的な考え方、内容、手続等について概説する。・厚生労働省が記載している、事業主が対応できると考えられる措置の例を参考に、主だった事例について解説する。・事業主として障害者を雇用する責務について概説する。・障害者雇用事業所の担当者から雇用環境について、職場で環境の整備や他の社員への周知など、何をポイントにどのような配慮がなされているのか、また、配慮にあたっての課題について概説する。
<p><到達指標></p> <p>（教育関係者・福祉関係者共通）</p> <p>初級：障害者差別解消法について理解する。</p> <p>中級：障害者差別解消法と障害者の雇用の促進等に関する法律との関連を理解し、個別支援計画に反映できる。</p> <p>上級：合理的配慮について事業所の中でどのように取り組まれているかを理解し、企業訪問等の現場で活用できる。</p>

資料 2

通級による指導の担当者の専門性に関する研修コアカリキュラム案

【 A 概論・基礎知識 】

1. 発達障害を取り巻く教育の現状

特別支援教育の理念やこれまでの歴史的経緯、障害観の変遷、発達障害者支援法を踏まえた施策、インクルーシブ教育システム構築の考え方、新しい学習指導要領の改訂の内容など、特別支援教育、発達障害に係る国の法令や政策等についての基本的な知識を身につける。

<主な内容>

法令、制度（歴史的な経緯を含む）、
障害観の変遷（ICF、障害者基本法）
発達障害者支援法
障害者の権利に関する条約
新しい学習指導要領（自立活動、各教科の配慮事項など）
インクルーシブ教育システム（合理的配慮と基礎的環境整備の考え方）

<研修講座（例）>

「発達障害を取り巻く教育の現状」（講義 60 分）

- ・特別支援教育の理念やこれまでの歴史的経緯、医療モデルから社会モデルへの障害観の変遷、発達障害者支援法を踏まえた施策など、特別支援教育、発達障害に係る国の法令や政策等についての基本的な事項を解説する。
- ・障害者の権利に関する条約を踏まえた、我が国の共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの方向性、合理的配慮と基礎的環境整備の考え方について、新しい学習指導要領の改訂の内容などについての基本的な事項を解説する。

※基礎知識については、講義を受けるだけでなく、配信講義を視聴したり、内容の理解を深めるための演習やグループ協議等も取り入れたりする。

<到達指標>

初級: 特別支援教育や発達障害に関する法令や制度等について基本的な事項を理解している。

中級: 特別支援教育や発達障害に関する法令や制度等について基本的な事項を理解し、周囲の人に説明することができる。

上級: 特別支援教育や発達障害に関する法令や制度等について基本的な事項を理解しているとともに、学校や地域における推進役として正しく提言することができる。

【 A 概論・基礎知識 】

2. 発達障害の特性の理解と対応

<p>法律で定めるところの「発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの）」についてつまずきや困難さ、支援の在り方等についての基本的な事項を理解する。</p>
<p><主な内容></p> <p>発達障害の定義と診断基準（医学的診断と教育的定義） 発達障害の概念と特性</p>
<p><研修講座（例）></p> <p>「発達障害の特性の理解と対応」（講義 60 分、演習等 60 分）</p> <ul style="list-style-type: none">・法律で定めるところの「発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの）」について、教育領域と医療領域の捉え方の違いも含め、定義や診断基準について解説する。・発達障害の多様性とその障害特性、つまずきや困難さ、支援の在り方等について、具体的な事例を通して演習や協議を行う。 <p>※基礎知識については、講義を受けるだけでなく、配信講義を視聴したり、内容の理解を深めるための演習やグループ協議等も取り入れたりする。</p>
<p><到達指標></p> <p>初級：法律で定めるところの「発達障害」に関する定義や診断基準、特性についての基本的な事項を理解している。</p> <p>中級：法律で定めるところの「発達障害」に関する定義や診断基準、特性についての基本的な事項を理解し、教育や福祉をめぐる課題について説明ができる。</p> <p>上級：法律で定めるところの「発達障害」に関する定義や診断基準、特性についての基本的な事項を理解し、教育的な課題への具体的な支援の方針を示すことができる。</p>

【 A 概論・基礎知識 】

3. 通級による指導の制度

通級による指導の法令上の規定について基本的な事項を理解するとともに、在籍学級との連携や校内支援体制の構築など通級による指導や担当者に求められる役割について理解する。また、新たに高等学校において通級による指導が制度化されたことから、小学校、中学校、高等学校における通級による指導の在り方についての基本的な事項を理解する。

<主な内容>

通級による指導の制度

- ・特別の教育課程による特別の指導
(自立活動に相当する指導と各教科の内容を取扱いながらの指導)
- ・指導目標、指導内容、指導時間、指導形態(個別・小集団)
 - ・個別の指導計画の作成と授業の組み立て方
- ・教室経営、年間計画、授業研究会の実施

通級による指導の担当者としての専門性とその役割

<研修講座(例)>

「通級による指導の制度と担当者の専門性と役割」(講義 45 分、演習等 45 分)

- ・通級による指導の法令上の規定について基本的な事項について解説する。
- ・在籍学級との連携や校内支援体制へのサポートなど通級による指導の担当者に求められる専門性や役割について解説する。
- ・ライフステージを踏まえた小学校、中学校、高等学校における通級による指導の在り方についての基本的な事項について解説する。
- ・具体的な事例をもとに、通級による指導の教育課程の考え方、個別の指導計画の作成と授業の組み立て方についての演習、協議を行う。

※基礎知識については、講義を受けるだけでなく、配信講義を視聴したり、内容の理解を深めるための演習やグループ協議等も取り入れたりする。

<到達指標>

初級: 通級による指導の法令上の規定、担当者に求められる役割について基本的な事項を理解している。

中級: 通級による指導の法令上の規定、担当者に求められる役割について基本的な事項を理解し、校内においてその役割を果たすことができる。

上級: 通級による指導の法令上の規定、担当者に求められる役割について基本的な事項を理解し、校内や地域において推進する役割を担うことができる。

【 A 概論・基礎知識 】

4. 発達過程と発達課題

乳児期から成人期までの一般的な発達の過程、及び各ライフステージにおける発達上の課題について理解するとともに、発達障害児・者の抱える困難さの年齢的な変化と発達課題について理解する。

<主な内容>

一般的な心身の発達過程と発達課題の特徴
認知機能、感情・社会性、心理的発達、メタ認知
ライフステージにおける発達障害児・者の困難さと課題

<研修講座(例)>

「心身の発達過程と発達課題」(講義 45 分、演習等 45 分)

- ・生涯にわたる心身の発達過程、及び各ライフステージ(乳時期・幼児期・児童期・思春期・青年期・成人期)における発達課題の特徴について解説する。
- ・一般的な発達の観点を踏まえて、発達障害児・者の課題や困難さについて解説し、各ライフステージにおいて必要とされる支援や指導の在り方について、具体的な事例を通して演習や協議を行う。

※基礎知識については、講義を受けるだけでなく、配信講義を視聴したり、内容の理解を深めるための演習やグループ協議等も取り入れたりする。

<到達指標>

初級:各ライフステージにおける発達障害児・者の課題または困難さについて基本的な事項を理解している。

中級:各ライフステージにおける発達障害児・者の課題または困難さについて基本的事項を理解し、周囲の人に正しく説明することができる。

上級:各ライフステージにおける発達障害児・者の課題または困難さを踏まえ、必要な支援や指導の在り方を示すことができる。

【 B 教育的ニーズに応じた指導 】

5. アセスメントと指導・支援

アセスメントの意義や目的を踏まえ、支援を目的として、子どもをつまずきや支援ニーズ、特性と環境との相互作用、支援の方法や活用できる資源などについての実態把握や情報収集する方法として、様々な教育的アセスメントの基本的な内容について理解する。また、発達障害の指導・支援について一般化された指導技法に関する基本的な知識と指導技術を身につけ、教育的アセスメントに基づき、個々の子どもの教育的ニーズを踏まえた指導・支援の在り方について理解する。

<主な内容>

①教育的アセスメントの方法

- ・アセスメントの意義や目的と倫理
- ・実態把握、情報収集、行動観察、インタビュー
- ・発達、心理、学力、行動、社会性のアセスメントの方法
- ・心理検査等の種類と特徴、包括的な解釈

②教育的ニーズに応じた指導・支援

- ・学習面に関する指導・支援
- ・行動面、生活面に関する指導・支援
- ・対人関係、コミュニケーションなど社会性に関する指導・支援
- ・感情や情動のコントロールに関する指導・支援
- ・感覚・運動面に関する指導・支援

<研修講座(例)>

「教育的ニーズに応じたアセスメントと指導・支援」(講義 90 分、演習等 90 分)

- ・アセスメントの意義や目的について概説し、一人一人に合った支援の方法を見つけることの重要性、実態把握や情報収集する方法として様々な教育的アセスメントの基本的な内容について解説する。
- ・発達障害のアセスメントの方法として、一般化された検査や特性評価のためのツール等について、その活用方法など基本的な内容について解説する。
- ・アセスメントから指導・支援への一連の流れについて、具体的な事例を通して演習や協議を行う。

※ アセスメントと指導・支援の実際は、通級による指導の担当者の中心的な研修内容となる。地域の実態や研修者のニーズ等に応じて必要な研修内容を工夫する。

(具体的な困難事例を取り上げる場合)

- ・読み書きに困難がある子どもの指導
- ・注意の集中困難や落ち着きがない子どもの指導
- ・対人関係や社会性に困難を抱える子どもの指導
- ・コミュニケーションがうまくとれない子どもの指導
- ・感情や情緒のコントロールがうまくできない子どもの指導
- ・感覚や運動面に困難を抱える子どもの指導 など

(アセスメントの方法、指導・支援技法等を取り上げる場合)

- ・行動観察(個別・集団)、教育相談
- ・心理検査、発達検査等(WISC-IV、KABC-II、DN-CAS など)
- ・学習面、行動面に関する評価のためのアセスメントツール
- ・ABA、TEACCH(構造化)、SST、アンガーマネジメントなど

<到達指標>

初級: 様々な教育的アセスメントや一般化された指導技法などの基本的な内容について理解している。

中級: 様々な教育的アセスメントや一般化された指導技法などの基本的な内容について理解し、個々の子どもの指導・支援に活かすことができる。

上級: 様々な教育的アセスメントや一般化された指導技法などを、個々の子どもの指導・支援へどのように活かせばよいかについて、具体的に提案することができる。

【 B 教育的ニーズに応じた指導 】

6. 二次的な問題の理解と対応

発達障害は、精神障害などとの併存もあることを理解する。そのことを踏まえ、特定の障害特性にのみ結び付けることなく、その子どもの状態像に合わせた対応が必要であることを学ぶ。また、不適切な環境や対応の中で過ごすことで、二次的な問題からの併存障害を引き起こすことがあることを理解し、その対応方法について学ぶ。

<主な内容>

発達障害に併存する障害

二次的な問題が現れている状態像

(行動や学習上の不適応、身体的・心理的な問題、精神症状など)

二次的な問題に対する支援

<研修講座(例)>

「二次的な問題の理解と基本的な対応」(講義 60 分、演習等 60 分)

- ・発達障害に併存する障害について概説する。
- ・強度行動障害、不登校やひきこもり、家庭内暴力、触法、うつなどのさまざまな精神症状といった二次的な問題が現れている状態像について概説する。
- ・冰山モデル等の考え方を活用し、二次的な問題が現れている行動の背景に、特性への配慮が不十分であることや適切な環境が整えられていない状況があることを概説する。
- ・特性把握の重要性、環境調整、チームによる支援、記録や分析の方法など、基本的な対応のあり方について概説する。

※受講者からの持ち寄り事例ないしは架空事例を用いて、グループで検討する場を設ける。
必要な情報や、配慮すべき特性、適切な環境を把握し、どんな支援が考えられるかをグループで話し合い、それを全体で共有するなど工夫する。

<到達指標>

初級: 併存障害の概要や二次的な問題に関する基本的な内容を理解している。

中級: 併存障害や二次的な問題に関する内容を理解し、基本的な対応できる。

上級: 併存障害や二次的な問題に関する内容を理解した上で、その背景を分析し、支援の方法を提案することができる。

【 B 教育的ニーズに応じた指導 】

7. 個別の指導計画の作成・活用

個別の指導計画とは、一人一人の教育的ニーズや支援内容等を踏まえ、当該児童等に関わる教職員が協力して、学校生活や各教科等における指導の目標や内容、配慮事項等を示した計画であることを理解する。通級による指導の担当者としてその作成・活用に必要とされる知識やスキルを身につける。

<主な内容>

個別の指導計画と特別の教育課程

個別の指導計画の作成と活用（PDCA サイクル）

<研修講座（例）>

「個別の指導計画の作成と活用」（講義 60 分、演習等 60 分）

- ・通級による指導は、特別の教育課程に基づき、個別の指導計画を立案し、一人一人の子どもに応じた自立活動に相当する指導を中心に行う。子どもの自立と社会参加を目指し、通常の学級における指導等との連続性も求められる。通級による指導における個別の指導計画の活用・作成について解説する。
- ・個別の指導計画には、基礎情報（子どもの実態やニーズを含む）、長期目標、短期目標、指導内容と指導の手立て、評価といった項目が必要となる。必要な情報を収集・整理し、目標やその達成のための指導内容や手立てを立案し（Plan）、指導の実施（Do）による結果を子どもの状況から評価（Check）する。子どもの姿だけでなく目標や指導内容と指導の手立ても評価の対象とし、情報の収集・整理から見直しを行う必要も含めて、計画全体を検討して改善していく（Action）。これら PDCA サイクルについて、演習を行う。

※個別の指導計画の作成と活用は、通級による指導の担当者の中心的な研修内容となる。受講者からの持ち寄り事例ないしは架空事例を用いて、個別の指導計画を実際にグループで検討・作成する場を設けるなど工夫する。

<到達指標>

初級：個別の指導計画の作成の目的等についての基本的な知識を理解している。

中級：個別の指導計画についての基本的な知識を理解した上で、個別の指導計画を作成して指導を行うことができる。

上級：個別の指導計画の作成・活用について、PDCA サイクルに基づき見直しや改善を行うことができ、具体的に提案することができる。

【 B 教育的ニーズに応じた指導 】

8. 家族・保護者支援

家族・保護者との協働には、子どものニーズ・課題の共有化、信頼関係の構築が前提条件になる。家族・保護者支援の視点を持って、関係機関や専門職との連携も図りながら家族・保護者と協働して子どもへの指導・支援を行うことの重要性を理解し、そのために必要なスキルを身につける。

<主な内容>

情報の共有と信頼関係の構築
障害や特性に関する理解を促す支援
家族・保護者との協働

<研修講座(例)>

「家族・保護者への支援と協働」(講義 60 分、演習等 60 分)

・子どもの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うにあたっては、家族や保護者との信頼関係を構築していくことを意識しながら、情報共有を進めていくことが重要である。家族・保護者を支援するための視点を持ちながら情報共有し、一人一人に応じた指導・支援について家族・保護者と共通理解を深め、実践につなげていくための知識やスキルについて解説する。

※講義を受けるだけでなく、家族・保護者との情報共有を進めながら指導・支援の方針を立てて協働していくプロセスについて、具体的な事例を通して演習や協議を行う。

<到達指標>

初級: 子どもの指導・支援について家族・保護者と協働するために必要な基本的な知識を理解している。

中級: 子どもの指導・支援について家族・保護者と協働するために必要な基本的な知識を理解し、家族・保護者支援の視点を持って相談対応等を行うことができる。

上級: 子どもの指導・支援について家族・保護者と協働するために、関係機関や専門職との連携も図りながら家族・保護者支援を実践することができる。

【 C 連携・協働 】

9. 通常の学級との連携

<p>通級による指導を受けている児童生徒が、在籍する通常の学級において適切な指導及び必要な支援を受けることができるために、授業づくり(学習指導)や学級経営(生徒指導)等について、学級担任等と連携・協働して様々な対応を工夫することの重要性について理解する。</p>
<p><主な内容></p> <p>学習指導、授業づくり、合理的配慮への支援</p> <p>生徒指導、学級経営への支援</p> <p>キャリア教育と進路指導への支援</p>
<p><研修講座(例)></p> <p>「通級による指導と通常の学級との連携」(講義 60 分、演習等 60 分)</p> <ul style="list-style-type: none">・通級による指導を受けている児童生徒が、在籍する通常の学級において適切な指導及び必要な支援を受けることができるために、通級による指導の担当者と通常の学級の担任等との連携の重要性について解説する。・学習指導要領に示されている各教科等における学習上の困難さに応じた指導の工夫について、発達障害の特性とも関連づけて解説し、特性や教育的ニーズに応じた学習、生活上の困難さへの合理的配慮の提供事例を紹介する。・個別の教育支援計画を活用した事例や高校及び大学入試等における合理的配慮の提供事例をとおして、担当している児童生徒について演習・協議を行う。 <p>※ 講義を受けるだけでなく、内容の理解を深めるための演習やグループ協議等も取り入れる。</p>
<p><到達指標></p> <p>初級: 通級による指導と通常の学級との連携の重要性について理解し、担任等との情報交換の機会を設け、子どもの実態について共通理解を図っている。</p> <p>中級: 通級による指導と通常の学級との連携の重要性について理解し、通常の学級における個別的な指導や配慮について、担任等とともに検討することができる。</p> <p>上級: 通級による指導と通常の学級との連携の重要性について理解し、特性や教育的ニーズに応じた学習、生活上の困難さへの合理的配慮の提供について通常の学級(教科)の担任へ助言ができる。</p>

【 C 連携・協働 】

10. 校内支援体制へのサポート

通級による指導を受けている子どもが、在籍校において安心、安定した生活を送るためには、通級による指導の担当者が、特別支援教育コーディネーターや担任等と連携し、校内支援体制の整備について専門的な立場から役割を担うことが重要である。校内における通級による指導の担当者に期待される役割について理解する。

<主な内容>

- 学校・教員へのコンサルテーション
- 校内委員会、及び事例検討会における役割
- 特別支援教育コーディネーターとの連携

<研修講座(例)>

「校内支援体制における担当者の役割」(講義 45 分、演習等 45 分)

- ・校内支援体制における通級による指導の担当者の役割について、通常の学級の担任等や特別支援教育コーディネーターとの連携の在り方、校内委員会での関わり方などの具体的な事例を通して解説を行う。
- ・実際に、校内委員会、及び事例検討会を取り上げて協議を行い、年間の運営スケジュール等の作成、事例検討会等におけるコンサルテーション、個別の教育支援計画の作成などの演習や協議を行う。

※講義を受けるだけでなく、内容の理解を深めるための演習やグループ協議等も取り入れる。

<到達指標>

初級: 校内支援体制における通級による指導の担当者の役割について基本的な知識を身につけている。

中級: 校内における通級による指導の担当者の役割を理解し、校内支援体制のサポートを行うことができる。

上級: 校内における通級による指導の担当者の役割を理解し、校内支援体制の整備に向けて推進的な役割を果たすことができる。

【 C 連携・協働 】

11. 専門家・関係機関との連携

<p>本人や保護者、学校がニーズを共有し、協働して指導・支援を行うために、医療機関や福祉機関との連携を図り、生活や学習上の困難さに関する特性の見方とより効果的な指導、支援の方法について検討する役割を担うことが重要になる。専門家や関係機関との連携における通級による指導の担当者に期待される役割について理解する。</p>
<p><主な内容></p> <p>チームアプローチ 個別の支援会議 医療機関、福祉機関との連携</p>
<p><研修講座(例)></p> <p>「専門家・専門機関との連携」(講義 45 分、演習等 45 分)</p> <ul style="list-style-type: none">・子ども一人一人の教育的ニーズに応えるためには、学校のみで指導や支援を工夫するだけでなく、地域資源としての専門家や関係機関とも積極的に連携を図り、チームで関わることも効果的である。通級による指導の担当者の役割として、専門家や関係機関とどのような連携を図ればよいか解説する。・専門家や関係機関と連携した具体的な事例を通して、チームアプローチや個別の支援会議の進め方について演習や協議を行う。 <p>※ 講義を受けるだけでなく、内容の理解を深めるための演習やグループ協議等も取り入れる。</p>
<p><到達指標></p> <p>初級: 専門家や関係機関との連携の重要性を理解し、地域資源として活用できる担当者又は機関を把握している。</p> <p>中級: 専門家や関係機関との連携の重要性を理解し、地域資源の専門家や関係機関と連携を図り、子どもの指導に活かすことができる。</p> <p>上級: 専門家や関係機関との連携の重要性を理解し、地域資源の専門家や関係機関と連携を図りながら、個別の支援会議の開催やチームアプローチができる。</p>

【 C 連携・協働 】

12. 切れ目のない支援

通級による指導を受ける児童生徒は、通常の学級に在籍し、一人一人に応じた指導・支援を受けながら、将来的な自立と社会参加を目指していく。指導・支援に携わる教員等は、縦の連携（経年的に子どもに関わる関係者間での情報の共有）と横の連携（その時点で子どもに関わる関係者間での情報の共有）による切れ目のない支援を通して児童生徒の主体的な学びを支えることが期待される。これらを踏まえた通級による指導の担当者としての役割等について理解する。

<主な内容>

情報の引継ぎ、個人情報の保護
個別の教育支援計画の活用

<研修講座（例）>

「個別の教育支援計画と情報の引継ぎ」（講義 45 分、演習等 45 分）

- ・切れ目のない支援の実現には、その時点で子どもに関わる関係者間での情報の共有（横の連携）と経年的に子どもに関わる関係者間での情報の共有（縦の連携）が必要になる。縦と横の連携による子どもへの指導・支援に関する情報の引継ぎ、及び、それに伴う個人情報保護の観点について解説する。
- ・個別の教育支援計画は、個別の指導計画の内容をも包括しながら、縦と横の連携を進めるためのツールである。個別の教育支援計画を活用しながら切れ目のない支援を実現するプロセスについて、具体的な事例を通して演習・協議を行う。

※ 講義を受けるだけでなく、内容の理解を深めるための演習やグループ協議等も取り入れる。

<到達指標>

- 初級**:切れ目のない支援を実現するための縦、横の連携、個人情報の保護等に関する基本的な事項を理解している。
- 中級**:切れ目のない支援を実現するための基本的な事項を理解し、切れ目のない支援を実現するために通級による指導の担当者としての役割を果たすことができる。
- 上級**:切れ目のない支援を実現するために、個別の教育支援計画の活用や個人情報の保護等、その具体的な内容について提案することができる。